

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画（地震・津波編）

第1節 災害予防計画の基本的方針等

部署・関係機関	関係部署
---------	------

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

本市において、地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりの訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制等の整備」の4つに区分できる。

1 地震・津波に強いまちづくり（各関係課）

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地震被害の未然防止計画
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 津波に強いまちの形成
- (4) 建築物の対策
- (5) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり（各関係課）

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

3 地震・津波災害応急対策活動の準備（各関係課）

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機

関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

1 減災目標（各関係課）

本市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（各関係課）

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める次の事業のうち、市が実施する事業について地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るよう努めるものとする。

ア 避難地（避難場所）

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動用道路

オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等

カ 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、特別支援学校、その他公的建造物等の改築・補強

キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設

ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

ケ 地域防災拠点施設

コ 防災行政無線施設、設備

サ 飲料水確保施設、電源確保施設等

シ 非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫

ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）

セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ソ その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。また、県及び市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進（各関係課）

(1) 防災研究の目的・内容

国や大学等の調査研究成果や本市の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努めるものとする。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

部署・関係機関	総務部、企画部、経済文化部、建設部、上下水道局、消防本部、関係部署、関係機関
---------	--

第1款 地震被害の未然防止計画

各種の地震災害から本土を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この計画の定めるところにより実施に努めるものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1 地盤災害防止事業（各関係課）

(1) 危険性

「平成25年度沖縄県地震被害想定調査」により、地盤災害の発生については、東部地区の全域及び北部、中部、西部地区の一部で液状化のおそれがある。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、「市街地液状化対策推進ガイドランス（国土交通省都市局都市安全課）」に基づき実施し、概ね以下のとおりである。

ア 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、関係法令の遵守、徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

2 地すべり防止事業（道路課）

現在及び過去において地すべりのあった箇所または将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定し、行為の制限を行うとともに県と協力して適切な地すべり対策工事の促進に努めるものとする。地すべりが予想される区域は資料編によるものとする。そのほか、風水害等編 第1章「第2節 土砂災害予防計画」によるものとする。

●資料編 資料4-12 地すべりによる危険が予想される箇所 資料4-13 地すべり防止区域指定一覧表

3 急傾斜地崩壊対策事業（道路課）

現在、市においては、36箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、危険度の高い順に県と協力して災害未然防止のための対策工事の促進に努めるものとする。急傾斜地崩壊危険区域は資料編によるものとする。

そのほか、風水害等編 第1章「第2節 土砂災害予防計画」によるものとする。

●資料編 資料4-10 急傾斜地崩壊危険箇所 資料4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

4 道路施設整備事業（道路課）

(1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

5 河川災害防止事業（下水道課）

(1) 現況

二級指定河川の比謝川の河川改修は、平成12年から平成14年にかけて毎年浸水被害が発生したため、事業効果の早期発現のために、浸水被害が発生している川幅の狭い箇所について重点的に整備を行い、5年に1度降る雨（約70mm/h）に対応できる河川断面の整備をおおむね完了している。

(2) 計画

ア 今後の地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等を検討する。

イ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を検討する。

6 公園の整備（建築・公園課）

避難場所として、災害時あるいは延焼を防止するオープンスペースを確保し、防災機能を備えた整備の導入を図る。

7 港湾・漁港の整備（都市整備室・農林水産課）

(1) 港湾・漁港の整備

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後地道路等の整備及び震災後の物資輸送拠点としての機能を確保するため、関係機関に要望し、港湾施設等の強化を促進する。

(2) 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁業機能の維持・継続のための対策を検討し、市はその対策を支援する。

8 農地防災事業の促進（農林水産課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ダム・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、関係機関と協力して地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

9 海岸保全施設対策（国、県、都市整備室）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する「海岸保全基本方針（国土交通省）」及び同法第2条の三に規定する「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画（沖縄県）」に基づく対策を推進する。

基本方針の概要は以下のとおりである。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

10 上水道施設災害予防対策（水道総務課、工務課）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における上水道施設の新設及び改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。また、代替性の確保、多重化等により供給システムの災害対策強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。また、市内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、沖縄市管工事協同組合や他市町村等との応援協定に基づく応援の要請を行う。

11 下水道施設災害予防対策（下水道課）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合、避難所等の生活環境を確保するため、トイレ環境の確保を行い、速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) トイレ環境の確保

下水道施設被害により避難所や家庭内、宿泊施設等の被災者が生活する場においてトイレが使用できなくなることが想定されるため、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について計画し、避難所や避難場所等にマンホールトイレの整備推進を図る。

12 高圧ガス災害予防対策（予防課）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

(1) 高圧ガス製造所等の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者または占有者に対し法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費先の保安対策

ア （一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間に、安全体制の確保、管理の徹底を推進する。

13 電力施設災害予防対策

(1) 沖縄電力（株）における対策

沖縄電力（株）は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と対災環境の整備に努める。

ア 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」によって行う。建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。

エ 配電設備

① 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

イ～オについて、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

(2) 市における対策（契約管財課、消防本部、上下水道局、施設課、その他施設所管課）

市は、電力施設に甚大なる被害が生じ、長期にわたる大規模停電への備えとして、災害対策本部設置施設及び消防本部や上下水道局、コザ運動公園内施設等の災害時に重要な対策を実施する施設並びに避難所等における非常用電源設備等の整備を進める。

14 通信施設災害予防計画（防災課、契約管財課、情報推進課、通信指令課、各電気通信事業者）

市、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市における予防計画（各関係課）

対 策 別	実 施 内 容
災害用情報通信手段の確保	<p>市は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。</p> <p>ア 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮） <p>イ 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化 <p>ウ 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策 <p>エ 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整） <p>オ その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

対策別	実施内容
情報通信機器等の充実	災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。 ア 県が実施する、本市及び消防本部、県出先機関等に整備されているマルチチャンネルアクセス方式無線回線（一定の周波数を多数の利用者が共同で利用する無線方式で、周波数の有効利用上の効果が高いという特徴がある。）が、緊急時に有効活用されるよう努めるものとする。 イ 本市の通信機器は、有線・無線による2ルート化を図る。 ウ 各地域の防災拠点となる場所に、機動力を発揮する陸上移動局に配置する。 エ 市防災行政無線は、現在172基（子局）が設置されている。今後の整備について、現行システムの追加拡充、デジタル化及び最新設備への更新等を推進するものとする。 オ J-ALERT（全国瞬時警報システム）災害情報共有システム（Lアラート）の整備 J-ALERT（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信するものである。
通信設備等の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
停電時の備え及び平常時の備え	災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) 市情報管理部門の業務継続計画（以下「ICT-BCP」という。）の策定（情報推進課）

市は、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき、ICT-BCPを必要に応じて見直しを行い、災害時における本市の情報管理を図るものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画（通信指令課）

ア 通信手段の確保

市及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関は災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(4) 各電気通信事業者における予防計画

対 策 別	実 施 内 容
電気通信設備等の予防計画	災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。 ア 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。 イ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置または予備電源車を確保する。
伝送路の整備計画	局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
回線の非常措置計画	災害発生時における通信確保の非常措置対策 ア 回線の設置切替方法 イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保 ウ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保 エ 災害救助法適用時の避難所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保 オ 可搬型基地局装置による電話回線確保

15 放送施設災害予防計画

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

16 通信設備・放送設備の優先利用等の事前措置（防災課、情報推進課）

(1) 優先利用の手続き

市または関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第2款 都市基盤の整備

防災対策に係る土地利用の推進及び都市基盤施設の整備によって、災害の拡大を抑制し、被害の軽減を目指す防災まちづくりの推進を図るため、これまで各関係部課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境の整備を行うための事業を、総合的に調整し実施する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（都市整備室、区画整理課、各関係課）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害を念頭にした土地利用の推進に関する事業としては、土地区画整理事業や市街地再開発

事業が推進されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

項 目	内 容
防災上危険な市街地の解消	土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。
新規開発に伴う指導	新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

項 目	内 容
市街地開発事業	市は、市街地開発事業を行う場合は、防災性を考慮し建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。
新規開発に伴う指導	低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害に配慮した対策を促進する。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（都市整備室、建築・公園課、道路課、各関係課）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
防災上重要な道路の整備	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
緑地の整備・保全	土砂災害の危険性が高い斜面地等については、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

項目	内容
避難地・避難路の確保、誘導標識等設置	広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じダム等のオープンスペースを有している公共施設等を利用した避難地及び避難路を確保するとともに誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。 ※避難地・避難路は、地震防災対策特別措置法の基準による。
ライフライン等の共同溝等の整備	ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。 また、市及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。さらに大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。 その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほか、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。
防災拠点機能の確保	広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 地震火災の予防（予防課、警防課、都市整備室、建築指導課、各関係課）

(1) 地震火災予防の基本方針

地震火災の防止を念頭に置いた事業として、今後予想される直下型地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

項目	内容
不燃化の推進	地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。
消火活動困難地域の解消	市街地の不燃化事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により消火活動の困難な地域を解消する。
延焼遮断帯等の形成	広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

項目	内容
防火、準防火地域の指定	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域または準防火地域の指定を実施し、不燃化を促進する。
公共施設の不燃化推進	公共施設については、地域性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

項 目	内 容
耐震性貯水槽等・消防水利の整備	消防力の基準等に照らし、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘察し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（都市整備室、下水道課、道路課、企業誘致課、農林水産課、防災課、各関係課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び整備等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- (2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- (4) 県や市の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁及び市の関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川堤防の整備、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保等を促進する。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難関連施設の確保及び建築物や公共施設の耐浪化などにより、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリ

ポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

(11) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

(12) 県及び市は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（建築指導課、各関係課）

市は、「沖縄市耐震改修促進計画」に準じて、市有施設の耐震化の状況を把握し、計画的な耐震化を進めるとともに地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、県と連携して、耐震化を促進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

なお、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

2 ブロック塀対策（建築指導課）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本市においては、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するために以下の対策を実施または検討する。

(1) 調査及び改修指導

市は、劣化等による危険なブロック塀等の把握に努め、安全性を確保するよう指導する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞が発生しないよう造り替えを促進する。

(2) 普及啓発

市は、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。

1 危険物災害予防計画（消防本部）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防本部への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 毒物劇物災害予防計画（消防本部）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

(2) 対策

市は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県の実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）への指導に協力する。

3 火薬類災害予防計画（消防本部、沖縄警察署、（一社）沖縄県火薬類保安協会、中城海上保安部）

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、沖縄警察署、中城海上保安部、（一社）沖縄県火薬類保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。平成26年時点で本市内に関係事業所はないが、今後、製造所等の事業所ができた場合は、以下の保安対策等を実施する。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策（予防課）

ア 市及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。

イ 市及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発（予防課）

ア 市及び関係機関は、火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ 市及び関係機関は、火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施（予防課）

市及び関係機関は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施（予防課）

市及び関係機関は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第3節 地震・津波に強い人づくり

部署・関係機関	総務部、市民部、健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、消防本部、関係部署
---------	---

地震に強い人づくりのための計画は、防災訓練、防災知識の普及・啓発活動等・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や市民の防災行動力を向上させ、地震に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。

第1款 防災訓練計画

地震・津波災害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、防災関係機関及び住民が一体となって実施する各種の防災訓練は、この計画の定めるところによって実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

市地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの違いへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（防災課、消防本部）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練

- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練の実施（防災課、消防本部）

広域的総合訓練を基本とし、訓練実施内容、具体的目標設定等工夫をこらして、訓練の活性化を図る。

(1) 総合防災訓練

市は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

市及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

市は県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難体制の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

- ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ 防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練

県、市及び防災関係機関は、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4 防災訓練の成果の点検（防災課、消防本部）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（防災課、消防本部）

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災知識普及のため、要配慮者のニーズや被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点へ十分配慮し、次のとおり実施する。

また、市は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

1 職員に対する防災教育（防災課、消防本部、各関係課）

災害発生時に市は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっており、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため市は、防災対応マニュアルの作成・配布、研修等を通じ、所掌事務を熟知させる。

2 市民への防災知識の普及（防災課、消防本部、指導課、各関係課）

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか、適宜関係機関の協力を得て行う。

(1) 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及「火災予防週間（春季：3/1～3/7、秋季：11/9～11/15）」、「防災週間（8/30～9/5）」、「防災とボランティア週間（毎年1/15～1/21）」「防災とボランティアの日（1/17）」等において、関係機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

(2) 実施方法

- ア 新聞、ラジオ、テレビによる普及
- イ 広報おきなわその他刊行物の発行
- ウ 映画・ビデオ及びスライドの活用
- エ 展示会及び講習会の開催
- オ 地域説明会（教育委員会の実施する「出前講座」等）
- カ 沖縄市ホームページによる普及
- キ 沖縄市防災研修センター等の疑似体験装置等の活用
- ク 防災クラブ

(3) 実施内容

- ア 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- イ 災害時の危険箇所
- ウ 避難所の設定及び利用に関すること
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- オ 市民の防災協力事項
- カ 気象（災害）予報に関すること
- キ 地震及び津波防災知識の普及
- ク 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ケ 緊急地震速報受信時の対応行動
- コ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- サ 要配慮者支援等に関すること
- シ 学校教育及び社会教育等における知識の普及

3 各種防災教育の実施（防災課、予防課、指導課、各関係課）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

地震災害に関する防災知識

1 家庭内の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4) 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(1) 地震が起きたときの各自の役割

誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の避難は誰が責任を持つか。

(2) 消火器具の備え付け及び使用方法

(3) 家族間の連絡方法

(4) 避難所及び避難路の確認

(5) 安全な避難経路の確認

(6) 非常持出し品のチェック

(7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

(8) 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等要配慮者の避難方法

(9) 地震情報の入手方法

(10) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(11) 飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備等

3 非常持出し品の準備

(1) 7日分の食品、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食品・飲料）

(2) 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

(3) 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）

(4) 携帯ラジオ

(5) 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

(6) 衣類（下着、上着、タオル等）

4 屋内、屋外及び自動車運転中に取りべき措置

(1) 身の安全の確保

ア 机や椅子に身を隠す。

イ 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない。

(2) 火災防止

ア 火の始末をする。

イ 火が出たら初期消火に努める。

(3) 狭い路地、塀ぎわ、がけ、海岸や川べりに近づかない。

(4) 避難方法

ア 徒歩で避難する。

イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

ウ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起りやすいので、すばやく判断し、避難する。

(5) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

(6) 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

(7) 自動車運転者の取るべき行動

ア 道路の左側または空き地に停車し、エンジンを止める。

イ ラジオで災害情報を聞く。

ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

エ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

5 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

6 電話に関する留意事項

(1) 不要不急な電話はかけない。特に消防本部等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来たすので控える。

(2) 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTT西日本が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（web.171）」（資料編）を利用する。「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（web.171）」は、毎月定められた日に試行することができる。

●資料編 資料10-12 災害用伝言ダイヤル

第3款 自主防災組織育成計画

部署・関係機関	総務部、消防本部、市民部、建設部、関係部署、関係機関
---------	----------------------------

地震・津波への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、地域住民が主体的に防災体制を確立し防災活動を行うことがより有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、各地域において自主防災組織の結成を推進し、その育成強化を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 住民の防災意識の高揚（防災課、警防課、各関係課）

住民に対する防災意識の普及及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレット、ビデオ等資料の作成、講演会の開催について積極的に取り組むものとする。

2 組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は、下記事項に留意の上、市が住民と協議をし、実施するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性をもっている地域であること。

3 組織づくり（防災課）

既存の自治会、団地自治会等の自主組織を自主防災組織として育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。

●資料編 資料17-1 市内自主防災組織一覧

- (1) 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (4) 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱により、自主防災組織の活動を支援する。

●資料編 資料1-4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

4 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

5 活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及 ・防災訓練の実施 ・資機材等の整備 ・災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後	地震発生直後は、建物は大丈夫か、火災は起きていないか、負傷者はいないかなどを確認し、海の近くにいる場合は高所に避難を行うなど、自身の身の安全の確保に努める。また、地震の規模など災害情報を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等) ・津波からの迅速な避難誘導
数時間後	地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民と共助が中心となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・安否や被害についての情報収集 ・初期消火活動 ・救出活動 ・負傷者の手当・搬送 ・住民の避難誘導活動 ・要配慮者の避難支援

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営 ・自治体および関係機関の情報伝達 ・他団体等への協力要請 ・物資配分、物資需要の把握 ・炊き出し等の給食・給水活動 ・防疫対策、し尿処理 ・避難中の自警（防犯）活動 ・災害時要支援者への配慮 ・ボランティア活動のニーズの把握

6 資機材の整備（防災課、各関係課）

市は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

7 活動拠点の整備（市民生活課、建築・公園課、各関係課）

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

8 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県の支援のもと、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や自主防災資機材の整備等に努める。

(2) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

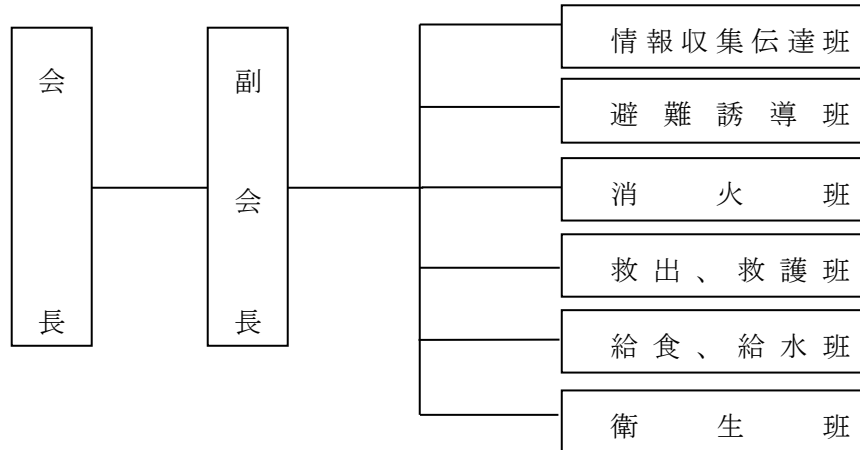
ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

9 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織はおおむね下記のとおり組織図となる。ただし、各地域によってはその態様に応じて組織してもよい。

[自主防災組織図（例）]



自主防災組織の役割分担

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	1 防災知識の普及に関すること 2 情報収集伝達訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 情報の収集、伝達に関すること 2 指揮、命令等の伝達 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
避難誘導班	1 地域の安全点検に関すること 2 危険箇所の把握 3 避難路、避難所の設定訓練 4 必要資機材の整備点検	1 安全な避難誘導に関すること 2 避難所の設定 3 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
消火班	1 地域の安全点検に関すること 2 消火訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 出火防止と初期消火に関すること
救出、救護班	1 地域の安全点検に関すること 2 救出、救護訓練計画、実施 3 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検	1 関係機関と連携した負傷者の救出及び搬送 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
給食、給水班	1 給食、給水訓練の計画、実施 2 炊出し器具等、必要資機材の整備点検 3 備蓄食品等の点検・保管	1 炊出しに関すること 2 食品、飲料水、生活必需品などの配分に関すること 3 ろ水機の運用に関すること
衛生班	1 衛生処理訓練の計画、実施 2 必要資機材の整備点検	1 仮設トイレに関すること 2 ゴミ処理及び消毒に関すること

第4款 消防職員等の増員

部署・関係機関	消防本部
---------	------

1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、市は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市は適正数の確保・強化を図る。

2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

また、県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- ア 市消防団条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- イ 市民等への消防団活動の広報
- ウ 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
- エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5款 企業防災の促進

部署・関係機関	消防本部、総務部、経済文化部
---------	----------------

大規模な震災が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等の防災体制の充実を図るものとする。

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 市の支援

市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6款 地区防災計画の普及等

部署・関係機関	総務部、消防本部
---------	----------

1 地区防災計画の位置付け

本市の一定の地区内の居住者等（自治会単位など）が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、沖縄市防災会議は市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市地域防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

市は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

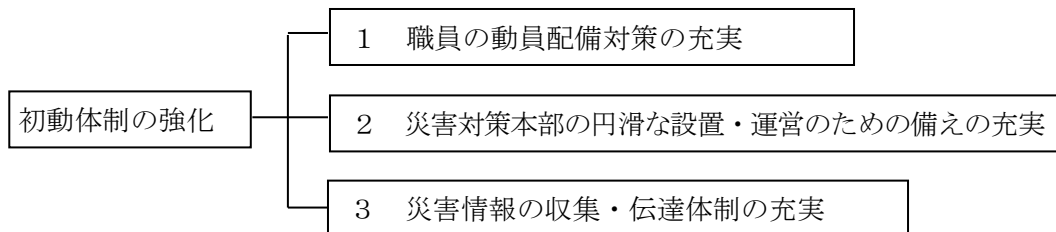
部署・関係機関	総務部、企画部、関係部署
---------	--------------

市及び防災関係機関は、地震・津波編「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第1款 初動体制の強化

突然発生する災害に市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



1 職員の動員配備対策の充実（防災課、人事課、各関係課）

職員（要員）の安全の確保に十分に配慮しつつ、できるだけ早くかつ多くの要員確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	・災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。
災害対策職員用携帯電話の拡充	・地震及び津波災害の場合、いち早く災害対策本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部員の確保を図る。 ・本部長をはじめ、防災担当職員、緊急対応班員等の主要部局の職員に防災用携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える。
24時間体制等の整備	・防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。
庁内執務室等の安全確保の徹底	・勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（契約管財課、情報推進課、防災課、各関係課）

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
庁舎の耐震性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部（本庁）の設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。
災害対策本部機能の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策拠点となる施設及び設備について、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。 災害対策本部設置スペースの確保及び設備・機能の拡充を行う。 ※市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～（平成 29 年 7 月 消防庁国民保護・防災部防災課）参照
防災対応マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> 震災時に速やかに災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む防災対応マニュアルを整備する。
災害対策本部職員用物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の水、食品、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（防災課、各関係課）

災害時及び災害の発生するおそれのあるときの情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。

特に本市においては情報を把握する能力を高めるため以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
情報通信機器等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていく。 県と協力し、市防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等を図る。 防災関係機関の相互の通信を確保するための防災相互通信用無線局、及びホットライン等の整備を図る。 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。
通信設備等の不足時の備え	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
連絡体制等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 津波情報等が夜間に発表された場合の対応については、海岸地区への早期広報体制を図る。

※その他、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」、「第4節 災害情報等の収集・伝達計画」、「第5節 災害広報計画」に準ずるものとする。

4 情報分析体制の充実

県及び市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え

県及び市は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

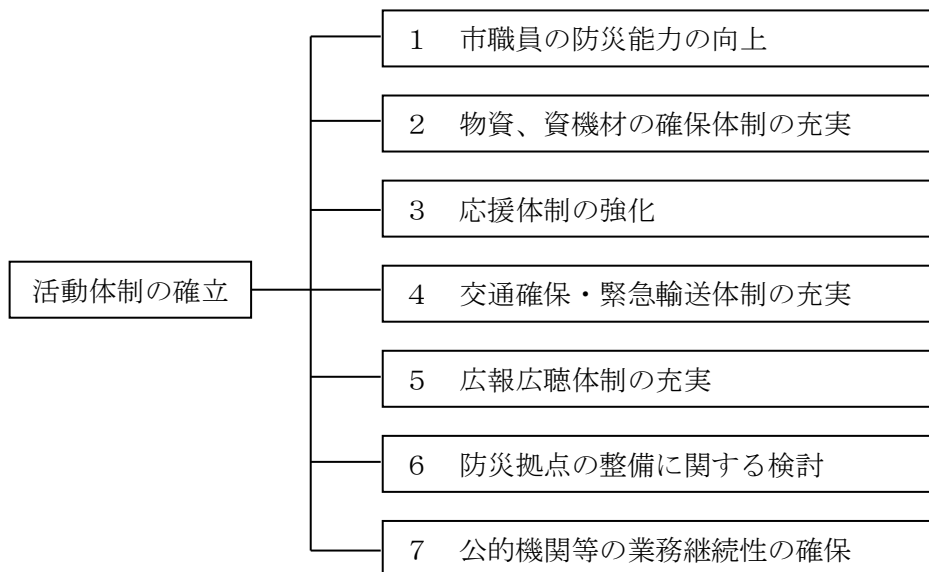
6 複合災害への備え

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 市職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
職員を対象とした防災研修の実施	・職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布する。
防災担当職員及び災害担当職員の養成	<p>防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。</p> <p>ア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会）等に積極的に職員を派遣する。</p> <p>イ 災害を体験した都道府県への視察、及び意見交換会の開催等を行う。</p> <p>ウ 防災担当専門職員を養成する。</p> <p>エ 各課に防災推進員を配置し、職員の防災意識・能力の向上を図る。</p>
民間等の人材確保	・市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保体制の充実（各関係課）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食品、水、被服寝具等の生活必需品の確保が必要となる。このため以下の対策を推進する。なお、県及び市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

実施事項	実施内容
救出救助用資機材の確保体制の充実（防災課、消防本部、各関係課）	<p>救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、自治会・団地等の単位での確保を柱とした整備を推進する。</p> <p>ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助</p> <p>イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発</p> <p>ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進</p> <p>エ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進</p> <p>オ 各市立施設における救出救助用資機材の整備促進</p>
消火用資機材の確保体制の充実（防災課、消防本部）	<p>消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、自治会・団地等の単位での確保を柱とした整備を図る。</p> <p>ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助</p> <p>イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発</p> <p>ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進</p>

実施事項	実施内容
<p>食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実（防災課、市民生活課、上下水道局、各関係課）</p>	<p>食料・水・被服寝具等の生活必需品については、家庭や地域等での確保がなされるよう家庭内備蓄や事業所内備蓄、自主防災組織による備蓄等の地域内備蓄を推進する。なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市は、沖縄県地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。</p> <p>調達・供給については、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」「第18節 食料供給計画」「第19節 生活必需品供給計画」に基づき実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資料編 資料 1-6 沖縄市備蓄整備計画 ●資料編 資料 6-14 物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む） ●資料編 資料 6-15 避難生活用備蓄物資一覧 <p>ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館、自主防災組織等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発</p> <p>イ 市における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進</p> <p>ウ 市は、管理する配水池及び飲料水用耐震性貯水槽を緊急遮断弁で水の流出を防ぎ、災害対策用として確保する。</p> <p>エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握</p> <p>オ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>カ 市及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資料編 資料 15-1 応急給水用機械の種類及び能力等 <p>キ 市は、日本赤十字社と連携し、衣料品・寝具類等の必要な物資を備蓄する。</p>
<p>輸送手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。 ・海上輸送に関する船舶の確保については、漁船等における応援要請の方法等の事前協議を図っておく。

3 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。市においては、山形県米沢市、愛知県東海市等との応援協定に基づき災害時の応援を要請するほか、県を通じて県外からの応援体制の強化を図るものとする。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後

方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

イ 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように市内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

沖縄市赤十字奉仕団や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

県及び市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

カ 在日米軍との協力体制の充実

県及び市は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

- ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）
- ・消防相互援助協約（消防本部）
- ・嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書（消防本部）

キ 応援・受援の備え

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・応援先・受援先の指定
- ・応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・地域内輸送拠点の確保

※この計画については、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に準ずるものとする。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需用が生じる。

こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であることから、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保するとともに、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

イ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市の管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

●資料編 資料 7-3 使用可能なヘリポート候補地

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。そこで、第2章「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

エ 運送事業者との連携確保

県及び市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

オ 緊急輸送活動関係

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県、市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

カ 中核給油所（中核SS）等の把握

市は、国による整備、指定を進めている災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となり、災害時に緊急車両に対して優先給油を行う役割を担う中核SSについて、その所在地を把握し、共有を図るものとする。ただし、中核SSは、一般消費者の殺到を防ぐため一般公表されていないことに留意しなければならない。

また、国は災害時による地域住民等に対し継続して給油を行うことができる住民拠点サービス

ステーション（住民拠点SS）の整備も進めている。

※令和元年12月31日時点、本市に住民拠点SSの指定なし

5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していくものとする。

実施事項	実施内容
プレスルームの整備	・報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するためプレスルーム及び待機室の整備を図る。
インターネットを通じた情報発信に関する検討	・情報化の発展に伴い、パソコン通信・インターネットといった新しい情報伝達手段が成熟化してきているため、災害時の情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	・聴覚障がい者、外国人に対しても的確に情報を伝えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討

(1) 防災拠点

本市の防災拠点は、広域避難場所として指定されているコザ運動公園とし、大規模災害時における公園内施設の役割は次のとおりとする。また、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、非常用電源設備等、耐震性貯水槽等による水の確保、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進し、防災拠点としての強化を図る。

施設名	使用用途
体育館	避難所
武道館	遺体収容施設
陸上競技場	応急救護所及び仮設風呂
多目的運動場	ボランティアセンター
野球場	ヘリポート
グリーンフィールド	支援物資集積拠点
サブグラウンド	第1応急仮設住宅
駐車場（旧サッカー場）	第2応急仮設住宅

(2) その他の防災拠点の検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していくものとする。

7 公的機関等の業務継続性の確保

市は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

部署・関係機関	関係部署
---------	------

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実（防災課、秘書広報課、情報推進課、各関係課）

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実（防災課、秘書広報課、情報推進課、各関係課）

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実（ちゅういしいじい課、介護保険課、障がい福祉課、施設課、指導課、観光振興課、文化芸能課、防災課、建築指導課、各関係課）

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県、施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する調整の推進

オ 指定された避難路を閉塞する恐れのある住宅・建築物への耐震診断及び改修の促進

(4) 救出救助対策の充実（消防本部、防災課）

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 市は、県と連携し、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）を図る。

イ 市は、県からの補助を活用し、自主防災組織用の救出救助用資機材の充実を図る。

(5) 緊急医療対策の充実（市民健康課、こども相談・健康課）

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施

設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していく。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（建築指導課）

建築物の地震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進（教育総務課、指導課、施設課、各関係課）

以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 家庭科室の調理機能の強化

エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー室、和室、簡易ベッド、洋式トイレ及び車いす用トイレの整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、仮設トイレ、マンホールトイレ、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 避難場所・避難所の指定・整備（防災課、ちゅういしいじい課、施設課、建築・公園課、政策企画課、各関係課）

市は、危険な建物、地域から安全な場所に市民や観光客等を避難させるため、避難所、避難場所、収容に関する予防対策を確立していく。

指定にあたり、避難場所の収容可能人数は、敷地内の建物、道路、池などを除いた避難スペースとして、原則として1人当たり1㎡とし算出し、避難所の収容可能人数は、施設内の廊下、階段、トイレ、その他避難者を滞在させることに適さない空間を除いた避難スペースとして、原則として2人当たり3.3㎡とし算出する。

●資料編 資料6 避難所・備蓄倉庫及び物資

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を下表の分類により指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に基づく「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」に適合するように留意する。

指定緊急避難場所について、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、図機構の見方に関する周知にも努める。

区分	分類	概要
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は広場等であり、災害種別ごと（洪水、土石流、がけ崩れ・地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山）に安全（○）なのか危険（×）なのか示し指定する。
	指定緊急避難場所（広域）	指定緊急避難場所であり、広域的な避難者の受け入れや、災害時の応急対策等に必要なヘリポートや救護所等が設置される防災拠点となる施設
	指定緊急避難場所（小規模）	指定緊急避難場所まで距離的に避難が困難な地域等を解消するため、小規模ではあるが、避難者が安全に避難できる施設
指定避難所	指定避難所	避難者を災害の危険がなくなるまでの期間、又は自ら居住場所を確保することが困難になった被災住民やその他の被災者を一定期間滞在させるための施設
	指定避難所（津波除く）	津波避難対象地域（津波災害警戒区域内除く）に立地しているため、津波警報、大津波警報発表時には開設しないが、津波警報等解除後は、施設及び周辺の浸水状況等を確認し、安全が確保されれば開設する指定避難所
	一時避難所	大規模災害時に、避難者を一時的に受け入れる公民館施設、民間事業所及びホテル等の宿泊施設であり、指定避難所の空き状況に応じて避難者を移動させ、短期的に開設する避難所とし、平時より協定を締結し、協力体制を図る。

イ 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。

また、民間の社会福祉施設等の場合は、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

ウ 福祉避難スペース（室）の確保

専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。

エ その他の避難所、避難場所等

市は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所並びに福祉避難所の他、必要に応じて次の分類により避難所、避難場所等として定めることができる。

分類	概要
準避難所	二次被害の可能性のある地域（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域）に立地しているが、「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」を満たし、二次被害を回避するための構造を有しているため、当該災害が収まった後に、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保され、市長が必要と認めた場合に開設する公共施設
台風等避難所	暴風域に入る見込みがある場合や、局地的な土砂災害、洪水発生時または発生する恐れがある場合等の小規模災害時に開設する公共施設とし、原則として、北部、中部、西部、東部の各地区に1箇所（計4箇所）同時に開設する。対象となる施設は、指定避難所、指定避難所（津波除く）又は準避難所の指定基準を満たしている必要がある。
津波避難施設	津波警報、大津波警報発表時に、津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する高い建物（ビル、タワー、展望台等）及び高台にある広場等
災害時協力施設	平時より地域のコミュニティの場として周知されている公民館施設であり、災害時に避難者が滞在し生活する施設ではなく、当該地域の被災者に対し、炊き出しや支援物資の配給、トイレの貸し出し、情報提供などの支援協力を得られる施設とし、大規模災害時に施設及び周辺の安全を確認し協力要請する。

オ 避難場所・避難所等の整備

(ア) 市は、避難場所及び避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月）」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月）」その他ガイドライン等を参考に避難所等の環境整備を進める。

(イ) 学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市は、災害等の発生時において、被災者、避難者及び帰宅困難者等の通信を確保するため、西日本電信電話株式会社沖縄支社と連携し、避難所に災害用特設電話の整備を進める。

●資料編2-16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社沖縄支店）

(エ) 市は、災害時に避難所等となる施設の内、指定管理者が管理している施設については、「大規模地震に係る災害発生時における避難上運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）（総務省自治行政局）」に基づき、避難所等運営の役割分担及び費用負担について明確にしておく。

(3) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発（防災課、各関係課）

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立する

までの間（概ね7日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置（市営住宅課）

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(5) 物価の安定等のための事前措置（契約管財課）

市は、県と連携し、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(6) 文教対策に関する事前措置（教育総務課、指導課、総務課、郷土博物館）

市は、県と連携し、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(7) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置（指導課、保育・幼稚園課、各関係課）

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(8) 広域一時滞在等の事前措置（防災課、各関係課）

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア 他市町村との広域一時滞りに係る応援協定の締結

イ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市が把握する体制の整備

オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(9) 家屋被害調査の迅速化（市民生活課、建築指導課、建築・公園課、市営住宅課、各関係課）

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(10) 災害廃棄物処理計画の策定（環境課）

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(11) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討（消防本部）

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の 2 及び第 86 条の 3 により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

部署・関係機関	健康福祉部、指導部	市社会福祉協議会
---------	-----------	----------

大規模災害時には、市、防災関係機関とボランティアが共に、如何に活動するかが、その後の救援・復興を左右するということが阪神・淡路大震災で証明された。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1 ボランティア意識の醸成（ちゅいしいじい課、指導課）

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じた取り組み

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2 ボランティアの育成等（ちゅいしいじい課）

(1) ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市及び市社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物（被災宅地）応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ 市は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部・沖縄市赤十字奉仕団及び県・市社会福祉協議会と連携し、災害

時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策（ちゅいしいじい課）

- (1) 市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備・指定しておくものとする。
- (2) 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- (3) 市及び市社会福祉協議会は、市内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (4) 市及び社会福祉協議会は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討するとともに、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。
- (5) 市及び社会福祉協議会は、災害時のボランティアの支援について、別に定める「沖縄市防災対応マニュアル」に準じて対応する。

第5款 要配慮者の安全確保計画

部署・関係機関	健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、教育部、指導部、関係部署 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会
----------------	---

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（各関係課）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における、要配慮者の安全を図るためには次の防災対策を講じておく。

- (1) 地域防災計画への位置づけ
 - 市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。
 - 特に、避難促進施設については、施設名称及び所在地を明記しておく。
- (2) 避難計画の作成及び避難訓練の実施
 - ア 施設ごとの規定（介護保険法等）
 - 介護保険施設等の事業者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運用に関する

基準に基づき、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。その際、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

イ 災害毎の規定（津波防災地域づくりに関する法律等）

地域防災計画に明記された避難促進施設の所有者又は管理者は、地震・津波編 第1章「第5節 津波避難体制等の整備」を踏まえ、避難確保計画を作成し、避難訓練の実施しなければならない。

(3) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の整備や常時点検に努める。

(4) 地域社会との連携

施設の管理者は、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(5) 緊急連絡先の整備

施設の管理者は、災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(6) 災害用備蓄等の推進

施設の管理者は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

2 在宅で介護を必要とする者の安全確保（ちゅういしいじい課、各関係課）

心身に障がいをもつ者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮をする。

(1) 避難行動要支援者支援計画の整備

避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「沖縄市災害時要援護者避難支援計画」と、災害時等の場合に避難行動要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者（以下「避難支援者」という。）、避難先等を記載した「個別計画書」（名簿・台帳）の整備を推進する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10～13、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、以下に定めるとおとする。また、細目的な部分に関しては「沖縄市災害時要援護者避難支援計画」に基づき対応するものとする。

① 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとする。

- | | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 自治会 | <input type="radio"/> 民生委員・児童委員 |
| <input type="radio"/> 自主防災組織 | <input type="radio"/> 沖縄市社会福祉協議会 |
| <input type="radio"/> 沖縄市消防本部 | |

② 避難行動要支援者の名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅で生活している、下記のいずれかに該当する者で、独居又は同居親族による避難支援が困難な者とする。

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 身体障害者手帳1、2級以上の者 |
| <input type="radio"/> 精神障害者保健福祉手帳1級の者 |
| <input type="radio"/> 療育手帳A1、A2の者 |
| <input type="radio"/> 介護保険要介護度3以上の者 |
| <input type="radio"/> その他、本人又は支援者からの申し出により特に配慮が必要と認める者 |

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 氏名 | <input type="radio"/> 避難支援を必要とする理由 |
| <input type="radio"/> 生年月日 | <input type="radio"/> 名簿提供同意の有無 |
| <input type="radio"/> 性別 | <input type="radio"/> 自治会 |
| <input type="radio"/> 住所 | <input type="radio"/> 民生委員 |
| <input type="radio"/> 電話番号 | <input type="radio"/> 避難支援者 |
| <input type="radio"/> その他必要があると認められる情報 | |

④ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については、随時実施する。

⑤ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求めるものとする。

また、自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- 必要以上の名簿の複製の禁止
- 施錠可能な場所への名簿の保管
- 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）

⑥ 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、避難準備・高齢者等避難開始の周知を図る。

避難の勧告、指示は次の方法により周知する。

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市メールによる配信		○

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行うものとする。

⑧ 避難行動要支援者の個別計画書の作成

市は災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画書の作成を推進する。

(3) 支援体制の確立

災害時における避難行動要支援者の情報伝達や救助、避難誘導等は、自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員等による地域全体での支援が重要であるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制の確立に努める。

(4) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ② 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

- ① 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ② 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(5) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステム整備を充実する。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（市民生活課、ちゅいしいじい課、障がい福祉課、観光振興課、文化芸能課、各関係課）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に努める。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

部署・関係機関	経済文化部、総務部、関係部署
---------	----------------

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（観光振興課、文化芸能課、防災課、各関係課）

(1) 避難標識等の整備

市は、避難所・避難路等の標識が、観光客・旅行者にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、その安全確保に努める。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、図記号の見方に関する周知にも努める。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

市は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

(4) 観光危機管理体制の整備

ア 観光危機管理の普及、対策の促進

市は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

イ 観光危機情報提供体制の整備

市は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

2 外国人の安全確保（観光振興課、文化芸能課、防災課、各関係課）

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第5節 津波避難体制等の整備

部署・関係機関	関係部署、関係機関
---------	-----------

本市は、東部地域に、中城港湾開発に伴う企業関連会社、泡瀬漁港、沖縄県総合運動公園等を有し、今後さらに人口の増加が予想される。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、市民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の啓発（防災課）

(1) 市における対策

津波避難計画について、計画に定めている避難経路や津波避難ビルなどの情報を提供するとともに、防災訓練等を通じて啓発に努める。

なお、計画の修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、沖縄警察署と十分な調整を図る。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員、自主防災組織、民生委員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(3) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

2 津波危険に関する啓発

市は、津波の危険性や津波警報・避難指示（緊急）等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

(1) 市における対策

ア 市は、市民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- (ア) 津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、津波避難対象区域（想定の限界や不確実性含む）
- (イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- (ウ) 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震による津波等）
- (エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- (ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- (イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- (ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- (エ) 津波危険地域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- (オ) 広報紙
- (カ) 防災訓練
- (キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）
- (ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- (ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を行うとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

ウ 津波防災教育の推進

市は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。市は、避難指示（緊急）の発令区域・タイミング、指定

緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害などの同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

市は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。また、当該地域の公共施設に津波避難に有効な機能の付加を推進するとともに、民間建築物等の活用及び戸別住宅等における有効な避難機能の付加について検討する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造及び避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難

する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、高台に立地している広場等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

オ 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) 建築物の安全化

市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(5) 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施

ア 避難確保計画の策定

地域防災計画に明記された避難促進施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市に報告するとともに公表しなければならない。

イ 避難訓練の実施

避難促進施設の所有者又は管理者及びその使用人その他の従業員は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その結果を市に報告しなければならない。報告を受けた市は、必要な助言又は勧告をすることができる。また、訓練実施に伴い、当該施設の利用者に対し協力を求めることができる。

第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策部、各対策部
---------	------------

この計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を構ずるものである。

1 災害対策本部と防災関係機関との協力系統



2 災害対策の動員（人事班）

災害時の初動体制及び配備基準、動員方法等については、以下に定めるほか、別に定める「災害時職員行動マニュアル」による。

(1) 災害対策配備体制基準

災害対策初動体制、災害対策警戒体制、災害対策本部体制の配備基準等は以下のとおりとする。

なお、大雨、台風及び土砂災害等の災害に関する配備基準については、風水害等編 第2章「第1節 組織計画」に定める。

災害対策配備体制基準（地震・津波編）

体制区分	配備基準	配備要員・対策	主な対策
災害対策初動体制	1 沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> 防災課 1 名以上、総務部要員 1 名以上、建設部要員 1 名以上本庁待機 下水道課 1 名以上上下水道局待機 緊急対応班、災害対応活動班（水防班）は招集時に備える。 	対策要員に割当てられた職員は、気象情報等を把握し本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策警戒体制に備える。
	2 津波注意報発表のおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 防災課 1 名以上 	
災害対策警戒体制	1 本市で震度4の地震が観測された場合	【主に情報収集、伝達及び危険区域の巡視】 緊急対応班 災害対応活動班（水防班） 協力要員	特に関係ある部・課の所要人員で、災害に関する情報収集、巡視及び連絡活動が円滑に行い得る体制とし、状況に応じて第1配備体制に移行できる体制 ①地震・津波情報等の把握 ②各待機要員の連携把握 ③情報の収集及び伝達（防災行政無線放送、自治会等関係等） ④危険区域を巡視し災害の兆候等に留意 ⑤避難準備・高齢者等避難開始（避難行動要支援者）の検討 ⑥避難勧告等の検討 （注）要員に指示されていない課長等は緊急事態に備える。
	2 沖縄本島地方に津波注意報が発表され、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合	【主に情報収集及び伝達、避難準備・高齢者等避難開始及び避難指示（緊急）の検討】 [状況により緊急対応班] [状況により災害対応活動班（水防班）] [状況により協力要員] ・建設部・消防署による泡瀬海岸巡視	
災害対策本部体制	第1配備 1 本市で震度5弱が観測された場合 2 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合	災害対策本部所掌事務による動員[本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	①対策本部設置報（県、住民等への設置報告） ②情報収集及び伝達 ③避難勧告等の検討 ④要救助者、被害状況等を調査班編成し調査 ⑤配備体制の検討 ⑥県への自衛隊等応援要請依頼の検討

体制区分	配備基準	配備要員・対策	主な対策
災害対策本部体制	第2配備 1 本市全域で被害の拡大が予測される場合 2 本市で震度5強が観測された場合	約半数の職員を動員 [本部長の判断により増減] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。 ②他の班においては、対策部長の指示により、登庁または自宅待機とする。	
	第3配備 1 本市で震度6弱以上が観測された場合 2 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合 3 本市全域で被害が拡大され第2配備では対応が困難な場合 4 市全域にわたる地震被害が発生した場合 5 甚大な局地的被害が発生した場合	全職員[事態により全会計年度任用職員動員検討] ①各対策部においては、対策部長の指示により対策要員の増減を検討し、交代をする。	

3 災害対策初動体制（総務部、建設部、消防本部、各関係部署）

災害対策初動体制は、本市に災害が発生するおそれがある場合に、上記「災害対策配備体制基準」に応じて取る配備体制である。

本体制における役割は、「気象情報の収集・把握」「各待機要員の連携・把握」「情報の収集・伝達」となるが、本市に災害が発生するおそれがある場合には、速やかに「災害対策警戒体制」へ移行できるよう備える。

●指揮者、要員、設置場所

災害対策初動体制における指揮者、要員及び設置場所は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者	: 総務部次長
副指揮者	: 防災課長

<災害対策初動体制要員>

防災課	: 1名以上
総務部要員	: 1名以上
建設部要員	: 1名以上
下水道課	: 1名以上

<設置場所>

本庁舎（各課内）※下水道課は、上下水道局庁舎で対応

●活動内容

災害対策初動体制における活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 気象情報の収集・把握 ② 各待機要員の連携・把握 ③ 情報の収集・伝達 |
|---|

4 災害対策警戒体制

災害対策警戒体制は、本市に災害が発生、または発生するおそれがある場合に、災害対策配備体制基準に応じて取る体制である。災害対策警戒体制には、「緊急対応班」と「災害対応活動班（水防班）」があり、緊急対応班は市民等からの電話対応や情報収集・伝達等を行い、現場対応が必要な場合には「災害対応活動班（水防班）」を招集し、対応する体制である。各課の対応については、別表2「災害対策本部所掌事務」を準用する。また、現場対応の状況に応じて、要員が不足している場合、各部内の職員を「協力要員」として招集し対応する。ただし、切迫性が高い案件については、災害対応活動班（水防班）の招集を待たず、すでに配備している全ての職員で対応する。

●指揮者、要員

災害対策警戒体制における指揮者及び要員は、以下のとおりである。

<指揮者>

指揮者：総務部長 副指揮者：建設部長、総務部次長

<災害対策警戒体制要員>

緊急対応班 災害対応活動班

●活動内容

災害対策警戒体制における活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 気象・災害情報の収集・伝達 ② 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録 ③ 現場対応が必要な場合における「災害対応活動班（水防班）」の招集 ④ 災害対応活動班（水防班）への指示 ⑤ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告の検討 ⑥ 避難所開設の検討 ⑦ 災害対策本部体制への移行の検討 ⑧ その他災害対策の重要事項に関すること ⑨ 災害対策警戒体制の解散に関すること ⑩ 危険区域の巡回及び広報 ⑪ 飛散物の固定、障害物の除去 ⑫ 避難者対応・避難所運営 ⑬ その他現場対応 |
|---|

【緊急対応班】

緊急対応班は、災害対策警戒体制時に招集される班であり、主な活動は気象や災害情報の収集・伝達をはじめ、市民や関係機関から寄せられる電話対応を行い、その内容を記録（防災情報システムに入力）することである。また、専門的な内容や現場対応が必要であると判断される場合には、

担当課へその内容を伝達するとともに、現場対応をする者と連絡調整を行う。

緊急対応班の要員は、現場対応の必要性を判断することもあるため、緊急対応班に割当てられている各課長で構成することを基本とする。ただし、長期的な対応も考えられるため、課の事務分掌や災害対応を把握している課長補佐や係長級等を代理として配備することができる。

●班長、班員、設置場所

緊急対応班の班長、班員及び設置場所は、以下のとおりである。

<緊急対応班長>

班長：防災課長

緊急対応班員

部 名	課 名 ・ 役 職 名	配備数
総 務 部	防災課長、防災課（1名以上）、総務課長、秘書広報課長、契約管財課長	5名
企 画 部	政策企画課長、情報推進課長	2名
建 設 部	都市計画担当技幹、道路課長	2名
市 民 部	市民生活課長、環境課長	2名
健 康 福 祉 部	ちゅいしいじい課長	1名
こ だ も の ま ち 推 進 部	こども企画課長	1名
経 済 文 化 部	観光振興課長、農林水産課長	2名
教 育 委 員 会	教育総務課長、指導課長	2名
消 防 本 部	消防総務課長	1名
上 下 水 道 局	水道総務課長、下水道課長	2名
合 計		20名

※災害規模に応じて増員

<設置場所>

本庁舎4階第1会議室 ※水道総務課、下水道課については、上下水道局庁舎で対応

●活動内容

緊急対応班における活動内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 気象・災害情報の収集・伝達 ② 被害状況、避難所状況等の災害情報のとりまとめ ③ 市内全体の被害状況等を把握し、対策内容の検討・立案 ④ 市民及び関係機関からの電話対応、並びにその内容の記録 ⑤ 現場対応が必要な場合における「災害対応活動班（水防班）」の招集 ⑥ 災害対応活動班（水防班）への指示 ⑦ 避難所開設の検討 |
|---|

●緊急対応班会議について

津波注意報や台風接近時など、本市に影響があると予測できる災害については、襲来に備え事前会議を開き、配備態勢や休校や休園、各課の行事（イベント、予防接種、保育業務、ごみ収集等）に関すること及びその他必要事項を確認する。

【災害対応活動班（水防班）】

災害対応活動班（水防班）は、災害対策警戒体制時に場合において、災害の状況に応じて現場対応が必要または必要になると予想される時に招集されるものである。災害対応活動班（水防班）の要員は、「対策要員」と「協力要員」で構成され、「対策要員」のみでは現場対応の人員が足りない場合に各部において「協力要員」を招集する。災害対応活動班（水防班）は、災害対策警戒体制の指揮者（総務部長）の指示に基づき、気象・災害状況等により対応が必要な現場で活動を行うものである。配備基準は、以下のとおりである。

<災害対応活動班（水防班）の配備基準>

- | |
|--------------------|
| ① 現場対応の必要性が予想される場合 |
| ② 現場対応の必要がある場合 |

災害対応活動班（水防班）対策要員

部 名	課 名 ・ 役 職 名
総 務 部	総務課
	契約管財課
	秘書広報課
建 設 部	建築・公園課
	道路課
	市営住宅課
市 民 部	市民生活課
	市民課
	環境課
健 康 福 祉 部	ちゅいしいじい課
こ だ も の ま ち 推 進 部	こども企画課
経 済 文 化 部	観光振興課
	農林水産課
教 育 委 員 会	教育総務課
	指導課
	市民スポーツ課
上 下 水 道 局	水道総務課、下水道課
消 防 本 部	消防総務課

<設置場所>

各課内または各現場対応が必要な場所

●活動内容

対策要員の活動内容は、現場対応が基本となり、主に以下の内容が想定される。

<活動内容>

- | |
|--|
| ① 危険区域の巡回及び広報
② 飛散物の固定、障害物の除去
③ 避難者対応・避難所運営
④ その他現場対応 |
|--|

●災害対応活動班（水防班）の協力要員とは

災害の状況に応じて「災害対策本部体制（第1配備）」への移行は必要ないものの、各課の対応の中で「緊急対応班」及び「災害対応活動班（水防班）」の対策要員では人員が足りない場合に、各部内の対策要員に割当てられていない職員を必要に応じて「協力要員」として招集するものである。また、台風接近時などにおいては、数日にわたっての対応も考えられることから、前もって各部内で調整し交代要員のローテーションを決めておくものとする。

主な活動内容は、現場対応を行っている対策要員と協力して活動することが基本である。

協力要員

部 名	課 名
総 務 部	人事課、納税課、市民税課、資産税課
企 画 部	プロジェクト推進室、財政課、基地政策課、情報推進課
市 民 部	平和・男女共同課
健 康 福 祉 部	障がい福祉課、介護保険課、保護課、市民健康課、国民健康保険課
こどものまち推進部	保育・幼稚園課、こども家庭課、こども相談・健康課
経 済 文 化 部	商工振興課、文化芸能課、企業誘致課
建 設 部	都市整備室、用地課、区画整理課、計画調整課、建築指導課
上 下 水 道 局	工務課、管理課、料金課
教 育 委 員 会	施設課、生涯学習課、学務課、学校給食センター、郷土博物館、中央公民館、市立図書館、青少年センター、教育研究所
支 援 対 策 部	会計課、議会事務局、庶務課、議事課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

5 災害対策本部体制（部長会議、情報総括班、各班）

災害対策本部体制は、大規模災害が発生または発生するおそれがあるとき、市長が災害対策本部を設置し、災害に対応する体制である。

災害対策本部は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、災害対策配備体制基準等に応じて市長が設置するものとする。また、災害対策本部は災害応急対策をひと通り終了し、または災害発生のおそれがなくなり災害対策の必要がなくなったとき、解散する。

災害対策本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民に対し通知公表するものとする。

●本部長、副本部長、部長会議要員

災害対策本部体制における本部長、副本部長、部長会議要員は、以下のとおりである。

なお、本部長（市長）が出張、休暇等による不在または連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

<本部長>

本部長　：市長 副本部長：両副市長

<本部長が不在の場合の責任体制>

- | |
|--|
| ① 市長（本部長）
② 主務の副市長（副本部長）
③ その他の副市長（副本部長）
④ 総務部長（総務対策部長） |
|--|

<部長会議要員>

- | |
|--|
| ① 本部長
② 両副本部長
③ 教育長
④ 上下水道局長
⑤ 各部長
⑥ 議会事務局長
⑦ その他本部長が必要と認める者 |
|--|

●設置場所

災害対策本部室の設置場所は、市施設の使用可能性を調査し、次の順位により、使用可能な場所に設置する。なお、災害対策本部室には、部長会議要員、情報総括班、その他本部長より命を受けた班を招集する。その他の班は、各班の執務室にて災害対策・対応を実施する。

<設置場所>

- | |
|---|
| ① 本庁舎（4階庁議室又は地下2階大ホール）
② 消防本部
③ 沖縄市立総合運動場体育施設 |
|---|

●部長会議の基本方針審議

- | |
|--|
| ① 本部の非常配備体制及びその廃止に関すること。
② 災害情報の収集及び伝達に関すること。
③ 避難の勧告または指示に関すること。
④ 関係防災機関及び姉妹都市等に対する応援の要請に関すること。
⑤ 隣接市町村との相互応援に関すること。
⑥ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
⑦ 災害対策に要する経理の処理方法に関すること。
⑧ 部長会議の招集に関すること。
⑨ 当該災害への対策・支援等の方針、目標、優先順位等に関すること。
⑩ 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。 |
|--|

●情報総括班

県全域に係る空港や電力供給、浄水場等の被害状況や、市内の被害状況、避難所の状況、防災関係機関の状況など、応急対策等に必要な情報をとりまとめ、その情報を基に応急対策・対応等を検討し、部長会議へ立案する。

<情報総括班長、班員>

班長：総務部次長
班員：各部次長

<設置場所>

災害対策本部室設置場所に準ずる。
※本庁舎4階庁議室の場合は、4階第1会議室に設置

●活動内容

情報総括班における活動内容は、以下のとおりである。

- ① 各班からの情報をもとに、市内全体の状況等を把握する。
- ② 部長会議へ報告すべき重要案件か検討し、必要に応じて報告する。
- ③ 対策案件について、優先順位を検討する。
- ④ 各対策部との連携を図り、対策を検討・立案し、部長会議へ付議する。
- ⑤ 人的被害のある案件など、早急に対応が必要な案件は、本部の指示を受ける前に各班へ指示を出す。

●組織構成、所掌事務、配備体制

災害対策本部の組織編成及び所掌事務は、沖縄市災害対策本部条例第2条及び第5条の規則に基づき別表1「災害対策本部 組織編成図」、別表2「災害対策本部所掌事務」のとおり定める。

配備体制については、本部長の指定または災害の規模に応じて配備する。

また、職員は、本部長の配備指定に基づき所定の配置につくものとする。なお、勤務時間外及び休日において、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合、進んで所属長と連絡をとり、または災害対策配備体制基準により自動配備体制とし、安全の確保に十分配慮しつつ自主的に参集するものとする。また、「災害時職員行動マニュアル」を参照する。

<配備の指定及び区分>

- ① 本部長（市長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。ただし、本部長の指定がない場合には、その状況に応じて、各対策部長においてその配備を決定することができる。この場合、各対策部長は直ちに本部長に報告しなければならない。
- ② 地震・津波災害時の配備基準は「第1配備」「第2配備」「第3配備」に区分する。なお、地震・津波以外の災害時については、風水害等編 第2章「第1節 組織計画」に定める。

< 配備人員及び指名 >

- ① 各対策部の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は、災害の実状により、本部長（市長）の承認を得て所属の対策部長において増減することができるものとする。
- ② 各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。また、第1配備の動員については、各班長を通じてあらかじめ決めておくものとする。
- ③ 各対策部長は、毎年5月1日現在で配備要員名簿（別記様式）を作成し、同月10日までに総務対策部人事班長（人事課長）に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、人事班長に通知するものとする。様式は、資料編を参照。
- ④ 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、人事班長に提出しておくものとする。

●資料編 資料 18-18 配備要員名簿

< 動員方法 >

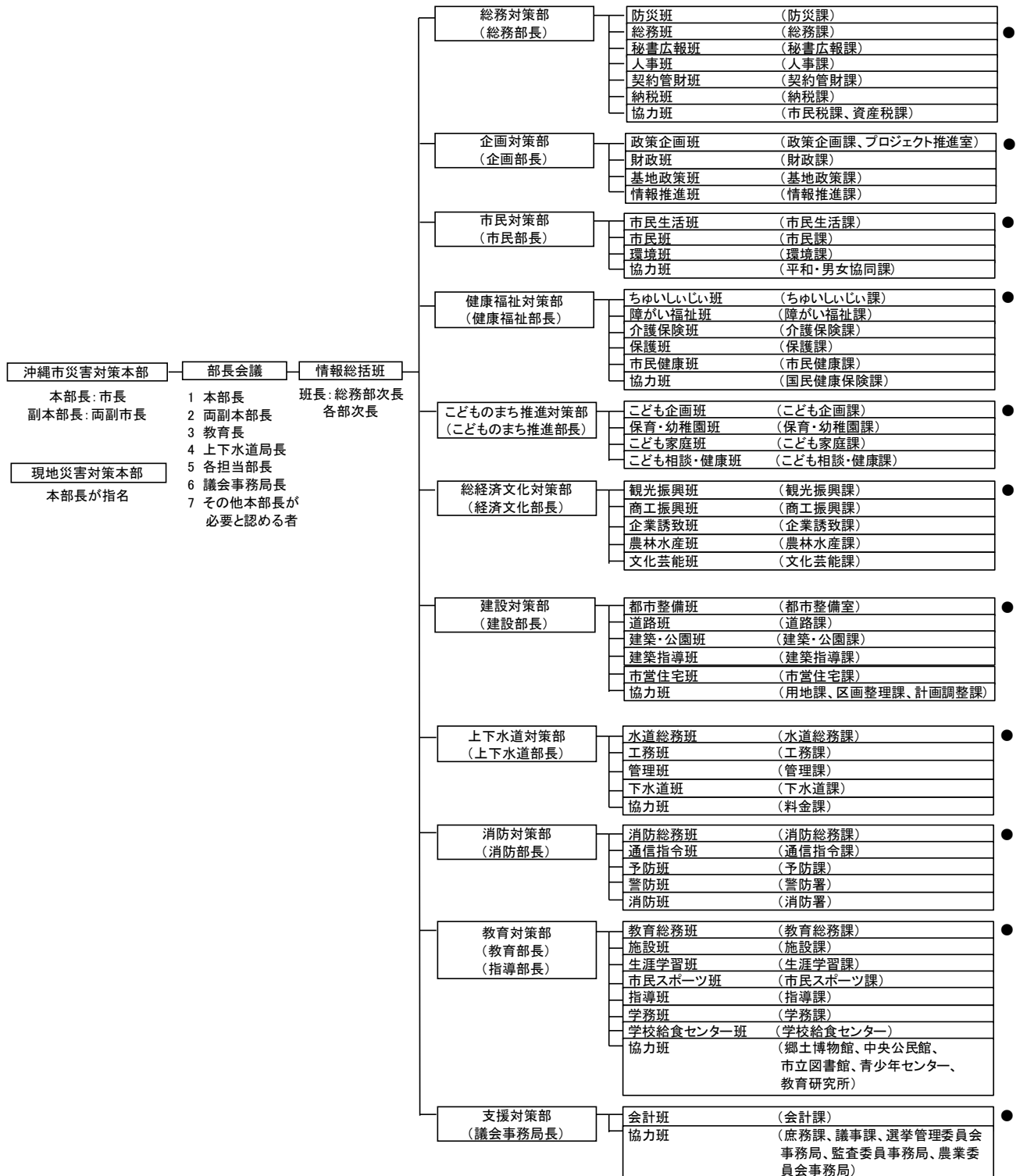
- ① 本部長は、災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに部長会議を開催し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ② 通知を受けた各対策部長は、各班長へその旨通知するものとする。
また、本部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともに、その人数を本部長に報告するものとする。
- ③ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- ④ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につくものとする。
- ⑤ 人事班長は、各班の配備要員の人数等とりまとめ、本部長に報告する。

●現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員よって、当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

別表 1

災害対策本部 組織編成図



※●の班は、各対策部の筆頭班とする。

別表2

災害対策本部所掌事務

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
総務対策部	総務部長 総務部次長	防災班	防災課長	1 災害対策本部及び部長会議に関すること。 2 災害非常配備体制の指示伝達に関すること。 3 防災会議及び関係防災機関との連絡に関すること。 4 災害に関する情報の総括に関すること。 5 気象警報等の受理及び伝達に関すること。 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示(緊急)に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 不発弾処理に関すること。 11 防災行政無線に関すること。 12 所管の被害調査に関すること。	防災課員	半数	全員	全員
		総務班	総務課長	1 部内の被害状況のとりまとめ及び、部内の連絡調整に関すること。 2 防災班の業務補助に関すること。 3 部内の他班に属しないこと。 4 所管の被害調査に関すること。	総務課員	2	半数	全員

部	部 副 部長	班	班 長	所 掌 事 務	班 員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
総務対策部	総務部長 総務部次長	秘書広報班	秘書広報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 3 災害に関する広報、広聴及び報道機関との連絡に関すること。 4 災害の取材、記録及び写真等の整理・提供等に関すること。 5 広報窓口の設置等に関すること。 6 所管の被害調査に関すること。 	秘書広報課員	半数	全員	全員
		人事班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び服務に関すること。 2 職員の公務災害及び保健衛生に関すること。 3 災害対策要員の確保に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。 	人事課員	4	半数	全員
		契約管財班	契約管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資及び資機材等の確保及び購入に関すること。 2 輸送計画に関すること。 3 庁舎の防災及び保全に関すること。 4 公有財産の被害調査及び保全に関すること。 5 所管の被害調査に関すること。 	契約管財課員	4	半数	全員
		納税班	納税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の税緩和措置に関すること。 2 現地調査（人、住家等）に関すること 3 所管の被害調査に関すること。 	納税課員	2	半数	全員
		協力班	市民税課長 資産税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。 	市民税課員 資産税課員		半数	全員

部	部副部長	班	班 長	所 掌 事 務	班 員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
企画対策部	企画部長 企画部次長	政策企画班	政策企画課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する こと。 2 所管の被害調査に関する こと。 3 部内の他班に属しない こと。	政策企画課 員 プロジェクト 推進室員	2	半 数	全 員
			プロジェクト推進担当 主幹					
		財政班	財政課長	1 災害対策の予算措置に関する こと。 2 所管の被害調査に関する こと。	財政課員	2	半 数	全 員
		基地政策班	基地政策課長	1 基地に関する こと。 2 米軍との連絡調整に関する こと。 3 沖縄防衛局との連絡調整に 関すること。 4 所管の被害調査に関する こと。	基地政策課 員	2	半 数	全 員
		情報推進班	情報推進課長	1 情報基盤及び情報機器に関 すること。 2 災害情報等のホームページ への掲載に関する こと。 3 市の保有する行政情報及び 住民情報等の情報管理に 関すること。 4 所管の被害調査に関する こと。	情報推進課 員	2	半 数	全 員

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
市民対策部	市民部長 市民部次長	市民生活班	市民生活課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する事 2 避難者の収容及び避難所の開設・運営・管理に関する事 3 応急給食・生活必需品の調達及び配分に関する事 4 赤十字社、沖縄警察署その他災害協力機関等との連絡調整に関する事 5 災害救助法の適用及びり災証明に関する事 6 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事 7 所管の被害調査に関する事 8 部内の他班に属しないこと	市民生活課員	半数	全員	全員
		市民班	市民課長	1 遺体の埋火葬許可証の発行に関する事 2 安否情報の収集とりまとめ及び相談に関する事 3 所管の被害調査に関する事	市民課員	2	半数	全員
		環境班	環境課長	1 災害地域及び避難所の清掃、衛生、廃棄物、ゴミ処理に関する事 2 災害時のペット対策に関する事 3 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理に関する事 4 所管の被害調査に関する事	環境課員	2	半数	全員
		協力班	平和・男女共同課長	1 部内各班の応援に関する事 2 所管の被害調査に関する事	平和・男女共同課員		半数	全員

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
健康福祉対策部	健康福祉部長 健康福祉部次長	ちゅいしいじい班	ちゅいしいじい課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する事 2 避難行動要支援者全般に関する事 3 救援物資の確保、義援金品の受領及び配分に関する事 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関する事 5 ボランティアに関する事 6 所管の被害調査に関する事 7 部内の他班に属しないこと。	ちゅいしいじい課員	半数	全員	全員
		障がい福祉班	障がい福祉課長	1 障がい者の応急対策に関する事 2 所管の被害調査に関する事。	障がい福祉課員	半数	全員	全員
		介護保険班	介護保険課長	1 高齢者の応急対策に関する事 2 所管の被害調査に関する事。	介護保険課員	半数	全員	全員
		保護班	保護課長	1 遺体の収容及びこれに必要な処置に関する事 2 被災者の生活保護に関する事 3 所管の被害調査に関する事。	保護課員	2	半数	全員

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
健康福祉対策部	健康福祉部次長	市民健康班	市民健康課長	1 医療及び助産救護に関すること。 2 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること。 3 感染症対策に関すること。 4 被災者の健康診断、予防接種に関すること。 5 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関すること。 6 救護所の設置に関すること。 7 医師会等との連絡調整等に関すること。 8 災害地域及び避難所の防疫に関すること。 9 所管の被害調査に関すること。	市民健康課員	2	半数	全員
		協力班	国民健康保険課長	1 部内各班の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	国民健康保険課員		半数	全員
こどものまち推進対策部	こどものまち推進部次長	こども企画班	こども企画課長	1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。 3 部内の他班に属しないこと。	こども企画課員	1	半数	全員
		保育・幼稚園班	保育・幼稚園課長	1 乳幼児、園児等の応急対策に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	保育・幼稚園課員	半数	全員	全員
		こども家庭班	こども家庭課長	1 幼児等の応急対策に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	こども家庭課員	2	半数	全員

部	部副部長 部長	班	班 長	所 掌 事 務	班 員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
こどものまち推進対策部	こどものまち推進部長 こどものまち推進部次長	こども相談・健康班	こども相談・健康課長	1 医療及び助産救護に関する こと。 2 医薬品、衛生材料の調達及 び配分に関すること。 3 感染症対策に関すること。 4 被災者の健康診断、予防接 種に関すること。 5 被災者に対する健康相談・ 調査・指導、メンタルケアに 関すること。 6 救護所の設置に関するこ と。 7 医師会等との連絡調整等 に関すること。 8 災害地域及び避難所の防疫 に関すること。 9 所管の被害調査に関するこ と。	こども相 談・健康課 員	2	半 数	全 員
経済文化対策部	経済文化部長 経済文化部次長	観光振興班	観光振興課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 観光客等の被害状況調査及 び収集に関すること。 3 外国人の被害状況調査、収 集及び相談に関すること。 4 所管の被害調査に関するこ と。 5 部内の他班に属しないこ と。	観光振興課 員	2	半 数	全 員
		商工振興班	商工振興課長	1 商工関係の被害調査に関す ること。 2 市内事業所事業継続計画 (BCP) の支援に関するこ と。 3 事業所に対する復旧資金の あっせん及び助成に関するこ と。 4 所管の被害調査に関するこ と。	商工振興課 員	2	半 数	全 員
		企業誘致班	企業誘致課長	1 職業のあっせんに関するこ と。 2 部内各班の応援に関するこ と。 3 所管の被害調査に関するこ と。	企業誘致課 員		半 数	全 員

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
経済文化対策部	経済文化部長	農林水産班	農林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、畜産等の被害調査及び対策に関すること。 2 船舶、漁船等の被害調査に関すること。 3 農水産業用資機材の調達、あっせんに関すること。 4 農業水産関係復旧事業及び融資に関すること。 5 主食及び副食の調達に関すること。 6 所管の被害調査に関すること。 	農林水産課員	2	半数	全員
		文化芸能班	文化芸能課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の被害状況調査、収集及び相談に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。 	文化芸能課員	2	半数	全員
建設対策部	建設部長	都市整備班	都市整備室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関すること。 2 災害対策に必要な労務の供給に関すること。 3 災害対策用資機材の調達及び配分に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。 5 部内の他班に属しないこと。 	都市整備室員	2	半数	全員
		道路班	道路課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁関係の被害調査と障害物等の除去に関すること。 2 地すべり、急傾斜危険区域等の土砂災害応急対策に関すること。 3 交通規制について沖縄警察署との調整に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。 	道路課員	半数	全員	全員
		建築・公園班	建築・公園課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等の修理に関すること。 2 住宅の被災調査及び応急修理に関すること。 3 公園・緑地の避難場所に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。 	建築・公園課員	半数	全員	全員

部	部副部長	班	班 長	所 掌 事 務	班 員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
建設対策部	建設部長 建設部次長	建築指導班	建築指導課長	1 避難所等の修理に関する事 こと。 2 住宅の被災調査及び応急修 理に関する事 こと。 3 被災建築物、被災宅地の応 急危険度判定に関する事 こと。 4 災害復興住宅の融資に関す る事 こと。 5 所管の被害調査に関する事 こと。	建築指導課員	半 数	全 員	全 員
		市営住宅班	市営住宅課長	1 避難所等の修理に関する事 こと。 2 応急仮設住宅の建設及び管 理に関する事 こと。 3 市営住宅等への避難者の収 容に関する事 こと。 4 災害公営住宅の建設に関す る事 こと。 5 所管の被害調査に関する事 こと。	市営住宅課員	半 数	全 員	全 員
		協力班	用地課長 区画整理課長 計画調整課長	1 部内各班の応援に関する事 こと。 2 所管の被害調査に関する事 こと。	用地課員 区画整理課員 計画調整課員		半 数	全 員
上下水道対策部	上下水道部長 上下水道部次長	水道総務班	水道総務課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する 事 こと。 2 部内職員の動員及び配置に 関する事 こと。 3 県企業局、水道関係業者等 への応援及び連絡調整等に関 する事 こと。 4 所管の被害調査に関する事 こと。 5 部内の他班に属しない事 こと。	水道総務課員	2	半 数	全 員
		工務班	工務課長	1 給水地域の被害状況調査及 び応急給水に関する事 こと。 2 所管の被害調査に関する事 こと。	工務課員	2	半 数	全 員

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
上下水道対策部	上下水道部長 上下水道部次長	管理班	管理課長	1 災害復旧資機材の確保に関する こと。 2 被害水道施設の応急処置及び 復旧整備に関すること。 3 所管の被害調査に関する こと。	管理課員	半数	全員	全員
		下水道班	下水道課長	1 下水道施設の点検、整備及 び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 河川の被害調査及び復旧に 関すること。 4 トイレ環境の確保に関する こと。 5 所管の被害調査に関する こと。	下水道課員	半数	全員	全員
		協力班	料金課長	1 部内各班の応援に関する こと。 2 所管の被害調査に関する こと。	料金課員	/	半数	全員
消防対策部	消防部長 消防本部次長・消防署長	消防総務班	消防総務課長	1 部内及び関係機関との連絡 調整に関すること。 2 職員の動員等に関する こと。 3 消防活動の予算措置に関 すること。 4 所管の被害調査に関する こと。 5 部内の他班に属しない こと。	消防総務課員	半数	全員	全員
		通信指令班	通信指令課長	1 災害の記録に関する こと。 2 無線通信等による緊急放送 に関する こと。 3 関係機関との連絡調整に 関すること。 4 情報の収集及び記録に関 すること。 5 気象情報等の収集・伝達 に関する こと。	通信指令課員	半数	全員	全員

部	部副部長 部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
消防対策部	消防部長 消防本部長次長・消防署長	予防班	予防課長	1 火災、その他災害の予防広報に関する事 2 防火対象物等の点検、指導に関する事 3 危険物の保安全般に関する事 4 所管の被害調査に関する事	予防課員	半数	全員	全員
		警防班	警防課長	1 災害危険区域の警戒防ぎよ及び救護に関する事 2 避難者の誘導及び収容に関する事 3 所管の被害調査に関する事	警防課員	半数	全員	全員
		消防班	警防課長	1 災害防除活動及び救助活動に関する事 2 救急医療活動に関する事 3 行方不明者の捜索に関する事 4 情報の収集及び巡視に関する事 5 所管の被害調査に関する事	警防課員	半数	全員	全員
教育対策部	教育部長 教育部次長	教育総務班	教育総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2 学校避難所に関する事 3 部内職員の動員及び配置に関する事 4 所管の被害調査に関する事 5 部内の他班に属しないこと	教育総務課員	半数	全員	全員
		施設班	施設課長	1 学校施設の被害状況調査及び復旧に関する事 2 部内各班の応援に関する事 3 所管の被害調査に関する事	施設課員	半数	全員	全員

部	部副部長	班	班長	所掌事務	班員	災害対策本部体制 (配備要員数)		
						第1配備	第2配備	第3配備
教育対策部	教育部長	生涯学習班	生涯学習課長	1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 社会教育施設が避難所となった場合の協力に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	生涯学習課員	2	半数	全員
		市民スポーツ班	市民スポーツ課長	1 社会体育施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 社会体育施設が避難所となった場合の協力に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	市民スポーツ課員	2	半数	全員
		協力班	市立図書館 中央公民館長	1 部内各班の応援に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	市立図書館員 中央公民館員	/	半数	全員
			郷土博物館長	1 文化財の被害対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 所管の被害調査に関すること。	郷土博物館員		半数	全員
指導部長	指導部次長	指導班	指導課長	1 児童・生徒の被災状況調査及び安否確認に関すること。 2 被災児童・生徒の救護に関すること。 3 応急教育計画、指導に関すること。 4 所管の被害調査に関すること。	指導課員	2	半数	全員
		学務班	学務課長	1 応急学校教材及び学用品の供給整備に関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	学務課員	2	半数	全員
		学校給食センター班	学校給食センター長	1 炊出しに関すること。 2 所管の被害調査に関すること。	学校給食センター職員	2	半数	全員

部	部副部長	班	班 長	所 掌 事 務	班 員	災害対策本部体制 (配 備 要 員 数)		
						第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
教育対策部	指導部長 指導部次長	協力班	教育研究所長 青少年センター長	1 部内各班の応援に関する こと。 2 所管の被害調査に関する こと。	教育研究所員 青少年センター員		半 数	全 員
支援対策部	議会議事務局長 会計管理者・議 会議事務局次長	会計班	会計課長	1 部内の被害調査とりまとめ 及び部内の連絡調整に関する こと。 2 所管の被害調査に関する こと。 3 他部の協力に関すること。	会計課員		半 数	全 員
		協力班	庶務課長 議事課長 選挙管理委 員会事務局 長 監査委員事 務局長 農業委員会 事務局長	1 各所管に関する応急対策及 び他部の協力に関すること。 2 所管の被害調査に関する こと。	議会議事務局 庶務課員 議事課員 選挙管理委 員会事務局 員 監査委員事 務局員 農業委員会 事務局員		半 数	全 員

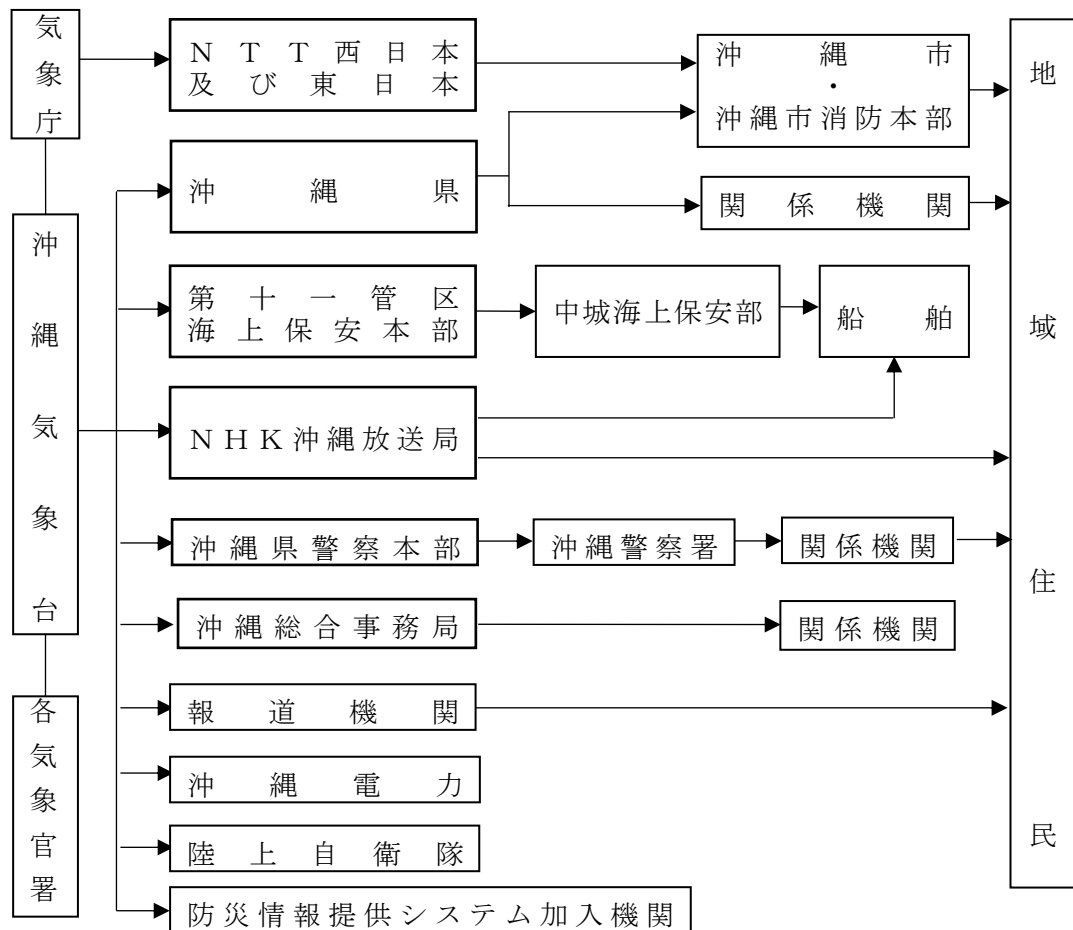
第2節 地震情報、津波警報等の伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、消防対策部
---------	-------------------

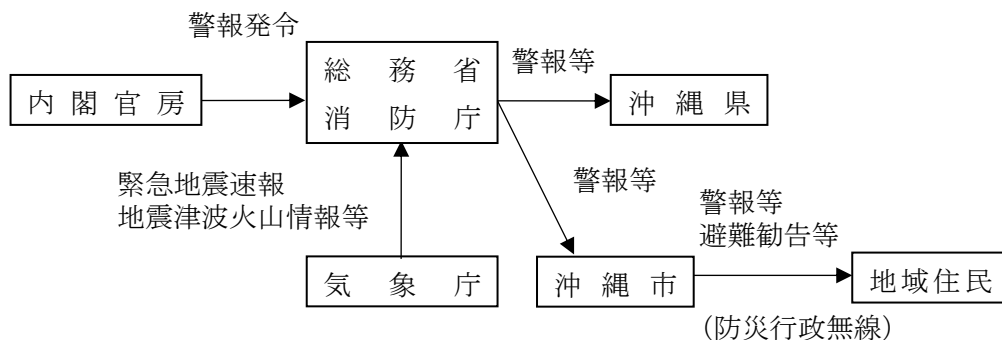
地震、津波情報の伝達については、本計画のとおりとし、それ以外については、風水害等編 第2章「第2節 気象警報等の伝達計画」に定めるところによるものとする。

1 津波警報等の伝達（防災班、情報推進班、通信指令班、消防班）

(1) 伝達系統図



[J - A L E R T の伝達系統図]



情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに市民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除は上記系統図の伝達体制に準ずる。

J-ALERT（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される送信局と、沖縄県・沖縄市においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。受信局設備では、送信局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の市防災行政無線（以下、「同報無線」という。）の自動起動等の処理を行う。

2 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

3 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 地震速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

4 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した津波警報等（更新報）を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、図の津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより

避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

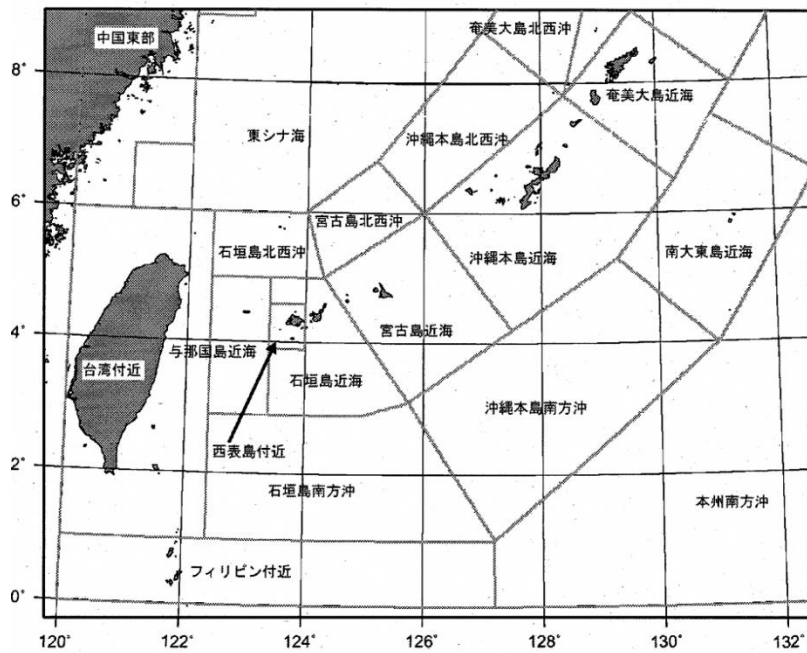
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

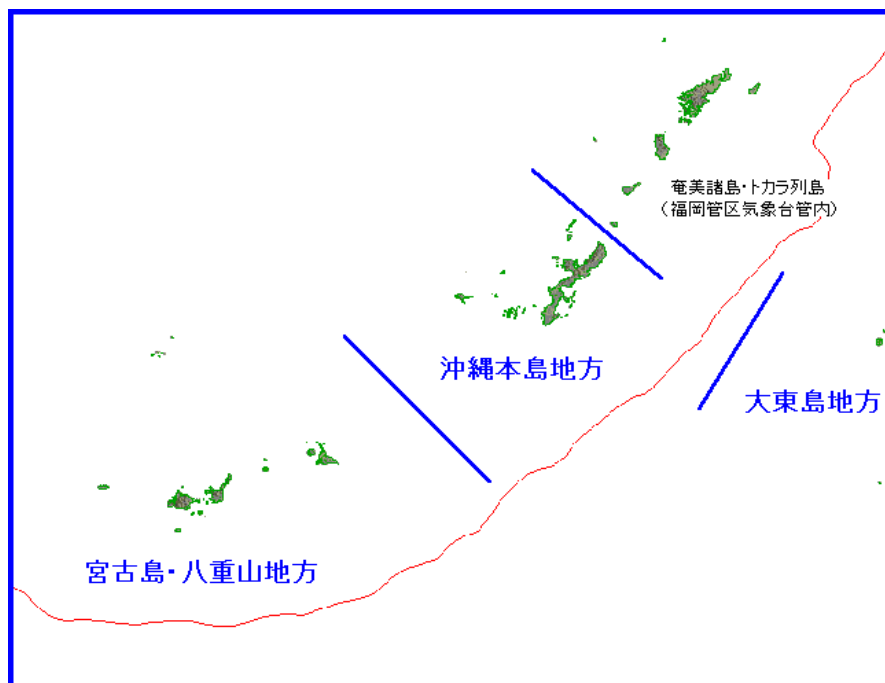
津波予報区	区 域
沖 縄 本 島 地 方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大 東 島 地 方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮 古 島 ・ 八 重 山 地 方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

津波警報等に関連する各種情報等に用いる震央地名及び津波予報区は次のとおり。

[沖縄付近の震央地名]



[沖縄気象台管内の津波予報区]



5 近地地震津波に対する自衛処置（各関係班）

市長は、気象庁が発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、広報車等の伝達手段を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、企画対策部 沖縄警察署、電気通信事業者
---------	------------------------------------

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

1 通信設備の利用法（防災班、情報推進班、契約管財班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信業務用電気通信設備の利用方法

利用設備	利 用 方 法	
普通電話による通信	一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常扱いの通話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。	
臨時電話による通話	臨時電話が設置できる状況にあつては、NTT西日本沖縄支店への臨時電話設置の手続きにより、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。	
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」	災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からNTT西日本沖縄支店との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常電話であることを表明する。 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。	
	通話の内容	機関等
	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間

利用設備	利 用 方 法	
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」	通話の内容	機関等
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 交通施設（道路、港湾等）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
	緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。	
通話の内容	機関等	
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間	
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	

利用設備	利 用 方 法																			
「非常扱いの通話」及び「緊急扱いの通話」	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 277 911 320">通話の内容</th> <th data-bbox="911 277 1378 320">機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 320 911 696"> 5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 320 1378 696"> (1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間 </td> </tr> </tbody> </table>		通話の内容	機関等	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間														
通話の内容	機関等																			
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間																			
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	<p>災害のための緊急を要する電報にあって、電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告の上、申し込むものとする。なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。</p> <p>非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込むこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 981 911 1023">電 報 の 内 容</th> <th data-bbox="911 981 1378 1023">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1023 911 1137"> 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの </td> <td data-bbox="911 1023 1378 1137"> 気象機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1137 911 1285"> 2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 1137 1378 1285"> 水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1285 911 1400"> 3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 1285 1378 1400"> 消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1400 911 1547"> 4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 1400 1378 1547"> 輸送の確保に直接関係がある機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1547 911 1662"> 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 1547 1378 1662"> 通信の確保に直接関係がある機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1662 911 1776"> 6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 1662 1378 1776"> 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1776 911 1924"> 7 秩序の維持のため緊急を要する事項 </td> <td data-bbox="911 1776 1378 1924"> 警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1924 911 2072"> 8 災害の予防又は救援のため必要な事項 </td> <td data-bbox="911 1924 1378 2072"> 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間 </td> </tr> </tbody> </table>		電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
電 報 の 内 容	機 関 等																			
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																			
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間																			
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間																			
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間																			
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間																			
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間																			
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間警察機関と防衛機関相互間																			
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間																			

利用設備	利 用 方 法																
「非常扱いの電報」及び「緊急扱いの電報」	緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に申し込むこととする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通話の内容</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td>船舶と病院相互間</td> </tr> <tr> <td>7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 預貯金業務を行う金融機関相互間 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	通話の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 預貯金業務を行う金融機関相互間 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）
	通話の内容	機関等															
	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間															
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間															
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間															
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間															
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間															
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間																
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 預貯金業務を行う金融機関相互間 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）																

(2) 専用通信施設の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、または緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。詳細は、資料編を参照。

●資料編 資料 10-8 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関（無線局一覧表）

専用通信施設	通 信 方 法
消 防 無 線 電 話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ、通信連絡を行うものとする。
警 察 電 話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警 察 無 線 電 話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。

専用通信施設	通信方法
沖縄県総合行政通信ネットワーク	沖縄県総合行政通信ネットワークを利用し、通信連絡を行うものとする。
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができないときに、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

2 住民への措置（防災班、消防班）

(1) 有線放送設備の利用

市は、住民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が行われるよう、有線放送設備事業者とその利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

(2) 通信設備優先利用の協定

市は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。詳細は資料編を参照。

(3) 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達または警告等を行う場合において、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときは、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」に基づき、県に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

●資料編 資料 10-2 災害時優先電話登録回線一覧表

資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

3 被害状況に応じた対応（防災班、情報推進班、契約管財班、消防班）

本庁舎が被災した場合は、被災の状況に応じて以下のような対応をとる。

被災の状況	対応方針
ア 市庁舎機能全壊 すべての通信システムがダウン。	専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
イ 市庁舎機能一部損壊 電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン。県総合行政情報通信ネットワークは使用可能。	県総合行政情報通信ネットワークのほか、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
ウ 市庁舎機能支障なし すべての通信システムが使用可能。	通常の NTT 回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県総合行政情報通信ネットワーク、専用通信設備（警察、消防等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。

●資料編 資料 10-7 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

第4節 災害情報等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部
---------	--------------------

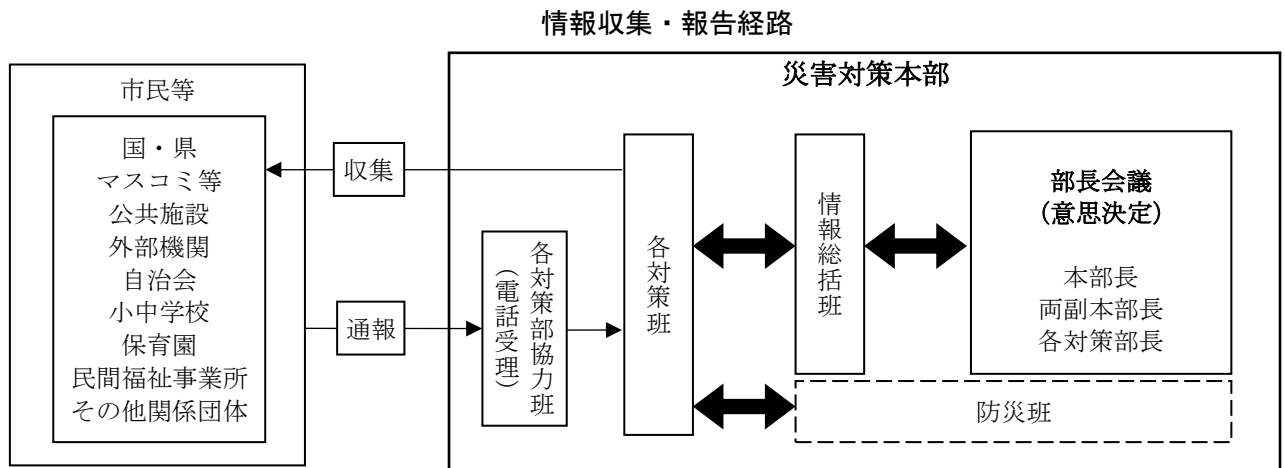
この計画は、災害情報及び被害状況等を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

第1款 情報収集・報告・とりまとめ（防災班、警防班、納税班、各対策班）

災害対策本部における各対策部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、災害対策本部長に報告するものとし、収集した情報の収集・報告については、概ね下図のとおりとする。ただし、災害の規模、時期及び緊急的な状況等によって変化するため、その状況に応じて適当な報告を行うものとする。

また、すべての情報は情報総括班まで報告するものとし、情報総括班は情報の精査・報告及び対策・対応の検討等を行い部長会議へ付議する。災害対策本部会議は、その情報についての対策・対応について意思決定を行うものとする。

なお、災害対策初動体制時及び災害対策警戒体制時の収集方法、収集内容、報告方法等については、同款に準じて行うものとする。



1 収集方法

災害が発生した場合、災害対策本部は、自治会や自主防災組織、市民等の通報による情報及び国県、外部機関、マスコミ等から情報を収集し対策にあたるものとする。また、情報の収集にあたっては、電話、IP無線、FAX、メール、テレビ、ラジオ、現地調査等あらゆる手段を活用し、通報を待つだけでなく、自ら情報を収集することも重要である。

(1) 各対策班の情報収集

各対策班は、公共施設、自治会、小中学校、保育園、民間福祉事業所、その他所管する施設等の被害状況等を電話、IP無線等を活用し情報を収集する。また、必要に応じて本部長の指示により現地調査を行う。

(2) 市民等からの通報

災害対策本部設置された場合、市民や関係機関等からの通報、被害状況及び問合せ等については、各対策本部協力班を招集し、電話受理を行うものとする。受理した情報は、所管する対策班へ引き継ぎ対応するものとする。

●資料編 資料 18-1 通報受理簿（台風・大雨等） 資料 18-2 通報受理簿（大規模災害）

(3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

2 収集内容

収集内容については、下表の事項等の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

1	災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地震等情報
2	被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
3	避難情報	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
4	通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
5	道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
6	対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食品、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資機材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
7	その他の情報	大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

3 報告方法

各対策班は、災害発生時から時間経過に伴い、次の段階ごとに区分し、市防災情報システムを活用し報告を行うものとする。ただし、市防災情報システムが活用できない場合については、各様式に記入し報告するものとする。

(1) 概況調査報告

大規模な災害が発生した場合、発災直後から 1 時間程度の市内の被災状況等の概況を直ちに調査し報告する。

(2) 被害状況初期報告

各対策班は、発災 1 時間後から概ね 3 日目までの被災及び応急対策等の情報を、逐次各対策本部長及び防災班へ報告する。

(3) 被害状況中間報告

各対策班は、被害状況の全容が明らかになったとき（概ね 4 日目）から、応急対策が完了するまでの間、毎日 12 時現在の情報をとりまとめ、各対策部筆頭班へ報告する。報告を受けた筆頭班は、同日 14 時までその状況を各対策部長及び防災班に報告する。

ただし、早急に対策が必要な情報については、逐次各対策本部長及び防災班へ報告する。

(4) 災害確定報告

市は、災害報告取扱要領に基づき、次款「情報伝達計画」のとおり把握した被害状況等について必要な事項を県に報告するものとする。

●資料編 18 様式 (18-1～18-12)

●資料編 資料 18-13 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）

(5) 現地調査報告

各対策班は、本部長の指示により必要に応じて、現地の被害状況を調査しとりまとめ、各対策本部長及び防災班へ報告する。

ア 調査対象

概況調査報告及び被害状況初期報告等をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて被害状況調査を実施する。ただし、災害救助法の適応基準に該当しないものについては、災害の規模状況等を勘案し、本部長の指示により被害状況調査を実施する。

調査の対象は人、住家被害等とし、納税班が行うものとする。なお、道路、上下水道等のライフラインや公共施設等の調査については、所管する対策班が行うものとする。

イ 調査方法

人、住家被害等の被害状況調査については、下表のとおり行うものとし、その他ライフラインや公共施設等の調査については、所管する対策班の調査方法で行うものとする。

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査グループを編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、「被害状況の判定基準」（資料編）及び概況調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査期間	本部からの指示後、3日以内に完了報告を目指すものとする。

●資料編 資料 13-2 被害状況の判定基準

●資料編 資料 18-3 概況調査票

4 報告内容

各対策班は、次の内容を逐次、情報総括班及び防災班へ報告し、情報総括班は情報を精査し災害対策本部会議へ報告する。

- (1) 調査・収集した被害情報
- (2) 市民等からの通報情報
- (3) 対策・対応した内容
- (4) 避難者数、避難所の状況
- (5) 備蓄物資・資機材等の状況

- (6) 所管又は関係する施設・設備等の被害情報
- (7) 防災関係機関からの情報
- (8) 対応できる職員数、編制した部隊数
- (9) その他災害対策・対応に必要な情報

5 とりまとめ

各対策班は、所管又は関係する次の情報を取りまとめ、必要に応じて情報総括班及び防災班へ報告する。報告を受けた防災班は、全ての情報を取りまとめ、災害対策本部会議の資料等を作成する。

- (1) 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- (2) 避難の勧告、指示の状況、警戒区域の指定状況
- (3) 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- (4) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- (5) 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- (6) ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- (7) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (8) 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- (9) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

第2款 情報伝達計画

市は、被害規模を早期に把握するため前款「情報収集・報告・とりまとめ」に基づき情報収集を行う。なお、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

また、市長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、収集した被害状況等を県等に報告するものとする。

●火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）

●災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）

1 実施責任者

(1) 市の役割

ア 市内で発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。ただし、県に報告できない場合にあつては、直接消防庁に報告するものとする。なお、4の(1)災害直接即報の基準に該当する災害については、第一報を県に加え直接消防庁に対しても報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

ウ 消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するものとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(2) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、消防庁に報告するものとする。被害状況等の把握に当たって、警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害情報の収集（各関係対策班）

市は、被害規模を早期に把握するため、前款「情報収集・報告・とりまとめ」に加え、次の内容に留意し情報等の収集を行う。なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

(1) 報告情報の種類

- ・ 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ・ 避難の勧告、指示の状況、警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ・ ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、市は、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施する必要がある。119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとし、また、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、消防本部、消防団、沖縄警察署等から「推定情報」についても報告してもらおうものとする。

3 災害報告

市長は、被害の具体的な状況を県等に報告するものとし、報告の基準、種別及び要領等については、次のとおりとする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、火災等即報、救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについ

ては、この限りではない。

(1) 報告種別及び要領

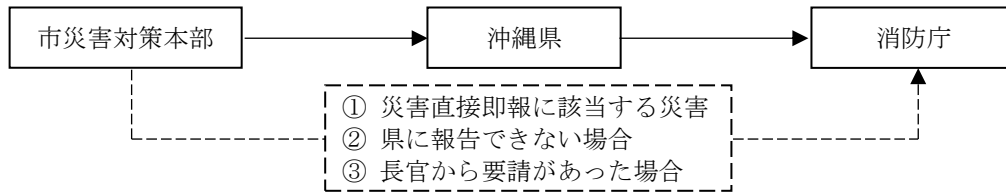
市は、火災・災害等即報要領及び災害報告取扱要領に基づき、次の報告種別ごとに報告するものとする。なお、判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

●資料編 18 様式 (18-1~18-12)

時期	報告種別	報告要領
災害時	災害直接即報	<p>市は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）が発生した場合には、第4号様式（その1）（災害概況即報）にて第一報を県に加え直接消防庁に対しても以下のことに留意し報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第4号様式（その2）（被害状況即報）にて第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。</p> <p>① 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。</p> <p>② 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p>
	災害概況即報	<p>市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に第4号様式（その1）（災害概況即報）に基づく内容を県に報告する。なお、避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。</p>
	被害状況即報	<p>市は、被害状況が判明次第、逐次報告するもので第4号様式（その2）（被害状況即報）に基づく内容を県に報告する。</p>
	災害確定報告	<p>市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告第1号様式に基づく内容を、地方本部等を経て、県に報告する。なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。</p>
平時	災害中間年報	<p>市は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを災害報告第2号様式に基づき12月20日までに報告するものとする。</p>
	災害年報	<p>市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告第3号様式に基づき4月15日までに県へ報告する。</p>

※県（防災危機管理課）に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

災害即報・報告経路



(2) 即報基準

災害即報及び災害報告は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をするものとする。

報告種別	基準		
即 災 害 直 接 報 告	地震：市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。） 津波：死者又は行方不明者が生じたもの 風水害等：死者又は行方不明者が生じたもの		
災害概況即報・被害状況即報	一般基準	① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	（一般基準に該当しないもの）	地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害等	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いもの		
※特別警報、津波警報、津波注意報が発表された場合及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市及び県が講じた応急対策等について報告すること。			

報告種別	基準
中間年報・災害確定報告・災害年報	<p>報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</p>

(3) 報告事項

原則として報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、各様式に応じた事項を報告するものとする。なお、様式及び記入要領については、資料編を参照すること。

●資料編 18 様式（18-1～18-12）

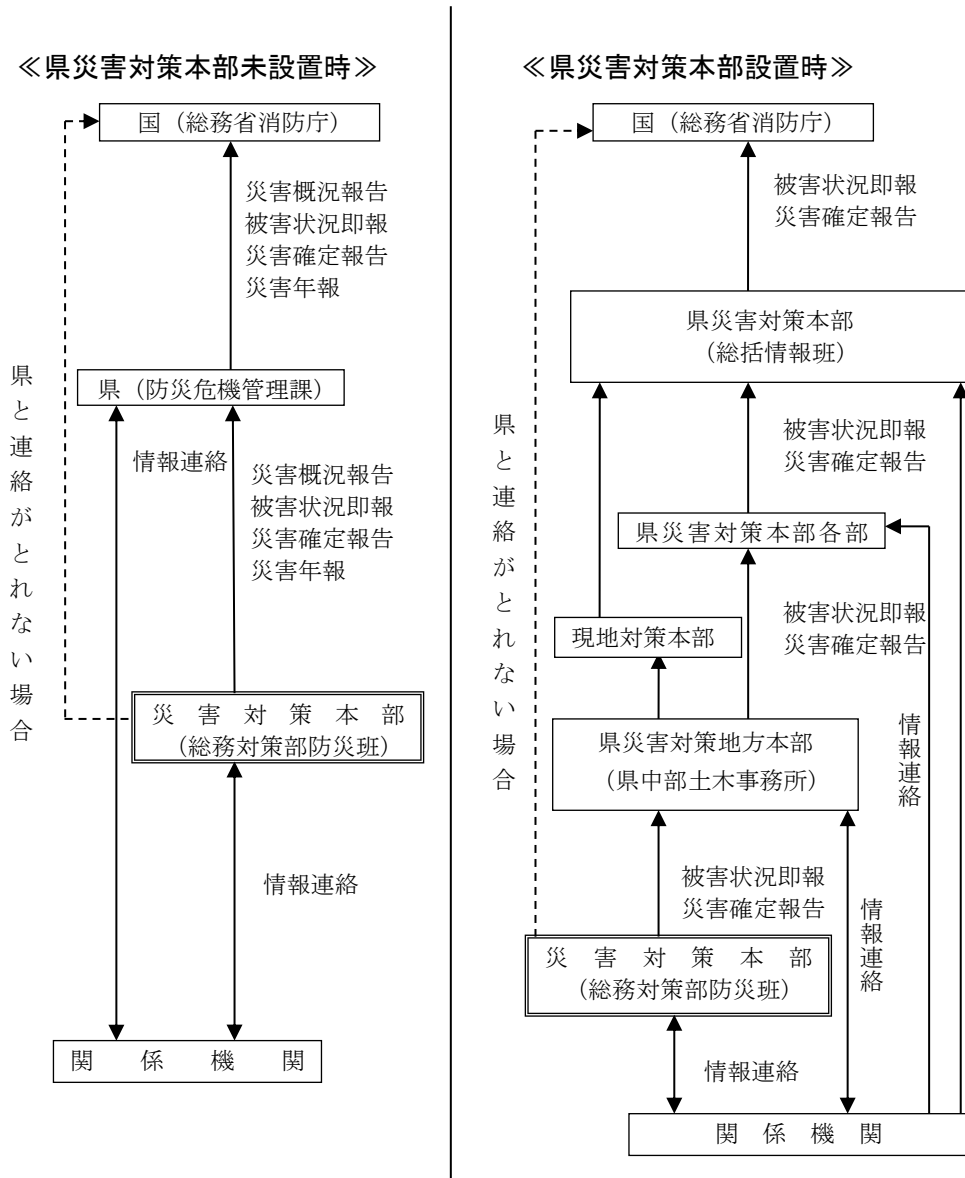
(4) 通報及び報告方法（防災班、通信指令班）

- ① 防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、災害対策本部（939-1212）に通報するものとする。
- ② 市長（災害対策本部長）は通報を整理し、県に報告するものとする。県に報告できない場合には、直接消防庁（03-5253-7527）に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後は、県に対して報告するものとする。
- ③ 県への報告については、原則として、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等を活用し報告するものとする。ただし、活用できない場合については、各様式に記載しファクシミリ送信または電話等通信可能な方法により報告をするものとする。
- ④ 消防庁への報告については、原則として様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。ただし、通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

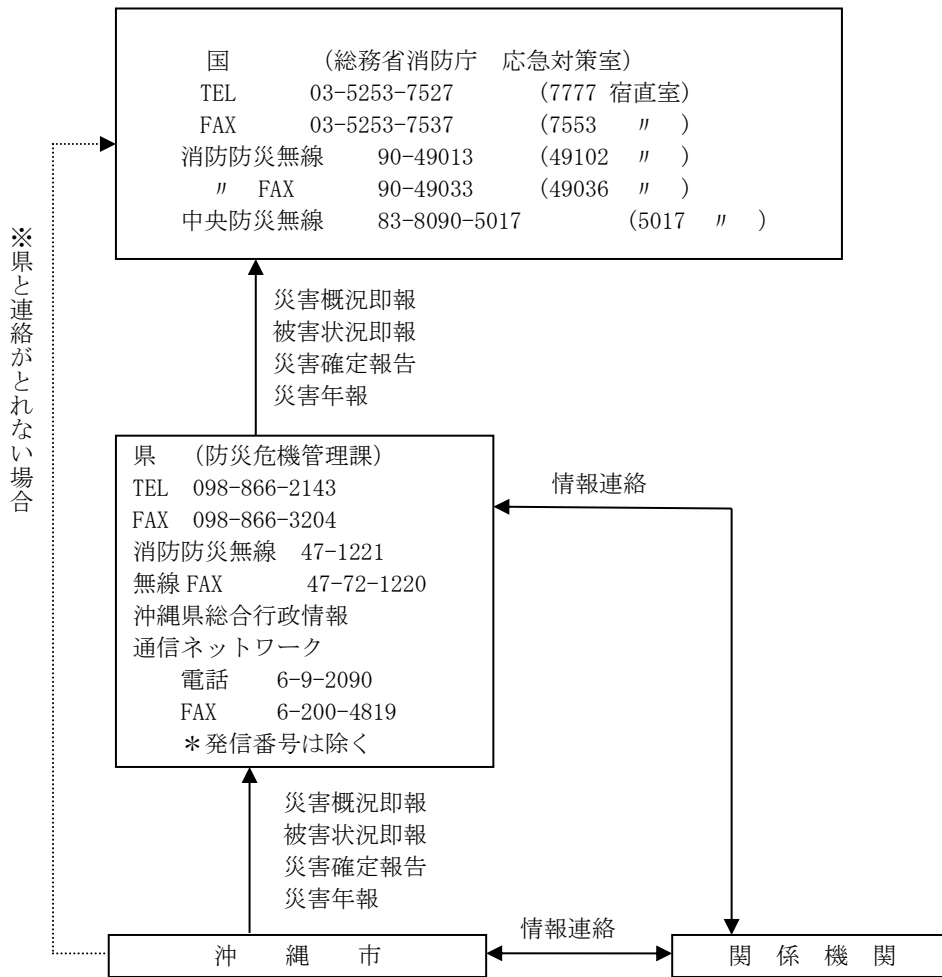
また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

- ⑤ 地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する災害等が発生したときは、被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。
 - ア 災害直接即報に該当する災害
 - イ 市の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な災害
 - ウ 報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響が高い災害
（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される災害をいう。）
 - エ 上記に定める災害に発展するおそれがあるもの

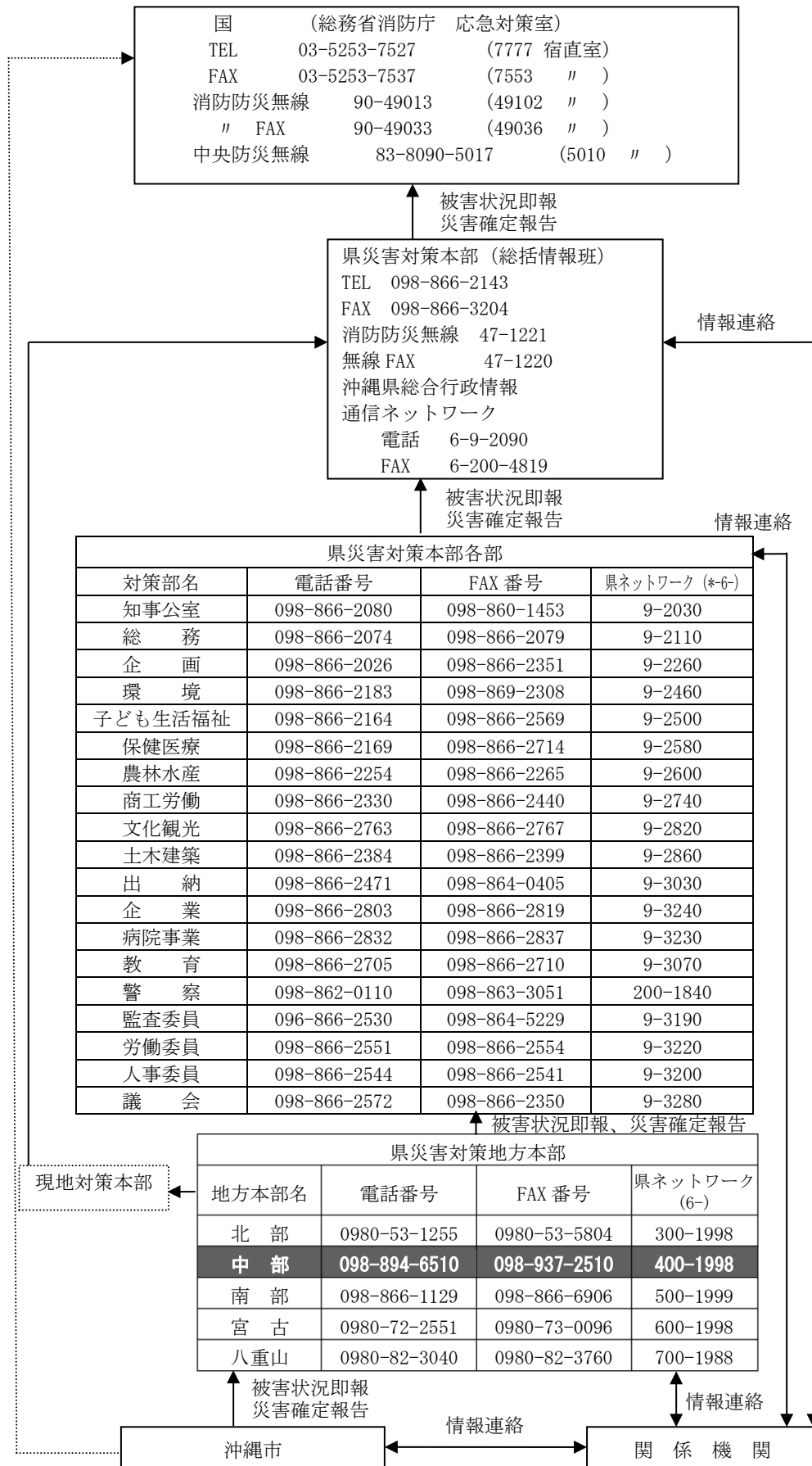
[災害情報連絡系統図（概要）]



ア 災害情報連絡系統図（県災害対策本部未設置時）



イ 災害情報連絡系統図（県災害対策本部設置時）



防災関係機関の収集する情報

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> CM[中部地方本部 (総務)] CM --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] FD[消防機関] --> PD PB[警察本部] --> PD </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> CM[中部地方本部 (総務)] CM --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] OCB[沖縄総合事務局開発建設部] --> CD[土木建築部] WJEC[西日本高速道路株式会社] --> CD CM2[中部地方本部 (土木)] --> CD CD --> PD PB[警察本部] --> PD TR[輸送関係機関] --> PD </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> CM[中部地方本部 (農林)] CM --> FPD[農林水産部] CM2[中部地方本部 (土木)] --> CD[土木建築部] FPD --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] CD --> PD OIA[大阪航空局那覇空港事務所] --> PD OCB[沖縄総合事務局開発建設部] --> PD </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR OC[沖縄市 (水道)] --> HM[保健医療部] OC --> EB[企業局] HM --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] EB --> PD RL[ライフライン関係機関] --> PD TR[輸送関係機関] --> PD </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> EO[教育事務所] EO --> ED[教育部] ED --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] MCF[県立文教施設] --> ED MCF --> CS[文化観光スポーツ部] CS --> PD PS[民間文化施設] --> CS PS --> GA[総務部] PS --> PD PS --> GA PS --> PD </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> SD[所管部] SD --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] OC --> CM[中部地方本部 (総務)] CM --> PD OF[その他の施設] --> SD OF --> PD CS[県有施設] --> SD CS --> PD </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> CM[中部地方本部 (総務)] CM --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] PB[警察本部] --> PD </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> CM[中部地方本部 (総務)] CM --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] RD[救援部門] --> PD </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR OC[沖縄市] --> CM[中部地方本部 (総務)] CM --> PD[県災害対策本部 (総括情報班等)] RM[関係機関] --> D[各部] D --> PD </pre>

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策部、企画対策部、市民対策部、健康福祉対策部、各関係対策部
---------	----------------------------------

市は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう住民に対する普及啓発に努めるものとする。なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

1 実施要領（秘書広報班、防災班、各関係班）

- (1) 各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは直接秘書広報班長に原則として文書により通知するものとする。
- (2) 秘書広報班は、各対策部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに市民及び、報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

2 市民に対する広報事項（各関係班）

報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ市民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不要不急の電話の自粛
- (2) 被災者の安否
- (3) 空き病院の情報
- (4) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (5) 交通情報
- (6) 食料・生活物資に関する情報
- (7) 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

3 市民に対する広報の方法（秘書広報班、情報推進班、防災班、各関係班）

収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、その内容に応じ、次の方法により行う。

- (1) 市防災行政無線により行う。
- (2) 市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、SNS等を活用し、広報活動を行う。
- (3) Lアラートや報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等により行う。
- (4) FAXで各自治会へ送信し、自治会の広報マイクで放送により行う。

- (5) 広報車により行う。
- (6) 写真、ポスター等の掲示により行う。
- (7) 来庁者に対する広報窓口を設置する。

4 要配慮者に対する対応（各関係班）

要配慮者に対する広報は、地震・津波編 第1章「第4節 第5款 要配慮者の安全確保計画」、
「第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保」を基本に実施する。

5 報道機関に対する情報等の発表の方法（秘書広報班）

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて秘書広報班において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておくものとする。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

- | |
|---------------------|
| ア 災害の種別（名称）及び発生年月日 |
| イ 災害発生場所または被害激甚地域 |
| ウ 被害の状況 |
| エ 災害救助法適用の可否 |
| オ 災害対策本部における応急対策の状況 |
| カ その他必要と認める事項 |

- (3) 災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり市に情報連絡員を派遣するものとする。

6 安否情報の提供（市民班、保護班、消防本部、各関係班）

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

●資料編 資料 18-19 行方不明者届出票

第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

部署・関係機関	総務対策部、各関係対策部	自衛隊
---------	--------------	-----

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命または財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼するためのものである。

●自衛隊法第83条

1 災害派遣を要請する場合の基準

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
- (3) 市の通信途絶の状況から判断した場合。

2 市長の派遣要請要求等（防災班）

(1) 知事への派遣要請要求

市長は、基本法第68条の2に基づき、当該市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

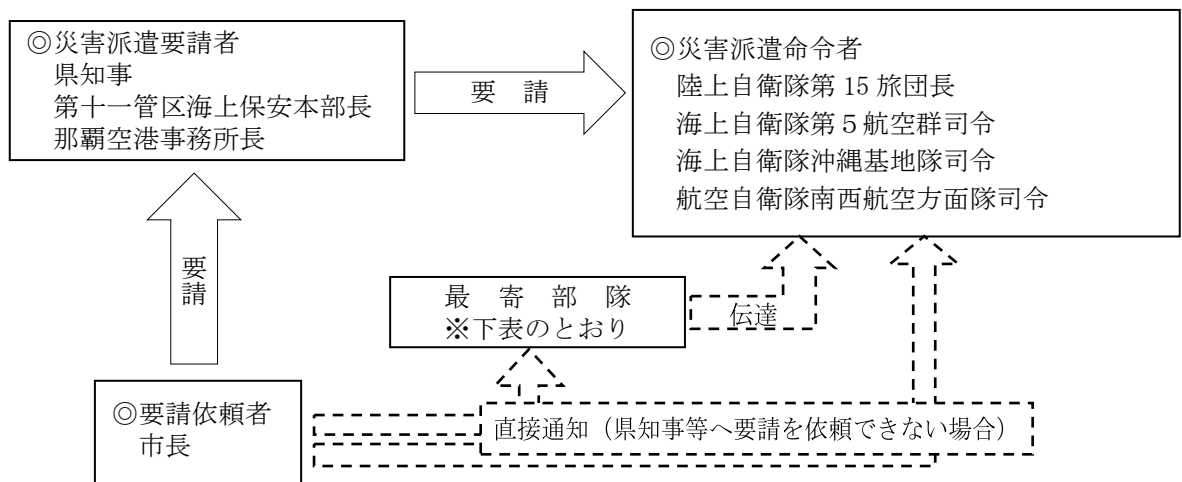
(2) 防衛大臣等への通知

市長は、通信の途絶等により知事（防災危機管理課）に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼が行えない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定する者（派遣命令者）に通知することができる。なお、市長は、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。通知を受けた防衛大臣またはその指定する者（派遣命令者）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

●資料編 資料18-15 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

●自衛隊法第83条第2項

[自衛隊の災害派遣要請系統]



※ 緊急時における直接通知を実施した市長は、速やかに県に派遣要請依頼するものとする。

連絡先一覧

名称		所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団		那覇市鏡水 679	TEL：098-857-1155
海上自衛隊第5航空群		那覇市字当間 252	TEL：098-857-1191
航空自衛隊南西航空方面隊		那覇市字当間 301	TEL：098-857-1191
最寄部隊	海上自衛隊沖縄基地隊	うるま市勝連平敷屋 1920	TEL：098-978-2342
	陸上自衛隊白川分屯地	沖縄市字白川 119	TEL：098-938-3335
	陸上自衛隊勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	TEL：098-978-4001
	航空自衛隊恩納分屯基地	国頭郡恩納村字恩納 7441	TEL：098-966-2053
	自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	TEL：098-937-1608

3 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4 派遣部隊との連絡調整

- (1) 市は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、市は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5 市の準備すべき事項（各関係班）

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、または野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できるだけ市で準備し、できないものについては県にその準備方を要請する。

6 派遣部隊の撤収

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

●資料編 資料 18-16 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書

7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊の活動した市の負担とし、細部はその都度、市、要請者及び自衛隊間で協議の上決定するものとする。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、上下水道及び電話料金
- (4) 上記の費用以外の費用の負担区分については、市、要請者及び自衛隊とで協議する。

8 ヘリポートの準備（各関係班）

- (1) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者または管理者との調整を確実に実施する。
- (2) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (3) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (4) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (5) 受入れ時の準備
 - ア 離着陸地点には、ヘリポート表示基準（H記号）を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
 - ウ 砂塵の舞い上がる時は散水する。
 - エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

9 自衛隊の自主派遣

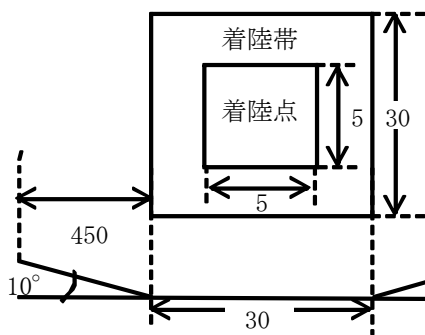
災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合において、指定部隊等の長はできるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

部隊の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

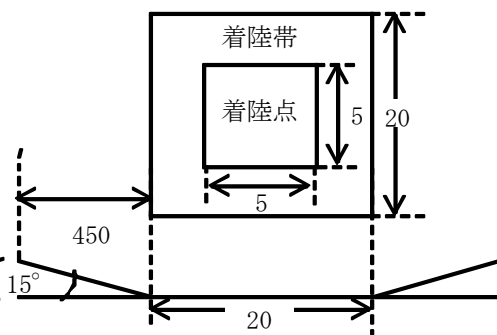
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊による災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

[ヘリポート設置基準]

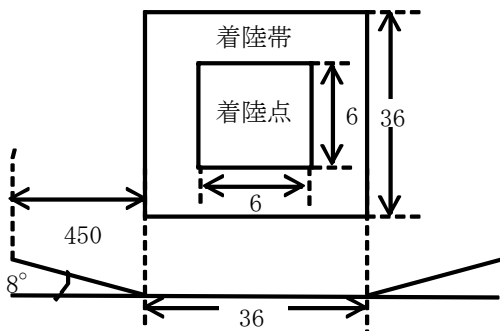
(a-1) 小型機（OH-6）の場合
《標準》



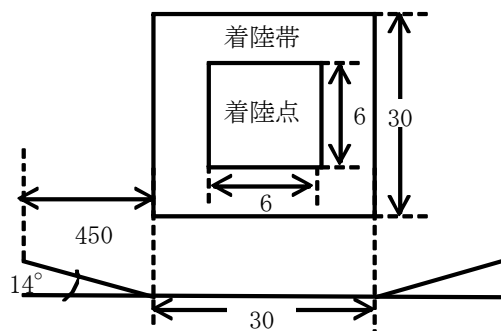
(a-2) 小型機（OH-6）の場合
《応急》



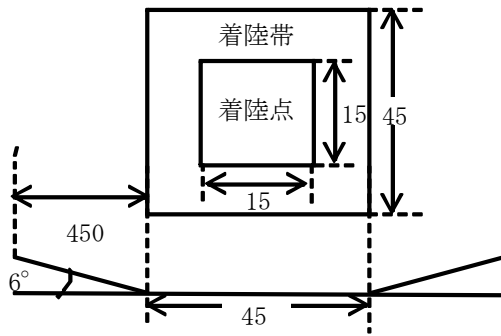
(b-1) 中小型機（UH-1）の場合
《標準》



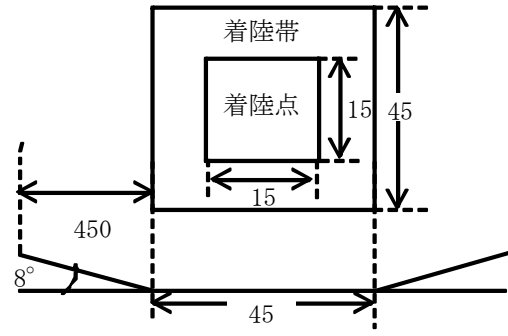
(b-2) 中小型機（UH-6）の場合
《応急》



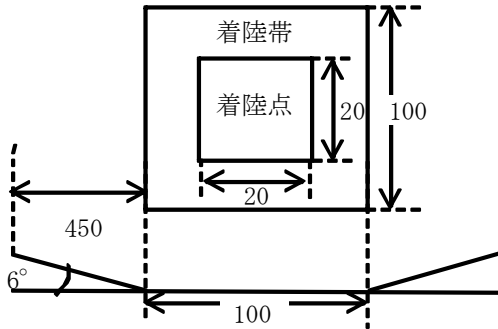
(c-1) 大型機（V-107及びUH-60J）の場合《標準》



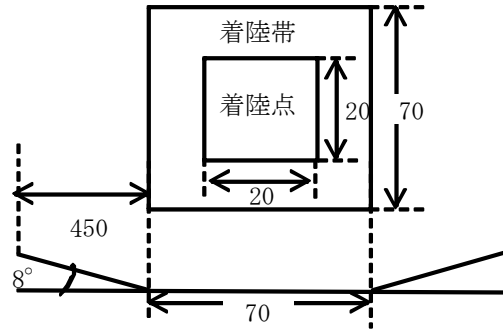
(c-2) 大型機（V-107及びUH-60J）の場合《応急》



(d-1) 大型機（CH-47）の場合《標準》

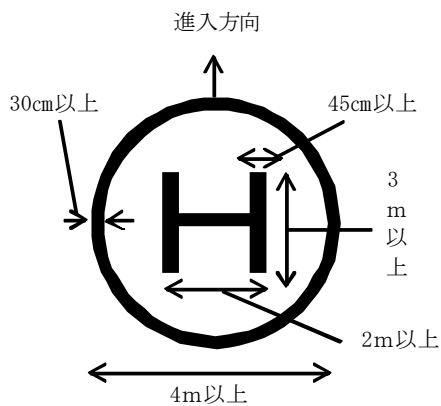


(d-2) 大型機（CH-47）の場合《応急》

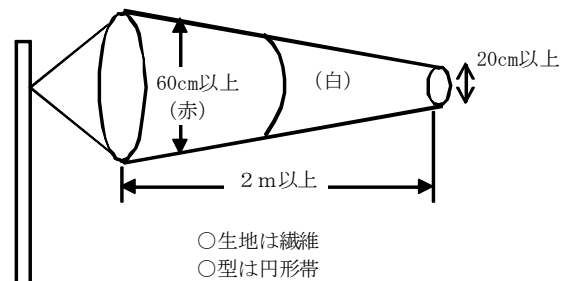


[ヘリポート標示基準]

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



(注) 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

○石灰で標示。積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

第7節 広域応援要請計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各対策部
---------	------------------

この計画は、災害時において隣接市町村、県または指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものである。

1 他の市町村または県に対する応援要請（防災班、各関係班）

市は、必要に応じ、他の市町村または県に対し応援を要請するものとする。応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、市長が知事に対し応援を求める。

●災害対策基本法 第67条 第68条

(3) 応援協定に基づく要請

市は、県内外の他市町村と応援協定を締結している。これらの応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものとする。

●資料編 資料2-2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市）

資料2-3 災害時における相互応援に関する協定（東海市）

資料2-4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会）

資料2-5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）

2 職員派遣の要請または職員派遣のあっせんの要請（人事班）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、またはあっせんを求めるものとする。要請またはあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長または指定公共機関に対し当該指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

●災害対策基本法第29条

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせ

んを求める場合は、次の事項を明示して要請する。（災害対策基本法施行令第16条）

●災害対策基本法第30条

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 県または他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、市長が知事または他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

●地方自治法第252条の17

※「1 他の市町村または県に対する応援要請」に基づく応援（人面的）と「2 職員派遣の要請または職員派遣のあつせんの要請」に基づく職員派遣との差異については、概ね次のとおりとなる。

区分	応援（人面的）	職員派遣
性質	マンパワーとしての人員に着目する 場合が多い	職員個人の有する技術・知識・経験 等に着目
期間	短期	原則として長期にわたる
事務	災害応急対策を実施するために必要 な事	災害応急対策又は災害復旧に関し必 要な事
身分	身分の移動を伴わない	派遣先の身分と併任
指揮 監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮 下に入る	個人的に派遣先に分属する

3 消防に関する応援要請（消防総務班）

(1) 市は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定または消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。

●消防組織法第39条 第44条

(2) 市は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（防災危機管理課）に依頼するものとする。なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

●資料編 資料18-17 緊急消防援助隊応援要請連絡

4 その他（防災班、各関係班）

国の非常災害対策本部から、海外からの支援受入れの連絡が県へとあった場合、県が支援の受入れの可否を判断し、支援を受入れる際に市は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上、決定する。

5 災害時受援体制（各関係班）

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について計画するものとする。

第8節 避難計画

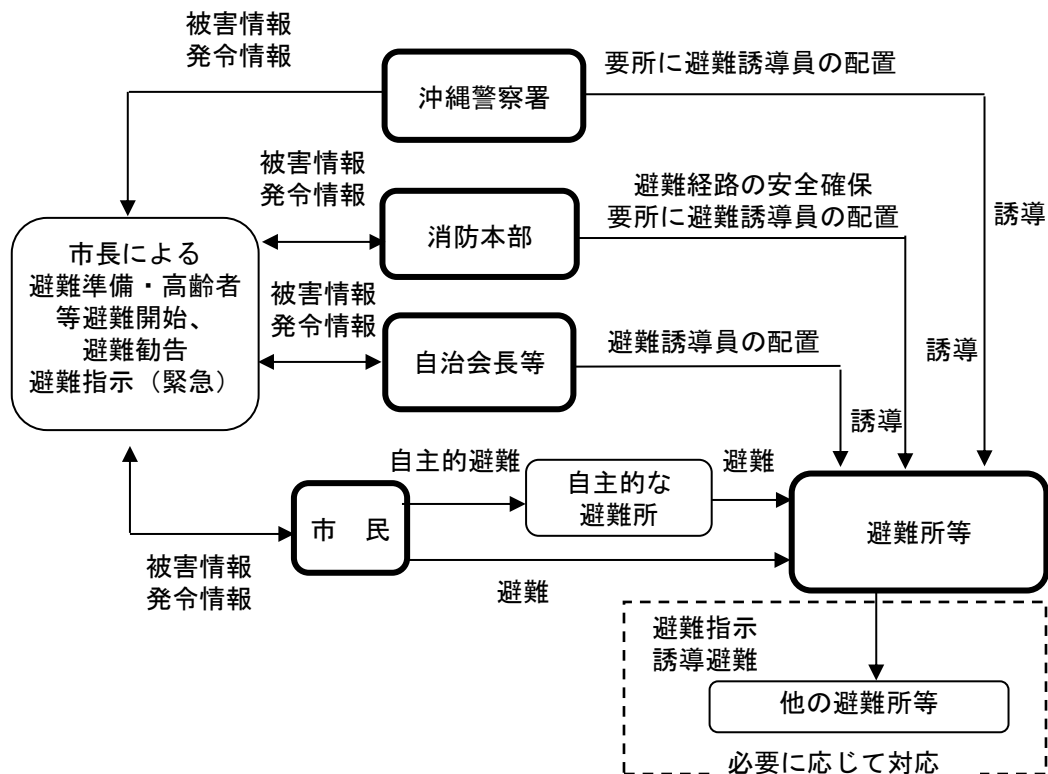
部署・関係機関	総務対策部、消防対策部、各関係対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	--------------------	---------------

この計画は、大地震や津波災害が発生した場合または津波災害が発生するおそれのある場合において、危険区域内の住民に対して避難のための立退きを勧告または指示するとともに、避難所の開設・運営等を実施し避難住民の生活安定を図るものである。

第1款 避難の原則

避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）と避難誘導の流れについては、以下のとおりとする。

〔避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）と避難誘導の流れ〕



1 実施責任者（各関係班）

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への收容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への收容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう

に努めるものとする。また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条	

(2) 避難勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	消防吏員も実施者に含む
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行

(3) 避難指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難勧告・避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行うものとする。

また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

2 避難勧告等の運用

(1) 避難勧告・指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・高齢者等避難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	災害対策基本法第56条
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第60条
避難指示（緊急）	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第63条

(2) 避難勧告等の基準

市は、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に基準等を策定し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

(3) 避難勧告等の内容（防災班、警防班）

避難措置実施者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ その他必要な事項

(4) 住民への周知

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示（緊急）の発令または警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、住民への周知を図る。

- ア 市防災行政無線、サイレンによる伝達
- イ 放送による伝達（緊急有線放送による一斉放送）
- ウ 広報車による伝達
- エ 伝達員による伝達
- オ 沖縄市メール配信サービス『メルマガ@おきなわ』

緊急を要し上記ア、イ、ウ、エの方法が難しいときは、消防団等による戸別伝達を行う。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」に準じて要請する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者	関係機関通知先	備考
市長	市長→県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	県内放送事業者	
知事の措置	県知事（防災危機管理課）→市長	災害対策基本法に基づく措置
	県知事（海岸防災課）→沖縄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官	警察官→沖縄警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官→沖縄警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長→市長→県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
消防職員・消防団員の措置	消防長→市長	消防法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者→沖縄警察署長	水防法に基づく措置

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

市は、市長が避難勧告等を発令した際には、「避難勧告等の情報の伝達ルート及び手段（資料編）」により、避難勧告等発令情報を県内放送事業者に伝達するものとする。

●資料編 資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

【避難勧告・指示（緊急）と警戒区域の設定の違い】

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。（従って、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。）

設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合

があり、最近では熊本地震時に宇土市で警戒区域を設定している。

(7) 解除の基準

- ア 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告または指示（緊急）基準の目安と住民に求める行動（防災班、消防班、各関係班）

(1) 市の役割

市は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び避難行動の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図るとともに、災害時には住民等の主体的な避難行動を支援する情報（避難勧告等）を提供しなければならない。

なお、避難準備・高齢者等避難開始、勧告または指示（緊急）の基準の目安は、2の「避難勧告等の運用」のとおりとする。

(2) 住民等の避難行動の原則

住民等は、自然災害に対して既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、行政に依存し過ぎることなく「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

ア 避難行動をとるにあたって事前に明確にする事項

- (ア) 災害種別毎に、居住地等にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと。
- (イ) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。
- (ウ) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

イ 避難行動

- (ア) 指定緊急避難場所や指定避難所等への立退き避難
- (イ) 指定緊急避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等への立退き避難
- (ウ) 屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

4 避難誘導の実施方法（各関係班）

市長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

実施事項	実施内容
(1) 避難の優先順位	避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。
(2) 避難者の誘導	避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。 ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。 イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。 ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

実施事項	実施内容
(3) 避難行動要支援者の避難誘導	<p>在宅の避難行動要支援者の避難は、市の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。</p> <p>社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。</p>
(4) 避難完了の確認	<p>避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。</p>

5 避難所の開設及び収容保護

(1) 避難所の設置

市は、発災時に必要に応じ、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

6 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、地震・津波編 第2章「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

7 避難所の運営管理

市は、「沖縄市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災

者等に係る情報の早期把握に努める。また、指定避難所等以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況、トイレ環境など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

8 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

9 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

10 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

11 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第2章「第8節 第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者（関係各班）

津波から避難するための避難準備・高齢者等避難開始、立退きの勧告、指示（緊急）及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第2章「第8節 第1款の1 実施責任者」のとおりとする。

2 津波浸水想定区域及び避難対象地域（防災班）

本市の津波浸水想定区域及び避難対象地域は基本編 第1章「第4節 災害の想定」による。

3 避難勧告・指示（緊急）等の発令（関係各班）

(1) 発令基準

発令基準については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年度 内閣府）」を参考に、どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令するものとし、警報等の種類による避難の対象となる地域及び対象者は次のとおりとする。

ただし、遠地地震に伴う津波のように到達までに時間がかかるものについては、気象庁の出す「遠地地震に関する情報」の内容を確認し、今後、津波警報等が発表される可能性がある場合は、前もって避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令を検討するものとする。

種類	対象地域	対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報 ・津波警報 ・強い揺れを感じた場合※ ・揺れは弱くとも1分以上の揺れを感じた場合※ 	避難対象地域 （平成24年度沖縄県津波被害想定調査浸水想定区域内）	地域内住民、観光客等
<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報 	海岸堤防等より海側	漁業関係者、湾港関係者、釣り人、海水浴客、海の中にいる方、浜辺にいる方等

※停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない場合

(2) 解除の基準

避難勧告・指示等の解除基準は、津波警報等が解除されたときとする。また、東日本大震災では、警報解除まで3日かかったことを考慮して、警報発表から3日間を想定した計画とする。

(3) 運用

避難勧告・指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第2章「第8節 第1款の2 避難勧告等の運用」のとおりとする。また、市は、市津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示（緊急）等の発令にあたる。

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で市民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等が発令する場合においても、市民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を市民等に伝達する。

ウ 津波警報・避難指示（緊急）等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

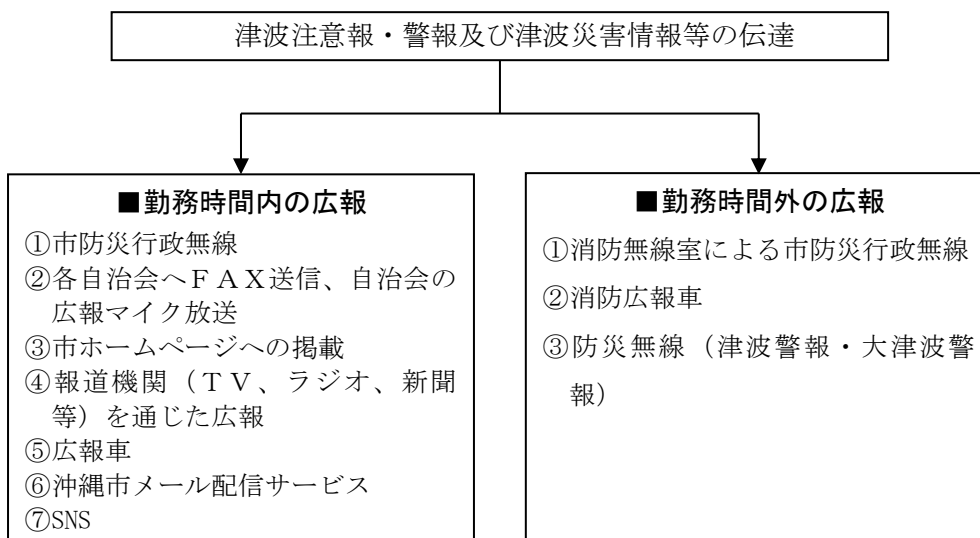
エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

4 津波浸水想定区域の住民への情報伝達体制（防災班、秘書広報班）

(1) 津波情報等の伝達方法

津波情報等の伝達にあたっては、次の方法で地域住民に対して伝達する。

[住民への伝達方法]



(2) 避難所への円滑かつ迅速な避難の確保

市は、津波浸水想定区域における津波情報等の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた津波ハザードマップを作成・公表する。

また、津波浸水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

(3) 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等は、これらの機関に協力する。

イ 避難誘導は、道路・橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。

ウ 原則として、避難者による自力避難とする。

エ 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先させる。また、避難支援プラン個別計画を策定し、避難支援体制を整備する。

オ 市民に対しては、避難に自家用車を使用し津波浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

(4) 船舶等の避難（中城海上保安部）

中城海上保安部は、津波警報等の発表に伴い、港湾内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の措置を行う。

5 避難場所

避難先は、市津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

●資料編 資料 6-5 津波避難施設一覧

6 避難所

(1) 避難所の開設・収容保護（関係各班）

避難勧告等の対象地域の住民等及び津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、地震・津波編 第2章「第8節 第1款 避難の原則」のとおりとする。

(2) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖時期は、ライフライン等の復旧が完了し、被災者が自宅等において一定の生活ができるまでを目処とする。また、避難者は減少しているものの、当該災害において居住場所を確保できない被災者にあつては、市営住宅等のあつせんを行い、避難所での生活が慢性的に継続されることを回避する。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村で一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

市長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市の受け入れ

市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議先市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

市長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞りの終了

市長は、広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務対策部、経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄警察署、観光施設の管理者、交通機関
---------	---

1 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した場合、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

2 避難収容

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

3 帰宅困難者対策

(1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県及び市は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、経済文化対策部、こどものまち推進対策部、建築対策部、各関係対策部
---------	--

1 避難行動要支援者の避難支援（ちゅいしいじい班）

市は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した市災害時要援護者避難支援計画や、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

2 避難生活への支援

(1) 避難時の支援（ちゅいしいじい班、こども企画班）

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を検討し要請する。

市は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅への入居（ちゅいしいじい班、市営住宅班）

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援（介護保険班、障がい福祉班、こども企画班）

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

3 外国人への支援（文化芸能班）

市は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

部署・関係機関	消防対策部
---------	-------

この計画は、暴風雨、洪水、高潮、地震、津波、火災等による災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、市民の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画でありここに定めるもののほか、消防本部の定める「沖縄市消防計画」によるものとする。

1 消防組織及び施設の整備充実（消防総務班）

(1) 消防組織

消防本部

消防署

消防出張所（山内、泡瀬）

消防団

(2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画により、器具、機材の整備等のほか、人員を整備充実させるものとする。

2 火災予防査察（予防班）

予防査察は、多数の者が勤務し、または出入し収容する防火対象物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施するものとする。

3 防火対象物の火災予防対策（予防班）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務しまたは居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、また届出を履行させるものとする。

4 危険物貯蔵所等の火災予防対策（予防班）

貯蔵所、取扱所並びに少量危険物貯蔵所に対し、次のとおり指導する。

- (1) 位置、構造設備、警報設備等は、危険物規制の政令技術基準どおり実施させる。
- (2) 危険物の貯蔵取扱運搬方法は、危険物取扱者に政令技術基準どおり実施させる。

5 火災警報（予防班、警防班）

火災に関する警報は、おおむね次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めたととき発するものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で最低湿度が50パーセント以下であり、かつ、最大風速が毎秒7メートル以上となる見込みのとき。

(2) 平均風速が15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

6 火災やその他の災害における警戒（予防班、警防班、消防班）

- (1) 消防署は3交替24時間勤務し、常に当該区域内の火災発生時に備えて、何時でも出動できるように待機の体制を保つこととする。
- (2) 火災またはその他の災害が予測される警報が発表された場合、上司の指示により非番員及び週休員は直ちに現場または定められた署、所に出動し勤務に就かなければならない。
- (3) 消防団員は、月例定例訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動可能な体制を維持しなければならない。これらの出動は、サイレン及び電話連絡等をもって伝達される。

7 火災の出動（消防班）

火災は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援援助協定及び全国消防長会応援計画・受援計画等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

8 火災原因及び被害調査（予防班、警防班）

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市長に報告するものとする。

9 市消防計画はおおむね次の事項について定めるものとする。（消防総務班）

- 第1 総則
- 第2 組織計画
- 第3 消防資機材等の整備計画
- 第4 調査計画
- 第5 教育訓練計画
- 第6 災害予防計画
- 第7 警報等発令伝達計画
- 第8 情報計画
- 第9 火災警報計画
- 第10 風水害等警備計画
- 第11 避難計画
- 第12 地震災害警防計画・地震水災警防計画
- 第13 救助・救急計画
- 第14 出動計画及び警備計画等
- 第15 その他応援・受援協力体制計画

第12節 救出計画

部署・関係機関	消防対策部、各関係対策部	自衛隊、沖縄警察署、中城海上保安部
---------	--------------	-------------------

災害時における救出活動は、次によるものとする。

1 実施責任者

市及び消防本部をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

2 救出の方法（消防班、各関係班）

被災者の救出は、市においては消防本部または消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施する。

機関等	役割
市 及 び 消 防 本 部	(1) 本来の救助機関として救出にあたる。 (2) 市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊、中城海上保安部等の応援を求める。
警 察	(1) 救出の応援要請があった場合、または、警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 (2) 救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施する。
市 民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

3 救出用資機材の調達（消防総務班、各関係班）

市及び消防本部は、備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄市建設業者会との災害時応援協定書（資料編）より救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達する。

●資料編 資料 2-11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会）

4 惨事ストレス対策（消防総務班）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

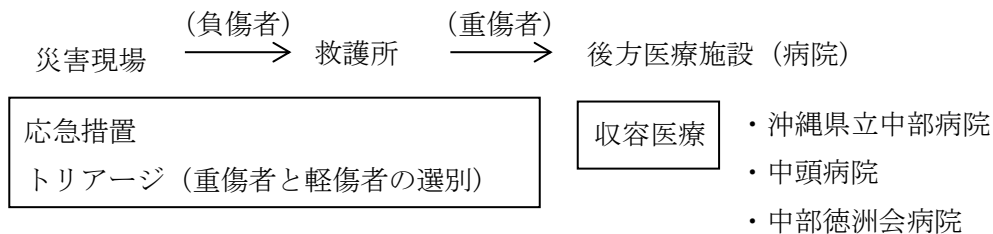
部署・関係機関	健康福祉対策部、こども対策部、消防対策部、各関係対策部 中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、各関係機関
---------	--

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

第1款 医療及び助産

この計画は、災害のため医療機能が停止し、または著しく不足し、あるいは混乱したため、災害地の住民が医療のみちを失った場合に応急的に医療及び助産または乳幼児の救護を行い、り災者を保護するための計画である。

[応急医療活動の主な流れ]



（注）後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

1 医療及び助産救護の実施（市民健康班、こども相談・健康班）

- (1) 医療及び助産救護は、医療班（応急時に組織化）により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。中部地区医師会の災害時医療救急班連絡体制については、資料編「災害時の医療救急班の連絡系統図」のとおりとする。
- (2) 医療班の編成は、次のとおりとする。

- 医師 1 名
- 看護師または保健師 3 名
- 事務員 1 名
- 運転手 1 名

●資料編 資料 8-1 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網

2 救護所の設置（市民健康班、こども相談・健康班）

設置区分	設 置 基 準
救 護 所	診療所、助産所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置するものとする。

設置区分	設置基準
応急救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難所（学校公民館等）のり災者の収容施設、り災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所を臨時に設置するものとする。

●資料編 資料7-4 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割

第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

項目	内容
対象災害	ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象 イ 大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出 ウ 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故 エ その他災害対策基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害または事故
規模	ア 上記アの災害等で、傷病者がおおむね50人以上に及ぶ場合
範囲	ア 傷病発生と同時に現場で行う応急措置 イ 初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療 ウ 現場において死にいたった場合の遺体の検案洗浄、縫合等の措置

2 救急医療体制の確立（市民健康班、こども相談・健康班）

市は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期すとともに、その活動体制について確立を図るものとする。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

市及び各機関・団体における業務内容は次のとおりとする。

機関	業務内容
県（医療政策課、衛生薬務課、保健所、県立病院）	① 救急医療についての総合調整 ② 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 ③ 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請 ④ 県医師会に対する出動要請 ⑤ 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請 ⑥ 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 ⑦ （公社）沖縄県看護協会看護救護班の出動要請 ⑧ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請 ⑨ 医療材料の整備

機 関	業 務 内 容
市	① 現地における応急的医療施設の設置及び管理 ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 ③ 沖縄市赤十字奉仕団長に対する出動要請 ④ 中部地区医師会に対する出動要請 ⑤ 県と連携により、こころのケア対策の実施
県警察	① 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 ② 交通の規制 ③ 傷病者等の住所・氏名等の確認
第十一管区海上保安本部 (中城海上保安部)	① 海上における傷病者の救出・搬送 ② 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 ③ 海上における傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構、公、私立等の 医療施設	① 医療の実施 ② 傷病者に対する看護
自衛隊	① 傷病者の救出及び搬送の支援 ② 救助物資の輸送支援
日本赤十字社沖縄県支部	① 医療の実施 ② 傷病者に対する看護 ③ 救助物資の給与
県医師会	① 医療施設の確保 ② 医師会所属の医療班に対する出動要請
県薬剤師会	① 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
企業体等	① 現地における応急的医療施設の設置及び管理 ② 傷病者等の住所・氏名等の確認
N T T西日本沖縄支店	① 臨時電話の設置
沖縄電力株式会社	① 電力供給設備の復旧

3 災害発生時の通報連絡

- (1) 企業体等における災害発生時の責任者または災害の発見者は、ただちにその旨を市長または警察官若しくは、海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた市長は、県中部土木事務所等（中部地方本部長）及び中部地区医師会へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報連絡を受けた県中部土木事務所等（中部地方本部長）は、その旨を知事へ報告するものとし、知事は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報連絡を受けた医師会及び中部地区医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報を受けた海上保安官は、琉球水難救済会及び関係漁業協同組合へ通報連絡するものとする。
- (7) 通報の内容は次のとおりである。
 - ア 事故等発生（発見）の日時
 - イ 事故等発生（発見）の場所

ウ 事故等発生（発見）の状況

エ その他参考事項

通報連絡等救急医療対策系統図は資料編のとおりとする。

●資料編 資料 8-2 通報連絡等救急医療対策系統図

4 傷病者の搬送（消防班、各関係班）

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。なお、搬送に必要な車両等の確保については「第14節 交通輸送計画」によるものとする。

5 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図るものとする。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び中部地区医師会長において十分配慮するものとする。

6 費用の範囲と負担区分

項 目	内 容
費 用 の 範 囲	出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費
費 用 の 負 担 区 分	<p>ア 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は、市が負担する。</p> <p>イ 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の原因を負う企業体が負担する。</p> <p>ウ 人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生の原因所在が不明なものによる場合で、かつ災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する市が負担する。</p> <p>エ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。</p>
費 用 額	医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額。

7 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担するものとする。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第14節 交通輸送計画

部署・関係機関	建設対策部、総務対策部、消防対策部	沖縄警察署、中城海上保安部
---------	-------------------	---------------

災害時における交通の確保並びに災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は次によるものとする。

第1款 交通計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するものである。

1 実施要領（道路班）

道路管理者としての市長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、または、判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し必要に応じて規制を実施するものとする。

規制の実施に際しては、適切な処置を図り、沖縄警察署長へ規制実施箇所及びまわり道等について通報するものとする。

2 実施区分等

各実施者が行う交通規制は、次の区分により実施する。

区 分		実施者	範 囲	根 拠 法
陸 上	道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	(1) 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
	公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(1) 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条、第5条、第6条

区 分		実施者	範 囲	根 拠 法
海 上	海上保安庁	港長（中城海上保安部長） 海上保安官	(1) 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。	港則法第37条
			(2) 異常な気象又は、海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあり、または混雑緩和のため、必要があると認める場合	海上保安庁法第18条
			(3) 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認める場合	

3 規制措置の内容（道路班）

(1) 危険箇所における規制

市、県または県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止または制限する必要があると認めるときは、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(2) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、市長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者または災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

実施機関	措 置 内 容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	<p>ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。</p> <p>イ 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p>

4 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

5 発見者等の通報

災害時に道路及びきょう梁等の交通施設の危険な状況または交通が極めて混乱している状況を見した者は、速やかに市長または警察官に通報するものとする。通報を受けたときは、警察官にあつては市長へ、市長にあつてはその路線を管理する道路管理者または警察機関へ通知するものとする。

●災害対策基本法第54条

6 一般車両運転者の責務

災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

7 関係機関の相互連絡（道路班）

市と関係機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

8 緊急通行車両の事前届け出（防災班、契約管財班）

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来すことが懸念される。このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期しておくものとする。

担当事務局	届 出	
沖縄市総務部防災課 電話 939-7773	県公安委員会	電話 862-0110
	沖縄警察署交通規制係	電話 932-0110

通行車両事前届出済証 「緊急通行車両事前届出済証」

番号	交付番号	車 両 番 号				担 当 課 (用 途)
1	57	沖縄	800	す	4354	防災課（防災車）※
2	2166	沖縄	200	は	172	ちゅいしいじい課 かりゆし園（福祉バス）
3	3670	沖縄	300	の	9103	道路課（道路パトロール車）

※緊急自動車指定

9 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。また、市長は、管理外の道路において、これらの措置が必要な場合、当該道路管理者に対し要請することができる。

第2款 緊急輸送

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材の輸送等を確実にを行うためのものである。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 緊急輸送対象

優先段階	対 象 内 容
第 1 段 階	(1) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

優先段階	対 象 内 容
第 2 段 階	(1) 第1段階の継続 (2) 食料、水等の生命維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階	(1) 第2段階の継続 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

2 輸送方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- (1) 道路輸送
- (2) 海上輸送
- (3) 空中輸送
- (4) 人力による輸送

3 道路輸送（契約管財班）

(1) 市有車両の確保

災害輸送のため市有車両の確保は、次の方法により行う。

ア 市有車両の掌握管理は、契約管財班において行うものとする。市有車両の保有状況は、資料編によるものとする。

●資料編 資料 7-2 市有車両の保有状況

イ 各班長は、車両を必要とするときは、契約管財班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- ① 輸送日時及び輸送区間
- ② 輸送対象の人数、品名及び数量
- ③ その他必要な事項

ウ 契約管財班長は、各班長から要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

(2) 民間車両による輸送

市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、沖縄総合事務局運輸部に民間車両の斡旋を依頼し、迅速な輸送に努めるものとする。

なお、要請に際しては、次の事項及び必要車両を明示するものとする。

- ア 輸送日時及び輸送区間
- イ 輸送対象の人数、品名及び数量
- ウ その他必要な事項

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書（契約管財班）

市長は、緊急輸送に車両を使用するときは、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

(4) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送または車両の借上げは、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

(5) 緊急輸送道路

本市における、重要道路（第1次緊急輸送道路）は次のとおりである。

（平成28年6月沖縄県耐震改修促進計画により指定した道路）

路線名		管理者	起終点
高速自動車国道	沖縄自動車道	西日本高速道路株式会社	許田 IC～那覇 IC
国道（指）	国道329号	沖縄総合事務局	那覇市上間～那覇市明治橋 沖縄市高原～北中城村渡口
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄県	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道	沖縄環状線	沖縄県	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道	県道20号線	沖縄県	沖縄市高原～沖縄市上地
市道	松本団地西側線	沖縄市	沖縄市美原1丁目～4丁目

●資料編 資料7-5 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）

4 海上輸送（契約管財班）

(1) 県有船舶による輸送の要請

市は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を必要とする船舶数

エ 応急措置事項

オ その他参考となるべき事項

(2) 中城海上保安部の船艇による輸送の要請依頼

市は、中城海上保安部の船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

(3) 民間船舶による輸送のあっせん依頼

市は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんで依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

5 空中輸送（契約管財班）

(1) 空中輸送の要請等

市は、災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の要請を行う。空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に準ずるものとする。

(2) ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。ヘリポートの設置基準については、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」の定めるところによる。

6 人力輸送（契約管財班）

- (1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。
- (2) 市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努める。
- (3) 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行う。

7 広域輸送拠点の確保（契約管財班）

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第15節 治安警備計画

部署・関係機関	市民対策部	沖縄警察署
---------	-------	-------

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図ることを目的とする。

1 災害地における警察の役割

警察は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎ、または災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における治安警備（市民生活班）

- (1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備計画並びに沖縄警察署災害警備計画によるものとする。
- (2) 市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは沖縄警察署長に連絡を取るものとし、両者が緊密に協力するものとする。
- (3) 市長が警察官の協力を求める場合は、原則として署長に行うものとする。
- (4) 市長が警察官の出動を求める場合は、沖縄警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第16節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	市民対策部
---------	-------

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合に市長は県知事が行う救助を補助するものとする。ただし次に掲げる救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、その権限の属する救助を市長が行うことができるものとする。

1 救助業務の種類

<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所及び応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 被災した住宅の応急修理 ⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 ⑧ 学用品の給与 ⑨ 埋葬 ⑩ 死体の捜索及び処理 ⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
--

なお、災害救助法の適用外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号から4号の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか一つに該当する場合である。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市 100 世帯以上	第1項の1
② 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 50 世帯以上	第1項の2
③ 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上で 市 特に救助を要する場合	第1項の3
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合	— ※	第1項の4

(注) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

	住宅の被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった家を含む）	3世帯

4 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊	住家が滅失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもとする。
住家の半壊 半焼等	住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊、焼失部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったものとする。

※「住家」とは、現実の居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1世帯」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

5 救助法の適用要請（市民生活班）

(1) 市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生の日時 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする機関 ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ⑥ その他必要な事項 |
|---|

(2) 適用要請の特例

災害の事態が緊迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は

災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

6 救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助として、資料編に掲げる内容について実施するものとする。

- 資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第17節 給水計画

部署・関係機関	上下水道対策部、消防対策部、各対策部
---------	--------------------

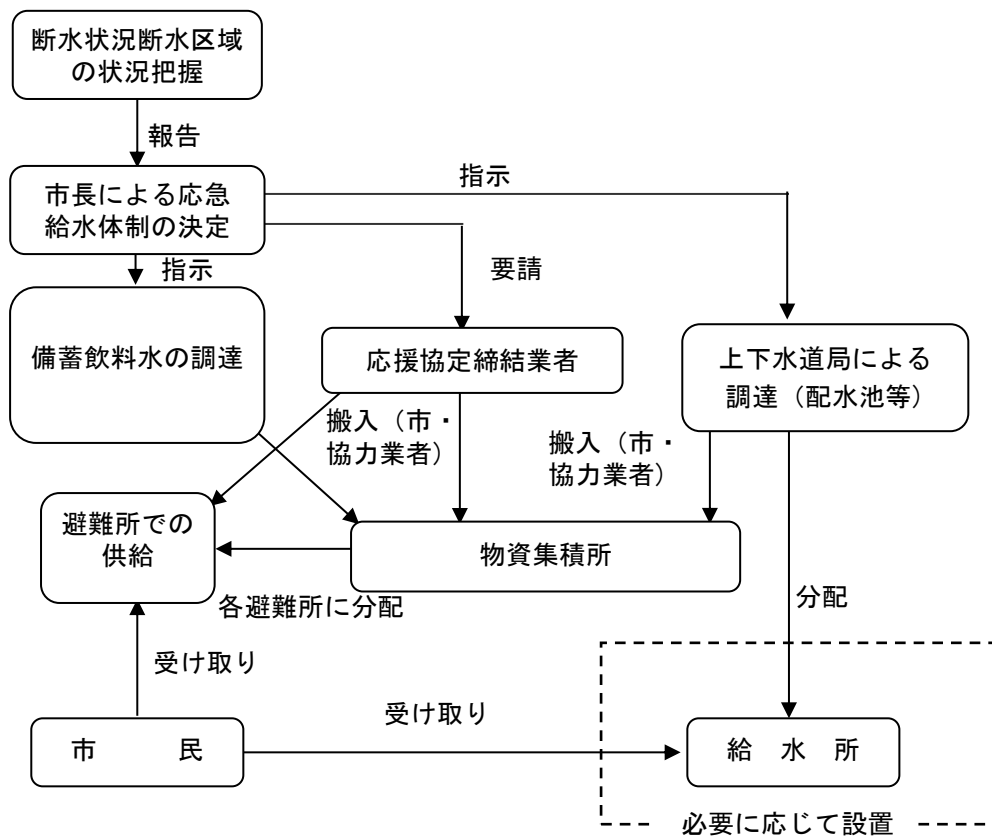
この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

給水は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が給水の必要を認めるときは、災害救助法の適用時に準じて市長が実施する。また、市で実施することが困難な場合は、県を通じて自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[応急給水の流れ]



1 供給の方法（工務班、消防班）

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (3) 供給の方法は、県の調整池及び市の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

ア 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された

緊急給水基地に搬送するものとする。

イ 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

ウ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。

(4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

ア ろ水器によるろ過給水

(ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。

(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

イ 容器による搬送給水

(ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。

(イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(5) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

2 給水量

被災者に対する給水量は、沖縄市水道局危機管理マニュアルに基づき、下表のとおり実施する。ただし、補給水源の水量、供給能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

応急給水の目標設定

災害発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3 L／人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、給水車
10日	20 L／人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100 L／人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約 250 L／人・日)	概ね 100m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

3 水道施設の応急復旧（管理班）

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

4 市内の水源容量及び非常用飲料水袋

(1) 水源容量

八重島配水池	全容量：9,537 m ³
八重島第2配水池	全容量：6,440 m ³
松本配水池	全容量：3,167 m ³
大里配水池	全容量：4,850 m ³
高原配水池	全容量：4,000 m ³
胡屋配水池	全容量：5,000 m ³
若夏公園飲料用耐震性貯水槽	全容量：100 m ³
合計	33,094 m ³

(2) 非常用飲料水袋

非常用飲料水袋（6ℓ）	7,000個
-------------	--------

第18節 食料供給計画

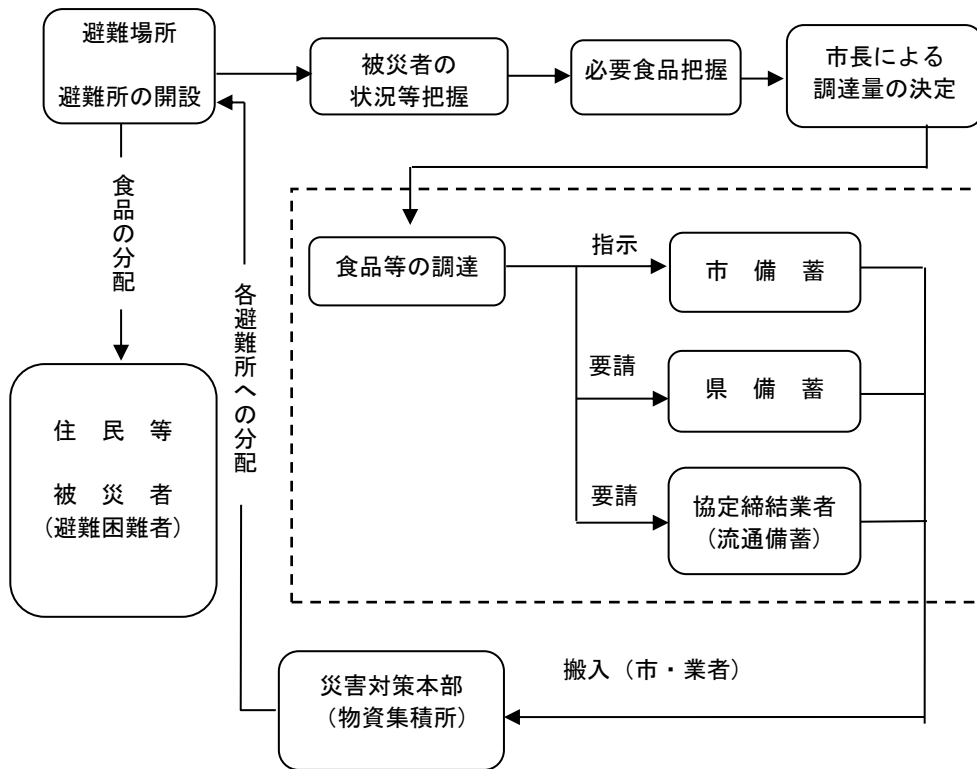
部署・関係機関	市民対策部、経済文化対策部、教育対策部
---------	---------------------

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食品供給のための調整、炊出し及び配給等の迅速確実を期するものである。

災害時における食料の供給は、市が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[食料供給の流れ]



1 食料の調達方法（市民生活班、農林水産班）

区分	調達方法
(1) 米穀、災害用乾パン	あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県、他の市町村及び協定締結業者等に対し応援を要請する。
(2) その他の主食、副主食及び副調味料等	原則として市が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県、他の市町村及び協定締結業者等に対し応援を要請する。

2 炊出し等食品の供給（市民生活班、農林水産班、学校給食センター班）

被害者に対する応急炊出しおよび食料品の供給は、次によるものとする。

(1) 供給の方法

ア 炊出し及び食品の供給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

ウ 炊出しは、各避難所において避難者で組織する炊出し班が行い、必要に応じ婦人会及び自治会等の協力を得て行うものとする。

エ 炊出し及び食料品供給のために必要な原材料、燃料等の確保は市長が行うものとする。

オ 炊出し施設は可能な限り、学校等の給食施設または公民館、寺社等の既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設または、避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者または管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

ク 食料の提供にあたっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 供給の種別、品目及び数量

ア 種別

① 炊出し（乳幼児のミルクを含む）

② 食品供給（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食品を支給する）

イ 供給品目及び数量

① 供給品目は米穀またはその加工品及び副食品とする。

② 供給数量は、1人1日精米換算 300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

3 要配慮者等に配慮した食料の供給（市民生活班、農林水産班、学校給食センター班）

要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の供給に努めるものとする。

第19節 生活必需品供給計画

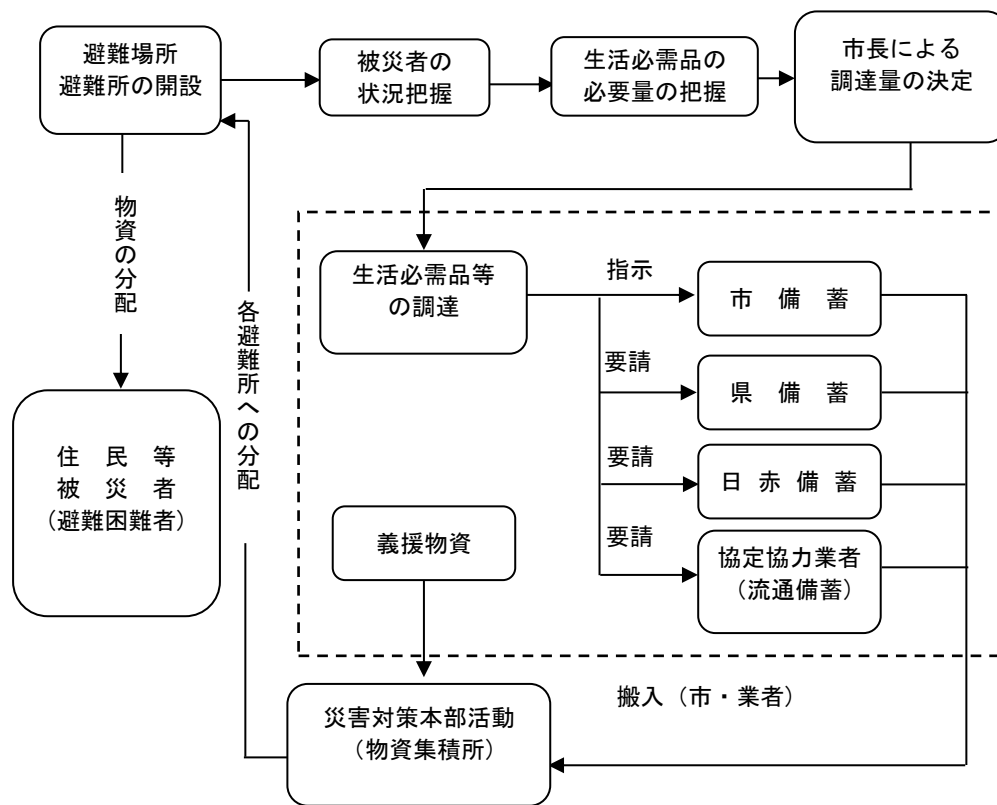
部署・関係機関	市民対策部、健康福祉対策部
---------	---------------

この計画は、被災者に対する生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。ただし県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。災害救助法が適用されない場合にあっても、市が必要と認めるときは、市長が実施する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

[生活必需品供給の流れ]



1 物資の調達（市民生活班、ちゅいしいじい班）

物資の調達については、風水害等編 第1章「第15節 食糧等備蓄計画」による備蓄品、関係業者等の災害時応援協定による物資の確保及び義援物資等を活用し調達計画により行う。

なお、必要量が確保できないときは、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」により、県、日本赤十字社及び他の市町村に対し応援要請を行うものとする。

2 物資の供給または貸与

市は、衣料、生活必需品その他物資の供給又は貸与について、救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

区 分	供 給 ・ 貸 与 の 範 囲
対 象 者	(1) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全・半壊（焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者） (2) 船舶の遭難等により被害を受けた者 (3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者 (4) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者
品 目	供給及び貸与する物資等は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う (1) 寝 具……就寝に必要な最小限度の毛布等 (2) 衣 類……上着、下着等 (3) 見回り品……タオル、手拭い、靴、傘等 (4) 炊事用具……鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 (5) 日用品……石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 (6) 光熱材料……マッチ、ろうそく等 (7) その他……懐中電灯、ラジオ等

3 物資の配給方法（市民生活班）

世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実に配給するものとする。

4 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

(2) 受入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

5 義援物資及び金品の保管及び配分（ちゅいしいじい班、市民生活班）

本市に送付された義援物資及び金品については、義援物資台帳を作成し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護收容計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、こども対策部、市民対策部、上下水道対策部
---------	------------------------------

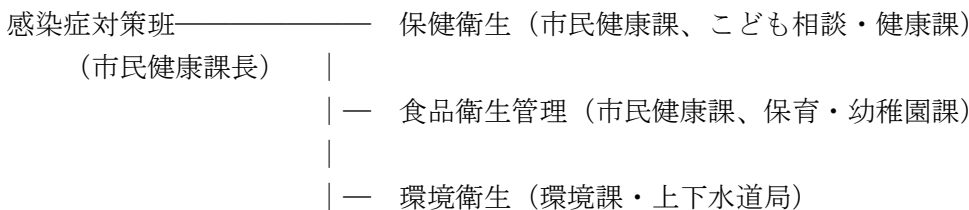
第1款 感染症対策

市は知事（環境部、保健医療部、保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。知事（環境部、保健医療部、保健所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行う。災害時における感染症の発生及びまん延の防止は、健康福祉対策部・こども対策部が担当し、市民対策部・上下水道対策部の協力を得て行うものとする。

1 感染症対策班の編成

健康福祉対策部・こども対策部・市民対策部・上下水道対策部は、次のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範囲にまたがる時は、その都度即応体制をとるものとする。

・班の編成



2 保健衛生（市民健康班、こども相談・健康班）

・保健衛生の実施

実施事項	実施内容
臨時予防接種	予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期または期間を指定して実施するものとする。
避難所の感染症対策措置	避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。 （感染症対策指導の重点事項） ア 疫学調査 イ 清潔の保持及び消毒の実施 ウ 集団給食 エ 飲料水の管理 オ 健康診断 カ 生活の用に供される水の管理
良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者（高齢者、障害者等の要配慮者も含む）のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）や関係機関との調整を行うものとする。

3 食品衛生監視（市民健康班、保育・幼稚園班）

市は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における食品衛生監視活動を要請するものとする。

4 環境衛生（環境班・上下水道対策部）

市は、環境衛生について法令等に基づき下表のとおり実施する。

ただし、床上浸水等の被害にあった建物においては、厚生労働省の推進する消毒方法を周知した上で被災世帯に消毒薬剤等を配布し、各自で清潔を保つよう指導を行い環境衛生の維持をはかる。

・環境衛生の実施

実施事項	実施内容
清潔方法	感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、本市が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	法施行規則第14条に定めるところにより行うものとする。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行令第15条によるものとする。
生活の用に供される水の供給	法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

第2款 し尿の処理（環境班）

市は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し対応するものとする。ただし、被害が甚大なため本市で実施できない有害化学物質等が漏えいした場合は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

実施事項	実施内容
収集方法	市は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。 なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。
処理方法	し尿の処理は、全量を倉浜衛生組合において処理する。また、倉浜衛生組合で処理できない場合は、近隣市町村に処理を依頼する。 ●資料編 資料11-3 し尿処理施設リスト
し尿処理	ア 仮設トイレ等の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。 イ 家庭内や避難所等から排出される使用済み携帯トイレの処理方法について定め周知する。
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達の必要を生じたときは、市が調達するものとする。

第3款 動物の保護収容対策

1 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境班）

(1) 実施者及び収容・管理

実施区分	実施者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（動物愛護管理センター等）及び市（協力機関：市、民間団体）	災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。また、県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所または施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。
特定動物（危険動物）対策	県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関）	県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに、市、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。
	（財）沖縄こども未来ゾーン運営財団	上記実施内容に基づき、関係機関と連絡調整を行う。 （非常事態対策要綱）

●資料編 資料 17-2 公益財団法人沖縄こどもの国「非常事態対策要綱」

(2) 保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(3) 動物の処分

区分	実施者	実施内容
所有者不明犬等	県（動物愛護管理センター等）	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
危険動物		人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。 実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

2 ペットへの対応（環境班）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難所等での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

市は、避難所でのペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内にペット専用スペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置し、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。また、県はペットフードや飼育用の資機材を確保する。

第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	消防対策部、健康福祉対策部、市民対策部、各対策部 沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	---

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の收容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。市長は、各関係機関相互の協力体制の整備を図る。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第1款 行方不明者対策

1 行方不明者の搜索（市民班、消防班）

実施事項	実施内容
行方不明者リストの作成	庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票（資料編）を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、搜索者名簿を作成し、消防本部へ送付するものとする。
搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各班員をもって編成するものとする。
搜索の方法	搜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

●資料編 資料 18-19 行方不明者届出票

2 行方不明者発見後の処理（保護班、消防班）

実施事項	実施内容
負傷者等の收容	搜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び中城海上保安部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に收容するものとする。
遺体の收容	速やかに適切な場所に收容し、身元識別等のため関係機関に周知する。（遺体收容施設：沖縄市武道館）
医療機関との連携	搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、医療機関等との連絡をあらかじめとっておくものとする。

第2款 遺体処理及び埋葬計画

遺体の収容及び埋葬等は、関係機関と連携し実施するものとする。また、災害救助法が適用された場合の遺体の処理、埋葬は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

遺体収容施設での対応は、24時間体制で遺体の受付、保管・管理及び引き渡し手続き等に追われることから、過去の対応事例や課題等を勘案し、担当する職員の体制や精神的ケアにも十分留意しなければならない。

1 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等までの事前措置（保護班、市民班、環境班）

市は、遺体収容施設の設置等に関し、あらかじめ、県、沖縄警察署及び各地域における関係機関等と協議を行い、次の事項について整備を行う。

- (1) 遺体収容施設の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項
- (2) 遺体収容施設の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (3) 遺体の搜索及び遺体収容施設までの遺体搬送に関する事項
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容施設設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (6) 検視・検案用資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (7) 大規模災害時における遺体処理関係について、葬儀社等との協定締結に関する事項
- (8) 火葬手続きに関する事項
- (9) 広域火葬に関する事項

2 遺体の収容及び安置等（保護班、市民班、環境班）

(1) 遺体収容施設の設置

市は、大規模災害が発生し、多数の死者が発見又は発見されるおそれのある場合は、避難所及び救護所とは別の場所であり、検視・検案活動及び遺体を一時的に安置できる規模を有する施設として、沖縄市武道館を遺体収容施設として設置し、対応職員の配置を行い、警察・医師による検視・検案並びに遺体を保管・管理ができるよう早期に設営しなければならない。

ア 施設の管理責任者

本部長は、施設の設置から遺体の保管・管理まで、全体を指揮する管理責任者を指定する。

イ 施設設営及び必要な備品の確保

市は、遺体を収容から遺族への引き渡しまでを迅速に行うため、施設を次の区分により設営するとともに、必要な備品を確保する。また、遺体が搬入される検視場所と遺族等が出入りする安置場所は、別室又はパネル等で仕切り区別するものとし、出入り口についても遺体搬入口と遺族専用出入り口に区別するものとする。

区分	設置ブース	必要な備品
検視場所	遺体受付所	テーブル、椅子、マスク、手袋、消臭スプレー、関係書類、筆記用具等、その他現場対応職員用の備品
	遺体洗浄場所	洗浄用の水及びタンク、ホース、テント（屋外設置時）等
	検視・検案場所	ブルーシート、テーブル、椅子、ビニールシート、納体袋、照明器具、発電機等
安置場所	遺体一時安置場所	棺、白布、ドライアイス、消臭剤等
	身元確認所	テーブル、椅子、マスク、手袋、消臭スプレー、関係書類、筆記用具等、その他現場対応職員用の備品
	安否相談受付	
	遺族控え室	焼香台（遺族面会室に設置）等
	遺族面会室	掲示用ボード
遺体写真掲示スペース		
施設全般	各ブースを区切るためのパネル、暗幕等	

(2) 遺体の受付

市は、遺体収容施設に搬送された遺体については、遺体受付所にて検視・検案で待機している警察官とともに、発見者又は搬送者等から事情聴取を行い、遺体の受付（人定、発見日時、場所、発見時の状況、着衣、所持品等の確認）を実施し遺体調書を作成する。また、遺族も帯同している場合は、遺族控え室へ案内する。

●資料編 資料 18-20 遺体調書

(3) 遺体の引継ぎ

市は、警察及び医師による検視・検案の終了後、遺体の保管のため、警察から遺体を引継ぐものとする。その際、医師が作成した死体検案書（死亡診断書）及び遺体受付の際に確認した着衣や所持品等も確実に引継ぐ。

(4) 遺体の保管・管理

市は、死体処理台帳を作成し遺体の管理を行うものとする。

遺体の保管にあっては、遺体一時安置場所において、棺の中に納体袋に入れたまま遺体を納める。ただし、棺の準備がない場合は、納体袋のまま安置する。また、着衣や所持品等を紛失しないように棺や納体袋の中に収納する。

保管する遺体については、時間経過に伴い腐敗が進行し悪臭を放つようになることから、ドライアイスを用意し、遺体を冷やす又は納体袋を2重3重にする等の措置を取り、腐敗の進行を遅らせるよう努める。

●資料編 資料 13-3 様式 16 死体処理台帳

(5) 身元不明の遺体の取扱い

遺族専用出入り口付近に、遺族等が身内なのか確認するため、警察により撮影した遺体写真掲示スペースを設置し、早期に身元が判明するよう努める。また、保管・管理が長期間に及ぶこともあるので、ドライアイスの補充や腐敗臭の対策を行うなど、遺体の取り扱いには十分留意する。

(6) 遺体の引き渡し

市は、遺体を遺族に引き渡す場合、遺体一時安置場所にいる警察官とともに、死体検案書（死亡診断書）着衣や所持品等の引継ぎ及び必要書類への記入等の引き渡し手続きを行うものとする。その際、遺族にあっては、精神的に大きなダメージを追っていることから、遺体の取扱いや遺体に対する言動等に十分留意する。

また、家族や身内ではないか等、遺体収容施設を訪ねてくる遺族があった場合、安否相談受付を行い警察官とともに事情聴取を行う。その後、遺族を遺族控え室に案内し、身元確認所にて、遺体の身元確認作業を行い、身元が判明した場合は、引き渡し手続きを行う。

3 遺体の埋葬（環境班、市民班）

市は、遺体を速やかに埋葬するため、次のとおり実施する。

- (1) 災害が発生したときは、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握する。地元火葬場が稼働不可となっている場合は、県が実施する広域火葬について綿密に連携を図るものとする。
- (2) 埋葬を希望する遺族に対し、埋葬のための相談窓口を設置し、遺族による火葬許可申請書の作成及び市による火葬許可書の発行を行うものとする。その際、書類等の作成や火葬場の手続きに便宜を図り、火葬場、遺体の搬送等の情報を的確に提供するものとする。

●資料編 資料 18-22 死体（火葬・埋葬）許可申請書 資料 18-23 死体（火葬・埋葬）許可証

- (3) 市は、遺体収容施設に安置している遺体を埋葬する場合は、遺族への引き渡し手続きと並行して火葬手続きを行うものとする。ただし、長期間身元が判明しない遺体は、市が遺体の火葬手続きを行うものとする。
- (4) 市は、遺体の埋葬について埋葬台帳を作成し、その管理にあたる。

●資料編 資料 13-3 様式 15 埋葬台帳

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部	中城海上保安部
---------	-------------	---------

この計画は、災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、知事が実施する。ただし知事が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市長が行うことができる。

1 障害物の除去（道路班、環境班）

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

倒壊した住宅の解体は、被災者生活再建支援法に基づき被災世帯に支給された支援金により被災者が実施する。市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

中城海上保安部（港長）は、港内において海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

(5) 漁港関係障害物

漁港管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

2 災害廃棄物の処理（環境班）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」に基づき、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、処理体制を速やかに確保する。

市は、廃棄物処理が困難な場合、広域処理体制の構築を県に要請する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとする。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

(5) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。なお災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借上げて収集する。

イ ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定める。

ウ 市の保有するごみ収集車両及び委託業者等の車両は、資料編のとおりである。

●資料編 資料 11-1 ごみの収集車両及び作業員

(6) 処理方法

ごみの処理は、原則として市の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

第23節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部
---------	--------------

市は、被災者に対する応急仮設住宅の設置及び応急修理を実施する。災害救助法が適用された場合は、知事が行うが、災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が設置の必要を認めるときは、市長が実施する。また、二次災害防止のため、住宅の応急危険度判定を行うものとする。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 応急仮設住宅の設置等（市営住宅班、各関係班）

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は以下のとおりとする。

(1) 対象者

応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(2) 設置規模、費用及び期間

ア 規模

応急仮設住宅の規模は一戸当りの規模は 29.7 m²（9坪）を基準とする。また構造は、1戸建、長屋建、或いはアパート式建築のいずれでも差しつかえない。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近隣する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の会議等に利用するための施設を設置することができ、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

イ 費用

応急仮設住宅建設の費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当り平均 5,610,000 円以内とする。

ウ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

(3) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の設置にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。また、市は、高齢者などの要配慮者等を数人以上収容し、要配慮者が利用しやすい構造や設備を有する施設について、施設と協議し福祉仮設住宅として設置を図るものとする。

(4) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(5) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(6) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反

映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

2 住宅の応急修理（建築指導班、建築・公園班、市営住宅班）

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は以下のとおりとする。

(1) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(2) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は知事（権限を委任した場合は市長）が直接または建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及びトイレ等のような生活上欠くことのできない最少限度必要な部分のみを対象とする。

(3) 修理の戸数、費用及び期間

応急修理の対象数は半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。費用及び期間については、資料編を参照する。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

3 公営住宅の活用（市営住宅班）

市は、県と連携して、市営住宅及び県営住宅の空家状況の把握に努めるとともに、それぞれ、入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

4 住家の被災調査（建築指導班、建築・公園班、市営住宅班）

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

<被災者台帳の内容>

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧ 上記に掲げられるもののほか、内閣府令で定める事項

第24節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	建設対策部	建設業団体
---------	-------	-------

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣を県に要請し、応急危険度判定士による技術的な危険度判定により、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るものとする。

1 被災建築物（被災宅地）応急危険度判定（建築指導班）

- (1) 市は、建築物の余震による倒壊や落下物及び宅地・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。
- (2) 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者または使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。
- (3) 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

2 応急危険度判定のための市の措置（建築指導班）

市は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- (1) 応急危険度判定を優先して行う必要のある建築物、宅地等の選定
- (2) 地図の提供
- (3) その他、応急危険度判定に必要な資機材の提供

3 降雨等による水害・土砂災害の防止

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

4 高潮、波浪等の対策

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策部
---------	-------

この計画は、文教施設または児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

●資料編 資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

市の役割	<p>ア 市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市が行う。</p> <p>イ 市立小中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。</p> <p>ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市長が行う。</p>
県の役割	<p>ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。</p> <p>イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。</p>
私立学校	私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

2 応急教育対策（教育対策部、各関係班）

実施事項	実施内容
休校措置	<p>ア 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。</p> <p>イ 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童・生徒に周知させる。</p> <p>ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。</p> <p>エ 学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置または補強を施し、学校教育に支障のない万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。</p>
学校施設の確保	<p>ア 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。</p> <p>イ 校舎の全部または大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、または、隣接学校の校舎等を利用する。</p> <p>ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校または被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎を建設する。</p> <p>エ 市教育委員会は、応急教育にあたって市内に適切な施設がない場合は県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設のあっせんを要請する。</p> <p>オ 市は、県立学校施設の使用できない場合において、その地域の適切な公共施設等の利用について県教育委員会から要請があった場合は協力するものとする。</p>

実施事項	実施内容
教育職員の確保	<p>ア 市教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障を来たすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努める。</p> <p>イ 教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。</p>
教科書、教材及び学用品の支給方法 [特別支援学校含む ※高等部を除く]	<p>ア 被災児童・生徒及び教科書の被害状況の調査報告 市長は被災した児童・生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。</p> <p>イ 支給 市は、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会に協力を求め適切な措置を実施する。</p> <p>① 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給 給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。</p> <p>② 災害救助法適用世帯以外の児童・生徒に対しては、市または本人の負担とする。</p>
被災児童・生徒の転校、編入	被災児童・生徒の転校、編入については、教育長が定める。
私立学校	<p>私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施に当たるものとする。</p> <p>私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。</p>

3 学校の措置（指導班）

大規模災害発生後の学校のとるべき主な措置は以下のとおり。

(1) 災害発生後の措置

児童・生徒在校中	<p>ア 避難 大規模災害発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>イ 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>ウ 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>エ 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所、避難所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>オ 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。</p>
児童・生徒不在中	<p>ア 防災業務の分担 災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>イ 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。</p> <p>ウ 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) 状況別対応行動

	児童・生徒の行動
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに避難所へ避難する。 <p>【災害発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・がけ下、海岸、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。</p> <p>【教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。（地震時） ・大きな揺れが収まったら（地震時）、直ちに周囲の状況を確認の上、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>【廊下・階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>【グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
校外活動時	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>【所属校から離れている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については災害対策本部の指示に従う。 ・がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>【所属校に近い場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。

児童・生徒の行動	
校外活動時	<p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例…勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>【校内の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・1人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。 <p>【校外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

4 学校給食対策（学校給食センター班）

市教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施するものとする。

5 社会教育施設等の対策（生涯学習班、中央公民館）

中央公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理を速やかに実施するものとする。

6 り災児童・生徒の保健管理（指導班）

市は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

7 文化財の保護（郷土博物館）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定・登録の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策部 沖縄警察署、各事業所
---------	------------------

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。なお、通報連絡系統図は次項の図のとおりとする。

1 石油類対策（予防班、警防班、消防班）

責任者	実施内容
(1) 危険物施設の責任者	<p>消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。</p> <p>ア 危険物施設の実態に応じ危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。</p> <p>イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。</p> <p>ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。</p>
(2) 市の措置	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。
(3) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に別途定めるものとする。

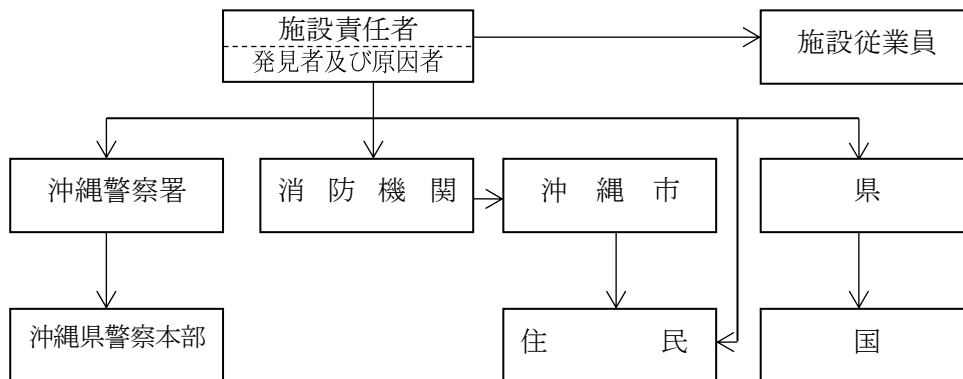
※危険物の大量貯蔵施設については、資料編による。●資料編 資料9 危険物取扱施設

2 高圧ガス類対策（予防班、警防班、消防班）

責任者	措置内容
(1) 高圧ガス保管施設責任者	<p>高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。</p> <p>ア 火気の使用を停止し状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。</p> <p>イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費等の作業を中止し施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出しこの作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。</p> <p>ウ 充填容器等を安全な場所に移す。</p>
(2) 市の措置	市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。
(3) 県の保安措置	<p>ア 高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。</p> <p>イ 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。</p> <p>ウ 高圧ガスまたはこれを充填した容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。</p>
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行うものとする。

※高圧ガス施設[製造所(充填)]については、資料編による。●資料編 資料9 危険物取扱施設

[情報連絡系統図（石油類、高圧ガス、火薬類）]



3 毒物劇物（予防班、警防班、消防班）

責任者	措置内容
(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割	毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。 ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
(2) 市の措置	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。
(3) 県の措置	ア 施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。 イ 毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。
(4) 警察の措置	警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第27節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部	沖縄警察署、中城海上保安部、各関係機関
---------	---------	---------------------

市、中城海上保安部、沖縄総合事務局、沖縄警察署及び沖縄市漁業協同組合は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

1 在港船舶対策（農林水産班、各関係班）

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は関係機関が無線連絡等または船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し災害情報の周知徹底を図る他、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は速やかに荷役終了または中止させる。
- (4) 航行中の船舶は早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内または港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、地震・津波編 第2章「第8節 避難計画」による。

第28節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策部
---------	-------

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 労務者供給の方法（人事班）

(1) 供給手続

市長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示し、労務者の供給を依頼するものとする。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

(2) 給料等の基準

給料等の基準は、沖縄市会計年度任用職員の給料等に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 給料等の支払方法

給料等の支払方法は、その日払いとし、支払事務等は「沖縄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。

(4) 労務者の輸送方法

労務者の輸送は、市有車両によって行うものとする。

2 職員の派遣の要請等（人事班）

(1) 職員の派遣の要請

ア 市長は災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。

イ 市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは他の市町村長に対し当該市町村の職員の派遣を求めるものとする。

ウ 市長はア・イによる職員の派遣の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣あつせん

ア 市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関

の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

イ 市長は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

ウ 市長はア、イによる職員のあつせんを求める場合は(1)のウの要請に準じた文書をもって行うものとする。

3 従事命令、協力命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発するものとする。

(2) 損失に対する補償

市は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

(3) 傷害等に対する補償

市は従事命令（警察官または海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、市は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

●資料編 資料14 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

第29節 民間団体の活用計画

部署・関係機関	各関係対策部
---------	--------

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、市長または市教育委員会が民間団体の協力を図るものである。なお、市で実施できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。また、大規模な被害若しくは広範囲にわたる災害が発生した場合は、知事または県教育委員会に要請する。

1 協力要請対象団体

- (1) 女性団体
- (2) 青年団体
- (3) 各種団体

2 協力要請（各関係班）

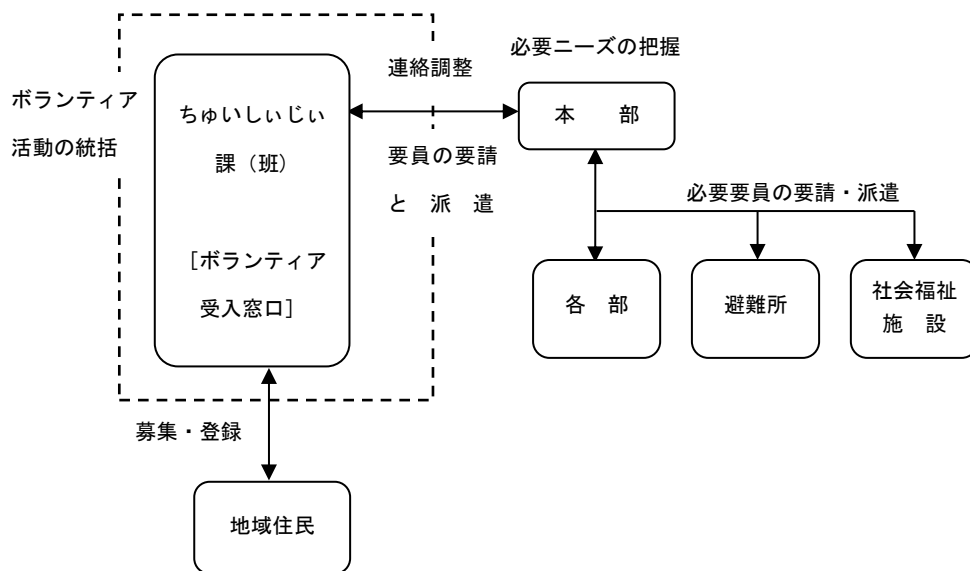
実施項目	内 容
要 請 事 項 の 明 示	(1) 協力を必要とする理由 (2) 作業の内容 (3) 期間 (4) 従事場所 (5) 所要人員数 (6) その他必要な事項
協力を要請する 作 業 内 容	(1) 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 (2) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕 (3) 被災者に対する炊出し、給水の奉仕 (4) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕 (5) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 (6) その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第30節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	健康福祉対策部、各関係対策部	市社会福祉協議会
---------	----------------	----------

大規模災害の発生時には、市の防災関係の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。このような場合、応急対策の迅速かつ確かな実施を行うため関係諸団体との連携の下、ボランティア団体の参加を求めるとともに、受入体制を整備するものである。また市は、社会福祉協議会やNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

[ボランティアの受入等の流れ]



1 ボランティアニーズの把握（ちゅいしいじい班）

災害対策本部の各部は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアニーズについてちゅいしいじい班に報告する。その際、一般分野（避難所の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別する。

2 受入体制の整備（ちゅいしいじい班、各関係班）

市社会福祉協議会、日本赤十字社、他関係機関と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるよう、受入体制を整備する。さらに受入に際しては、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮されるとともに、その活動拠点の提供等支援に努めるものとする。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣してもらって実施する。

3 ボランティアの活動内容（各関係班）

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

一般ボランティア	専門ボランティア
(1) 炊き出し (2) 清掃 (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内 (5) 軽易な事務補助 (6) 危険を伴わない軽易な作業 (7) 避難所における各種支援活動 (8) その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 (9) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 (10) その他必要なボランティア活動	(1) 医療救護（医師、看護師、助産師等） (2) 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者） (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） (4) 住宅の応急危険度判定（建築士） (5) その他災害救助活動において専門技能を要する業務

4 ボランティアの活動支援（ちゅいしいじい班）

市、市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 主な支援内容・役割

市社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部の役割（市庁舎等）	地区活動拠点の役割（市庁舎）
ア ボランティアの活動方針の検討 イ 全体の活動状況の把握 ウ ボランティアニーズの全体的把握 エ ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整 カ ボランティア活動支援金の募集、分配 キ 継続的活動支援	ア 避難所等のボランティア活動の統括 イ 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ウ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） エ ボランティアの紹介 オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

部署・関係機関	建設対策部、経済文化対策部
---------	---------------

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は次によるものとする。

1 施設の防護（道路班）

(1) 道路施設

ア 市道及び里道

市道及び里道の管理者である市における措置は次のとおりである。

- ① 市長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を中部土木事務所長に報告する。
 - a 被害の発生した日時及び場所
 - b 被害の内容及び程度
 - c 迂回道路の有無
- ② 市長は自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア 市における措置

市長は、護岸及び岸壁等に被害が発生した場合は、県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに次の事項を中部土木事務所長及び中部農林土木事務所長に報告する。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害内容及び程度
- ③ 泊地内での沈没船舶の有無

2 応急措置（道路班、各関係班）

施設	応急措置
道路施設	市は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。
港湾・漁港施設	港湾・漁港管理者は、市と連携し、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

3 応急工事（道路班、各関係班）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資機材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- ① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の仕方

イ 応援または派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、または大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

施 設	実施項目	実 施 内 容
道 路 施 設	応 急 工 事 (仮 工 事)	ア 排土作業または盛土作業 イ 仮舗装作業 ウ 障害物の除去 エ 仮道、栈道、仮橋等の設備
	応 急 工 事 の 順 位	被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。
港 湾 、 漁 港 施 設	背 後 地 に 対 する 防 護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤または決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。
	航 路 、 泊 地 の 防 護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
	け い 留 施 設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	総務対策部、建設対策部、上下水道対策部、経済文化対策部、消防対策部、各関係対策部 沖縄電力(株) うるま支店、N T T西日本沖縄支店、液化石油ガス事業所
---------	--

第1款 電力施設災害応急対策・停電対策

1 電力施設災害応急対策（沖縄電力(株)）

本市における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

(1) 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

(2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理に当たって関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港5丁目2番1号	877-2341
沖縄電力(株)うるま支店	うるま市江洲358-2	0120-586-705

2 市の対策

(1) 停電時の対策（各関係課）

市は、電力施設に甚大な被害があり、大規模な停電が発生した場合、在宅の要配慮者が使用している酸素濃縮装置や、避難者及び被災者等が安否確認や情報収集に活用するスマートフォン等のバッテリー充電について、避難所等に充電スペースを設置し対策にあたるものとする。また、燃料、発電機等を迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(2) 災害復旧に伴う土地の一時使用（用地課）

市は、沖縄電力(株)から土地収用法第122条に基づく申請があった場合は、内容を精査し許可するとともに、公図等の提供等に協力するものとする。

第2款 液化石油ガス施設災害応急対策

ガス施設に関する災害応急対策は、沖縄市内各ガス関係業者が定める保安規程により各業者が実施する。

なお、同規程は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して、安全を確保し、かつ災害その他の非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関、警察に連絡するとともに、応急措置を行う。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 出動体制

対応の種類	担当	実施の内容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）、または現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼または支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

ア 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者）とする。

イ 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

ウ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

(4) 事故の処理

ア 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。

イ 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3款 上水道施設災害応急対策

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」に基づき、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施（管理班）

(1) 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基

づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び配水池・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(2) 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

(3) 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人口透析治療施設、冷却水を要する変電所などは優先して実施する。

2 広域支援の要請（水道総務班、管理班）

水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の凶面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

3 災害広報（水道総務班）

応急復旧の公平性を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
市上下水道局総務課	沖縄市美里5丁目28番1号	937-6211

第4款 下水道施設災害応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施（下水道班）

(1) 処理場、ポンプ場の復旧

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図る。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
上下水道部下水道課	沖縄市美里5丁目28番1号	921-3125 内線 4005
沖縄浄管センター	沖縄市八重島2丁目13番9号	939-3915
沖縄市管工事協同組合	沖縄市安慶田5丁目2番9号	933-3157

2 トイレ環境の確保（下水道班、環境班、各関係班）

市は、下水道施設に甚大な被害が発生又は被害が見込まれる場合、被害の確認が取れるまでの間、市民等に対し、下水道を利用したトイレ使用の禁止を周知するとともに、家庭内及び避難所等での携帯トイレ及びビニール袋と給水シート等を利用した緊急用のトイレ等の使用を徹底させる。また、避難者や被災者の生活に支障が生じることがないように、必要に応じて避難所等への仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。

下水道施設の被害が明らかになり使用可能である場合は、学校のプールや井戸等の水を活用し処理するものとする。

使用済み携帯トイレや仮設トイレ等のし尿処理については、地震・津波編 第2章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に基づき実施する。

第5款 電気通信業務用電気通信設備災害応急対策

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

1 NTT西日本沖縄支店内における応急対策

NTT西日本沖縄支店長は災害が発生し、または発生のおそれがあると認めたときは同社の防災業務計画に基づき実施するものとする。

なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ災害対策本部と協議し、実施するものとする。

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
NTT西日本沖縄支店 総務担当	浦添市城間4丁目35番1号	870-4010
NTT西日本沖縄支店 災害対策室	浦添市城間4丁目35番2号	871-2820

第33節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

1 農作物応急対策（農林水産班）

(1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、沖縄県農業協同組合と協力して必要量の確保に努める。

ア 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は、市内にある沖縄県農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

イ 市長の要請を受けた沖縄県農業協同組合各支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

(2) 病害虫の防除対策

災害により病害虫が異常発生し、または発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県の指導のもと、緊急防除を実施する。

2 家畜応急対策（農林水産班）

(1) 家畜の管理

災害が発生、または災害の発生が予想されるときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、家畜の避難所の選定、避難の方法について、あらかじめ計画しておくものとする。また、必要に応じて市は、飼養者と調整を行う。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県の指示に従い必要な防疫対策を実施する。

市は、家畜の被害状況を把握し、家畜飼養者は、災害による死亡家畜について関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、畜産関係団体等の要請に基づき、県または農業協同組合等に対し必要量の確保及び供給についてあせんに要請するものとする。

3 水産物応急対策（農林水産班）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は県に確保要請を行う。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、その発生まん延のための防止について県

の指導を要請する。

4 漁船漁具応急対策（農林水産班）

(1) 漁船漁具の管理

台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、市は、この場合の避難場所の選定、避難の方法等についてあらかじめ漁協及び漁港関係者間で事前協議を行うよう促す。

第34節 米軍との相互応援計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策部
---------	-------------

1 相互連携体制の構築（防災班）

市は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

2 基地立入りに関する協定（防災班）

市は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結を進めている。

市は、協定が成立した後に当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

3 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入りについて」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

4 消防相互援助協約

「消防相互援助協約」に基づき、米軍（キャンプバトラー基地消防）及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

5 嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書

「嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書」（平成22年7月2日）に基づき、嘉手納空軍基地消防及び沖縄市消防本部は、指定する管轄区域内で災害が発生した場合、相互に援助を行う。

第35節 り災証明の発行

部署・関係機関	市民対策部、消防対策部、経済文化対策部
---------	---------------------

発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、り災証明を発行するものとする。なお、火災のみの場合のり災証明については、消防本部にて発行し、災害により農地や農業施設、農業機械に多大な被害を被った場合のり災証明は、農林水産班にて発行する。

1 り災証明（市民生活班、予防班、農林水産班）

(1) り災証明書の発行

り災証明書の発行については、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、災害対策基本法第90条の2に基づき以下の項目の「り災証明」を行うものとする。

全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水、災害による全焼、半焼、水損

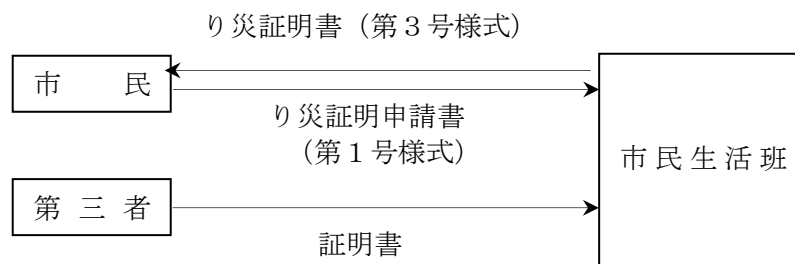
(2) 判定結果に関する相談・再調査の受付

市は、判定に不服のある場合の再調査等を当初調査した班で受け付ける。また、被災者は、①り災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生から90日以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。

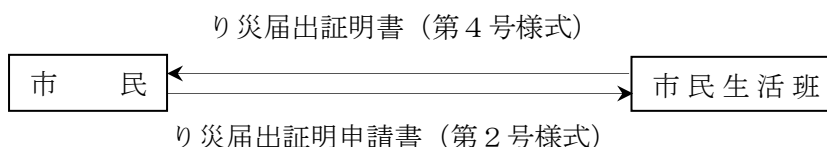
(3) 未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の「証明書」によつてり災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限って証明書の発行手続きを行う。



(4) り災届出証明書の発行

未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外（テレビ、家具等）のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行う「り災届出証明書」で対応する。詳細は、資料編を参照。



2 住家の被災調査（建築指導班、建築・公園班、市営住宅班）

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

第3章 災害復旧・復興計画（地震・津波編）

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設対策部、各関係対策部
---------	--------------

被災した施設は、本市がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設または改良を図る。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針（都市整備班）

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したとき、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画（各関係班）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

ア 河川施設復旧事業計画

イ 海岸 //

ウ 道路 //

エ 砂防 //

オ 地すべり防止施設復旧事業計画

カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画

キ 下水道施設復旧事業計画

ク 港湾施設復旧事業計画

ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画

コ 漁港施設復旧事業計画

サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 市の措置（契約管財班、財政班、各関係班）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図るものとする。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部設置される災害（以下「特定大規模災害」という）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策部、市民対策部、建設対策部、各関係対策部
---------	--------------------------

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

第1款 災害相談

被災者が抱える相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

1 住民サポートセンターの開設（各関係班）

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、市は、県その他関係機関と連携して住民サポートセンターを開設するものとする。

センターの開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

2 相談内容（各関係班）

住民サポートセンターにおける相談内容（例）は、次のとおりである。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- (4) り災証明の発行手続き
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地・借家
- (11) 医療、保健（精神保健を含む）
- (12) 労働相談

3 設置場所（各関係班）

住民サポートセンターは、市役所、被災地の公共施設等に設置する。

4 市相談窓口等の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

第2款 住宅の復旧

災害時における被災住宅の復旧対策は、次によるものとする。

1 災害復興住宅資金の融資（建築指導班）

市は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

2 災害公営住宅の建設（市営住宅班）

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

3 住宅供給（市営住宅班）

市長は、必要な場合は全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空き屋の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

第3款 生業資金の貸付

1 市災害見舞金の支給（市民生活班）

市は、「沖縄市災害見舞金等支給要綱」に基づき、災害を受けた市民に対し、以下の災害見舞金を支給する。

(1) 弔慰金の支給

対 象	災害により死亡した者（その者の故意または重大な過失によって死亡した者を除く。）については、その遺族に支給する。
支 給 額	死亡した場合 100,000 円（1人につき）

(2) 見舞金の支給

対 象	災害により治療期間が30日以上を負傷をした者または住家が全壊、全焼若しくは流失、半壊、半焼若しくは床上浸水した世帯に対して支給する。	
見 舞 金	治療期間30日以上を負傷の場合	1人につき70,000円
	住家全壊、全焼又は流出の場合	1世帯3人以上：100,000円
		1世帯2人以下：70,000円
	住家半壊、半焼の場合	1世帯3人以上：70,000円
		1世帯2人以下：50,000円
住家床上浸水の場合	1世帯3人以上：50,000円	
	1世帯2人以下：30,000円	
火災に伴う消火活動による住家の水損、破損又は汚損の場合	1世帯3人以上：30,000円	
	1世帯2人以下：20,000円	

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金（市民生活班）

(1) 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

実 施 主 体	沖 縄 市
対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アに掲げる遺族がない場合、死亡した者の死亡時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費 用 負 担 割 合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）
根 拠 法 令 等	ア 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） イ 同法施行令（昭和48年政令第374号） ウ 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号） エ 同条例施行規則（昭和49年規則第16号）

(2) 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

実 施 主 体	沖 縄 市
対 象 災 害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障 害 の 程 度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ア 両眼が失明したもの イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 イ その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費 用 負 担 割 合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）

3 生業資金の貸付（市民生活班）

市は、災害救助法が適用になった場合、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）による災害援護資金

以下の内容のほか、詳細は県地域防災計画によるものとする。

対 象 災 害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸 付 限 度 額	150 万円～350 万円
貸 付 原 資 負 担	国（2／3）、県（1／3）

(2) 生活福祉資金の貸付

資金種類、貸付内容等は県地域防災計画によるものとする。

(3) 母子福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 株式会社日本政策金融公庫資金

ア 更生資金

イ 恩給担保貸付金

ウ 遺族国債担保貸付金

エ 引揚者国庫債券担保貸付金

(5) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

4 被災世帯に対する住宅融資（各関係班）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修しまたは非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

5 その他の住宅関係の融資（建築指導班）

災害復興住宅（沖縄復興開発金融公庫）

- ア 災害復興住宅資金
- イ 地すべり等関連住宅資金
- ウ 宅地防災工事資金

6 災害義援金品の募集及び配分（市民生活班）

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

7 租税の徴収猶予及び減免等（各関係班）

- (1) 沖縄市税条例（税の徴収猶予及び減免）
- (2) 沖縄市介護保険条例（保険料の徴収猶予及び減免）
- (3) 沖縄市下水道条例（使用料の減免）
- (4) 沖縄市国民健康保険条例（保険料の徴収猶予及び減免）
- (5) 沖縄市建築基準法施行手数料徴収条例（手数料の減免）
- (6) 沖縄市営住宅条例（家賃の徴収猶予及び減免）

8 市営住宅の入居等（市営住宅班）

市は、沖縄市営住宅条例に基づき、住居を失った災害被災者に対して、入居公募の例外、入居資格の特例等により、被災者の生活を確保するものとする。

9 職業のあっせん（企業誘致班）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第4款 被災者生活再建支援

部署・関係機関	市民対策部、建設対策部、各関係対策部
---------	--------------------

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画によるものとする。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）、または、法人から委託を受けた市が実施するものとする。

なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

1 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となりうる。）

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害

2 対象となる世帯

上記の対象となる自然災害によって対象となる世帯については、以下のとおりとする。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯、または居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、または解体されるに至った世帯
- (2) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- (3) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記(1)(2)の世帯を除く。）

3 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準〔災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）〕により市が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

4 支援金の支給及び支給限度額

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入、世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で300万円が支給される。

なお、支援金の支給限度額は次表のとおり。

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	(1)～(4)	(5)～(8)
年収≤500万円の世帯	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収≤700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収≤800万円	複数	150万円	50万円	100万円
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

※要援護世帯とは重度の身体障がい者世帯、生活保護世帯等をいう。

- (1) 通常または特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費
- (2) 自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費
- (3) 住居移転費または交通費
- (4) 住宅を賃借する場合の礼金
- (5) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- (6) 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
- (7) 住宅の建設、購入のための借入金等の利息
- (8) ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費

※大規模半壊世帯は(5)～(8)のみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）

※長期避難世帯は特例として更に(1)、(3)の経費について支給限度額の範囲内で70万円を限度に支給

※他の都道府県に移転する場合は(5)～(8)それぞれの支給限度額の1/2

5 市の事務体制（市民生活班、各関係班）

下記の(1)～(13)の後にある「◎」は市で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務を表す。

(1) ・制度の周知（広報）

(2) ◎住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告する。

ア 市名、法の対象となる、または、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。））、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等）

エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。

オ 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県子ども生活福祉部の報告責任者と密接な連携を図る。

(3) ◎り災証明書等必要書類の発行

次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるため、市は、当該被災者から請求があったときは、必要な書類を発行する。

ア 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類

ウ 要援護世帯であることが確認できる証明書類

エ り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

(4) ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続等の窓口業務を行う。

(5) ◎支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等処理する。

ア 支給対象額の算定

イ 対象となる世帯の収入額の算定

ウ 要援護世帯の確認

エ 添付書類等の有無

オ その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

- (6) ◎支給申請書等のとりまとめ
支給申請書の受付・確認等を終了後、県に送付する。
- (7) ◎使途実績報告書の受付・確認等
使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。
- (8) ○支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- (9) ○支援金の返還に係る請求書の交付
- (10) ○加算金の納付に係る請求書の交付
- (11) ○延滞金の納付に係る請求書の交付
- (12) ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- (13) ・その他上記に係る付帯事務

6 地震保険や共済制度の活用（市民生活班、関係班）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	経済文化対策部
---------	---------

この計画は、災害を受けた農漁業者、中小企業者及び一般被災者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

災害時の被災農漁業者、中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

1 農業への融資対策（農林水産班）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 林業への融資対策（農林水産班）

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金または沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3 漁業者への融資対策（農林水産班）

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資機材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設または在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にし、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業者への融資対策（商工振興課）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

市は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

市は、商工会議所等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

(3) 中小企業災害復興対策資金の活用促進（商工振興班）

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、下記で掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進するものとする。

資金名	実施主体等	関連法令	備考
(1) 災害復旧資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興開発金融公庫 ・ 株式会社商工組合中央金庫 	「沖縄振興開発金融公庫法」	国の利子補給
(2) 災害復旧高度化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県 ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 		
(3) セーフティネット保証	沖縄県信用保証協会 (融資の保証)	「中小企業信用保険法」	
(4) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）	沖縄県		県から取扱金融機関に原資預託

第4節 復興の基本方針

部署・関係機関	建設対策部、市民対策部、各関係対策部
---------	--------------------

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の作成（都市整備班、各関係班）

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理（環境班）

市は、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり（都市整備班、各関係班）

市は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震、不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等（都市整備班、各関係班）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に

即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

